
第 5 次 広 陵 町 総 合 計 画

中期基本計画素案

令和 7 年 12 月現在
広 陵 町

第5次広陵町総合計画中期基本計画

目 次

第1章 第5次広陵町総合計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成と期間	2
3 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係	3
第2章 本町を取り巻く現状と課題	5
1 国内の社会経済動向	5
2 まちの概況	13
3 将来人口の推計結果	29
4 まちづくりに関する住民の意見	32
5 今後のまちづくりにおける主要課題	40
第3章 基本構想	42
1 まちの将来像	42
2 まちづくりの基本理念	43
3 まちづくりの基本目標	44
4 自治体経営の基本方針	49
第4章 基本計画	50
1 重点プロジェクト（第3次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）	50
(1) 重点プロジェクトの体系	50
(2) 重点プロジェクトの進捗管理	52
(3) 重点プロジェクト別の施策	53
【基本目標Ⅰ】誰もが安全・安心に暮らし続けられるまち	53
【基本目標Ⅱ】新しい命を育み、次世代が輝くまち	61
【基本目標Ⅲ】稼ぐ力を高め、地域が躍動するまち	68
【基本目標Ⅳ】まち、ひと、しごとを支え高めるDX推進のまち	77
2 分野別計画編の体系	82
3 分野別計画編	83
【基本目標1】自然と人が調和したまち	85
施策1－1 公園の保全と緑化の推進	85
施策1－2 環境保全の推進	88
施策1－3 環境衛生の充実	91
【基本目標2】生活基盤が充実したまち	95
施策2－1 地域特性を活かしたまちづくりの推進	95
施策2－2 良好な住環境の保全・形成	98

施策 2－3 将来にわたり持続的な上・下水道事業の推進	101
施策 2－4 道路・公共交通の充実	104
【基本目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち	108
施策 3－1 子育て支援の充実	108
施策 3－2 青少年の健全育成	113
施策 3－3 学校教育の充実	116
【基本目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち	120
施策 4－1 防災・減災体制の強化	120
施策 4－2 防犯・交通安全の充実	124
施策 4－3 保健・医療の充実	127
施策 4－4 高齢者福祉の充実	132
施策 4－5 障がい者福祉の充実	137
施策 4－6 地域福祉の充実	141
施策 4－7 社会保障の適正運用	144
【基本目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち	147
施策 5－1 生涯学習の推進	147
施策 5－2 地域コミュニティの育成	151
施策 5－3 スポーツの振興	154
施策 5－4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用	157
施策 5－5 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進	161
【基本目標6】地域が活性化するまち	166
施策 6－1 農業の振興	166
施策 6－2 地域経済の振興	171
施策 6－3 観光・交流の振興	176
4 自治体経営編	181
【基本目標7】健全で効果的・効率的な行財政運営の推進	181
施策 7－1 効果的・効率的な行政運営の推進	181
施策 7－2 健全な財政運営の推進	185
施策 7－3 公共施設マネジメントの推進	188
施策 7－4 協働・連携によるまちづくりの推進	190
第5章 計画の進行管理と施策・事業の改善・改革	193
1 計画の推進に当たって	193
2 計画の進行管理	193
3 施策・事業の改善・改革	194

＜総論編＞

第1章 第5次広陵町総合計画の概要

1 計画策定の趣旨

総合計画は、地域住民の日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市区町村における最上位の行政計画であり、概ね10年後から20年後を見据えた中で、目指すべき将来像やその実現に向けて骨格となるまちづくりの基本的な方針等を掲げ、総合的かつ計画的に行財政運営を推進していくための指針となるものです。

本町では、令和4(2022)年度に、基本構想(令和4(2022)年度から令和15(2033)年度まで)と前期基本計画(令和4(2022)年度から令和7(2025)年度まで)からなる第5次広陵町総合計画を策定し、同構想に掲げた将来像の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきたところです。

前期基本計画が開始して以降、本町を取り巻く社会経済情勢は、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少局面への移行・少子高齢化の更なる進行に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行とその後の社会変容、デジタル技術の急速な進展によるDX(デジタルトランスフォーメーション)¹の推進、脱炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラル²への対応、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)の浸透など、多岐にわたる面で大きな変化を続けています。また、激甚化・頻発化する自然災害への備えや地域コミュニティの維持・再生、多様性を尊重する社会の実現など、新たな課題も顕在化してきています。

また、前期基本計画期間における施策の進捗状況や成果を検証し、残された課題や新たに生じた課題に的確に対応していく必要があります。さらに、住民ニーズの多様化や地域が抱える課題の複雑化に対応するため、従来の行政主導型のまちづくりから、住民・事業者・行政が協働して取り組む持続可能なまちづくりへの転換が一層求められています。

そこで、前期基本計画期間における取組の成果と課題を踏まえつつ、変化を続ける社会経済情勢や多様化する住民ニーズなどに柔軟に対応したまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「第5次広陵町総合計画中期基本計画」を策定しました。本計画は、広陵町自治基本条例に基づく町の最上位計画として、住民自治を基盤とした協働のまちづくりを推進する指針となるものです。

本計画は、本町に住み・働き・学ぶ人たちが一丸となって実現を目指すまちの将来像や、その実現に向けた施策の基本的な方向性等を示し、より多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持され、次世代に誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちた広陵の実現を目的とするものです。

¹ 企業などがビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、提供価値の方法を抜本的に変えること。

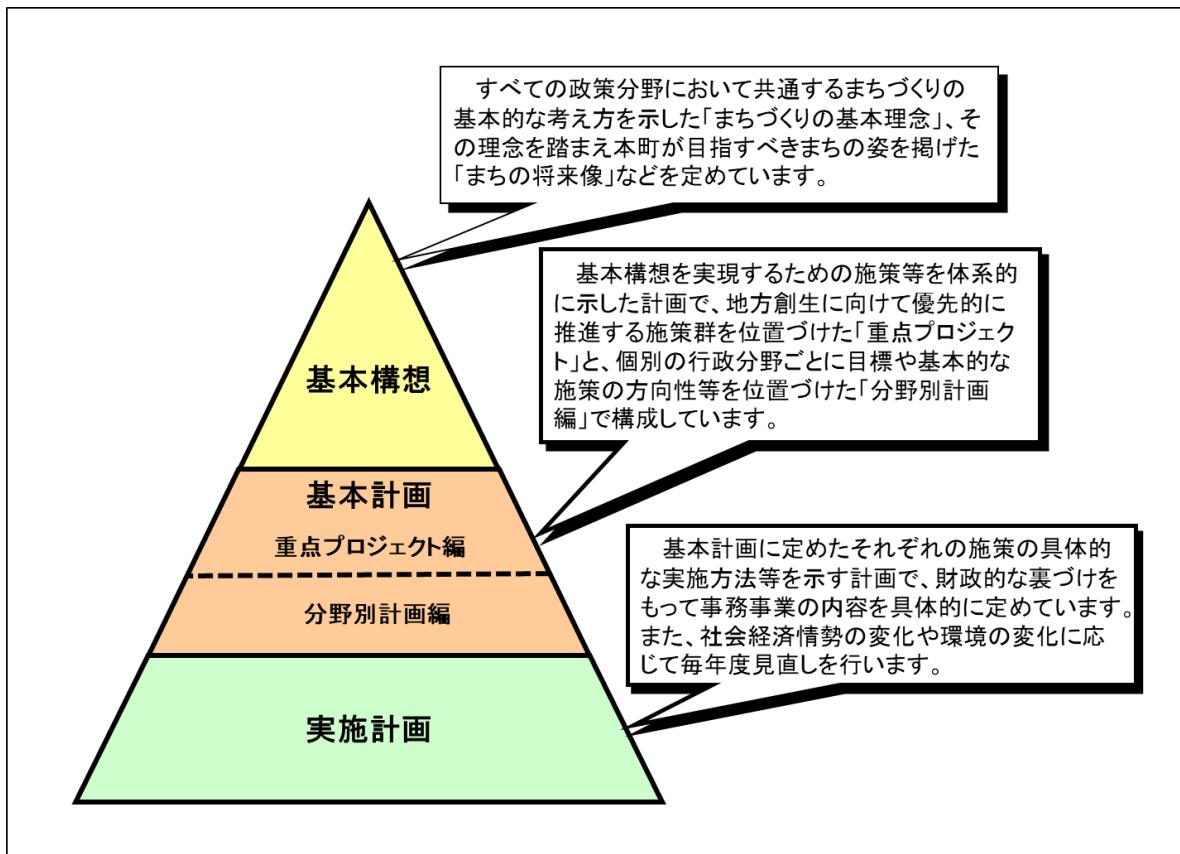
² 温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次広陵町総合計画は、本町が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置付けられる計画として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成しています。

図表 第5次広陵町総合計画の構成

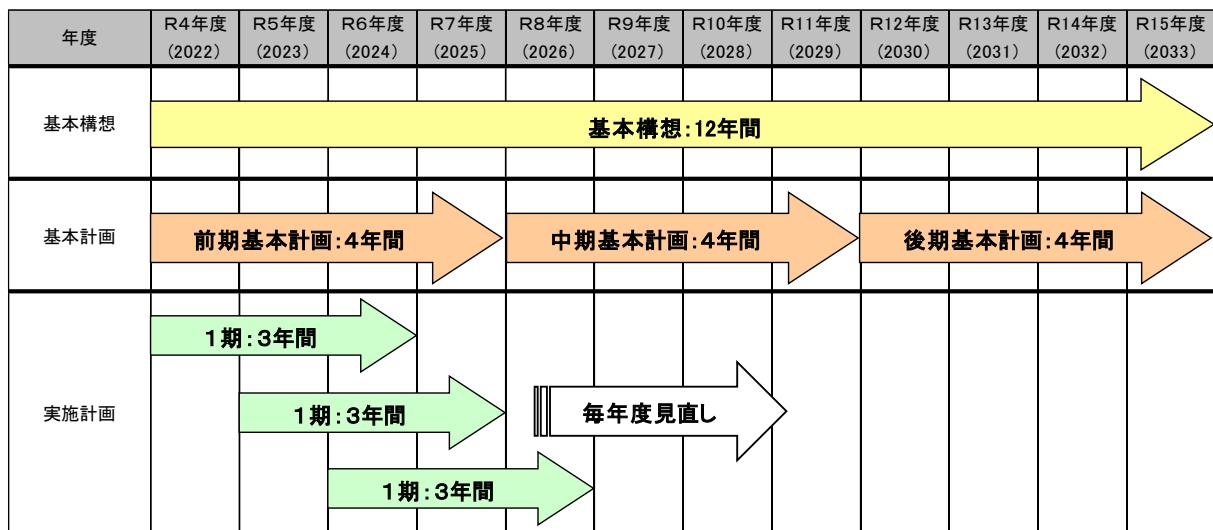


(2) 計画の期間

第5次広陵町総合計画の計画期間について、基本構想は令和4（2022）年度から令和15（2033）年度までの12年間、基本計画は前期4年間、中期4年間及び後期4年間に分けることとし、令和8（2026）年度を初年度とする中期基本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までとします。

また、実施計画の計画期間は1期3年間としますが、施策や事業の実効性（地域課題の解決に向けた高い効果）を確保するため、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

図表 第5次広陵町総合計画の計画期間



3 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

国では、将来にわたって人口減少問題の克服と成長力の確保を目指した地方創生の実現に向け、まち・ひと・しごと創生法を制定し、平成26（2014）年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。その後、令和元（2019）年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、さらに令和4（2022）年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として抜本的に改訂され、デジタル技術の活用による地域課題の解決や地方の活性化が推進されてきました。

これを受け、地方自治体では、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、地方自治体における人口の現状と将来展望を示した「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向等を示した「地方版総合戦略」の策定に努められています。

本町では、平成28（2016）年3月に「広陵町人口ビジョン」及び「（第1次）広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和4（2022）年度からは「第5次広陵町総合計画」と「第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化することで、双方が連動した効果的・効率的な施策を推進してきました。

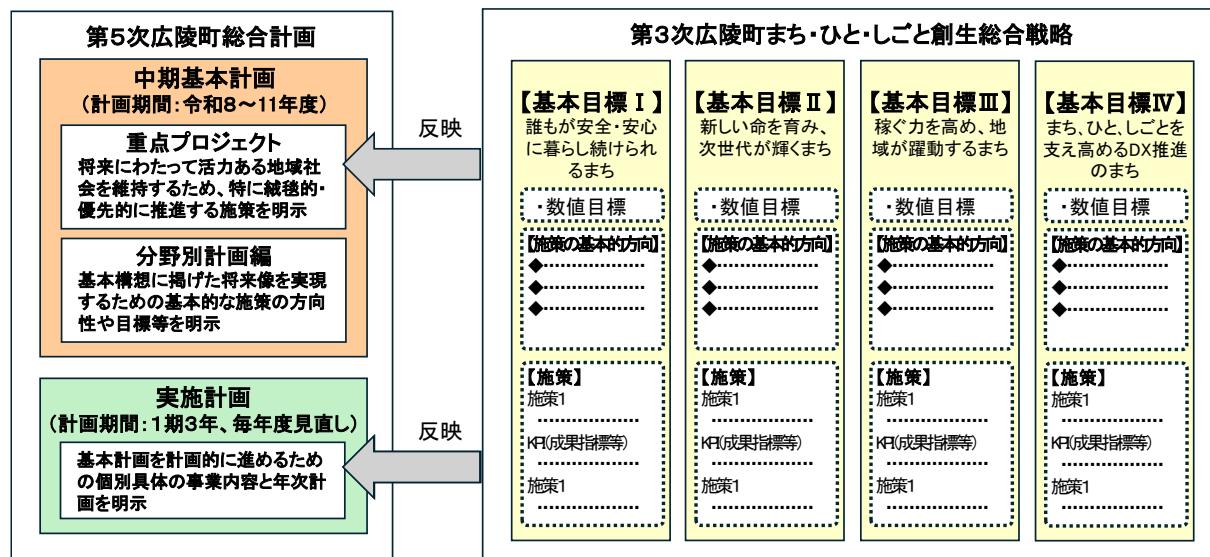
第5次広陵町総合計画のうち、前期基本計画（令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで）では、人口ビジョンに基づく長期的な展望を踏まえつつ、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、地方創生に主眼を置いた施策群を「重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」として位置付け、取組を進めてきました。

今回策定する中期基本計画（令和8（2026）年度から令和11（2029）年度まで）においても、前期基本計画期間における取組の成果と課題を検証しつつ、引き続き総合計画と総合戦略を一体的に推進します。国においては、令和7（2025）年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、「強く」「豊か」で「新しい・楽しい」地方・日本の実現を目指し、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」「稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生（地方イノベーション創生構想）」「人や企業の地方分散（産官学の地方移転、都市と地方の交流

等による創生)」「新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用」「広域リージョン連携」の5本の柱に沿った政策展開が進められています。

本町においても、こうした国の動向を踏まえ、AI・デジタル技術の活用、関係人口の創出・拡大、地域資源の高付加価値化、多様な人材の活躍推進など、新たな時代の潮流を踏まえた地方創生施策を「重点プロジェクト(第3次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略)」として位置付け、選択と集中のもと、持続可能なまちづくりを推進していきます。

図表 第5次広陵町総合計画と第3次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係



第2章 本町を取り巻く現状と課題

本章では、第5次広陵町総合計画策定の背景として、近年や将来的に予測されている国内の社会経済動向、本町の人口動向や産業構造等の概況及び将来人口の推計結果を整理した上で、今後のまちづくりに向けて本町が特に注視すべき主要課題を明らかにしています。

1 国内の社会経済動向

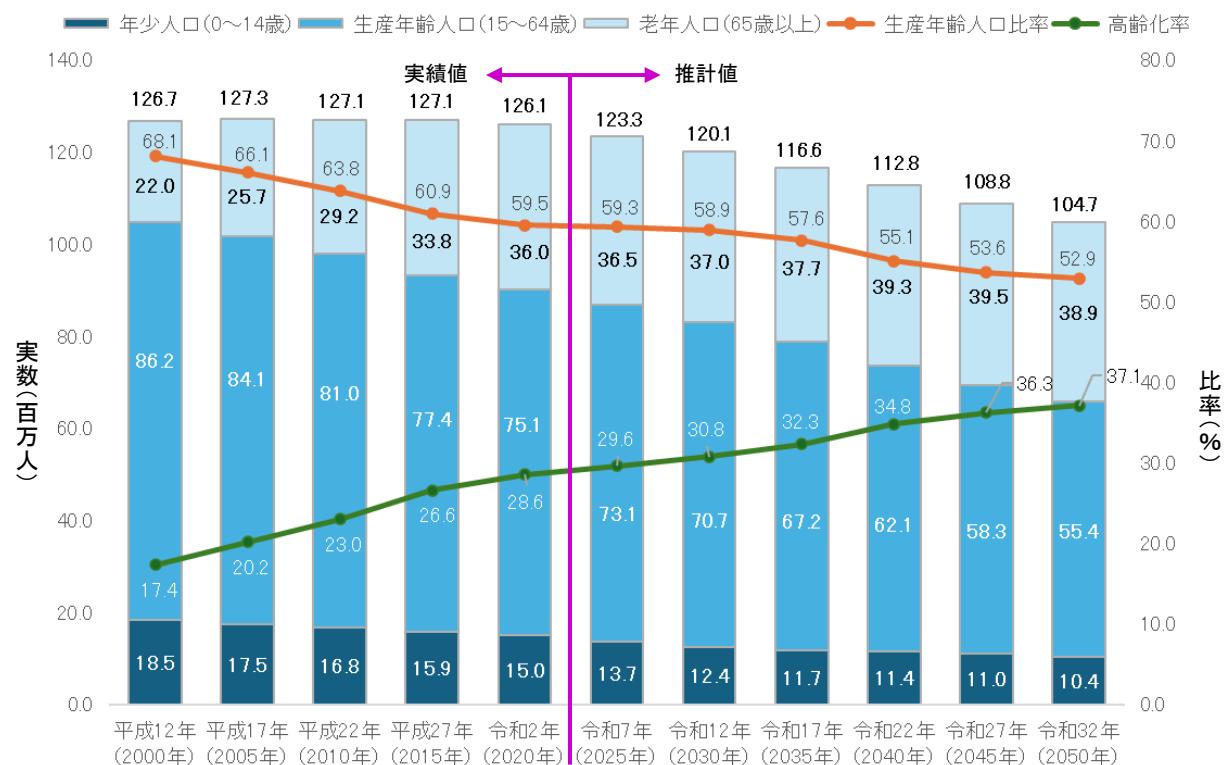
(1) 今後さらに加速する人口減少・超高齢社会の進行

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計、出生・死亡中位）」によると、令和2（2020）年の国勢調査時点で約1億2,610万人であった総人口は、今後、長期にわたる減少局面で推移し、30年後の令和32（2050）年には約1億470万人、対令和2（2020）年比で約2,140万人（16.9%）減少すると予測されています。

年齢階層別にみると、地域経済社会の中心的な世代に当たる生産年齢人口（15歳から64歳まで）は、平成12（2000）年以降、既に一貫して減り続けており、令和32（2050）年では約5,540万人、平成12（2000）年の約8,620万人と比べて約3,080万人（35.7%）減少し、総人口に占める割合（生産年齢人口比率）も68.1%から52.9%と15.2ポイント低下すると予測されています。一方、高齢化率は、令和2（2020）年では28.6%と、対平成12（2000）年比で約1.64倍となり、増加率は縮小傾向で推移するものの、一貫して割合は上がり、令和32（2050）年では37.1%（約3890万人）となります。

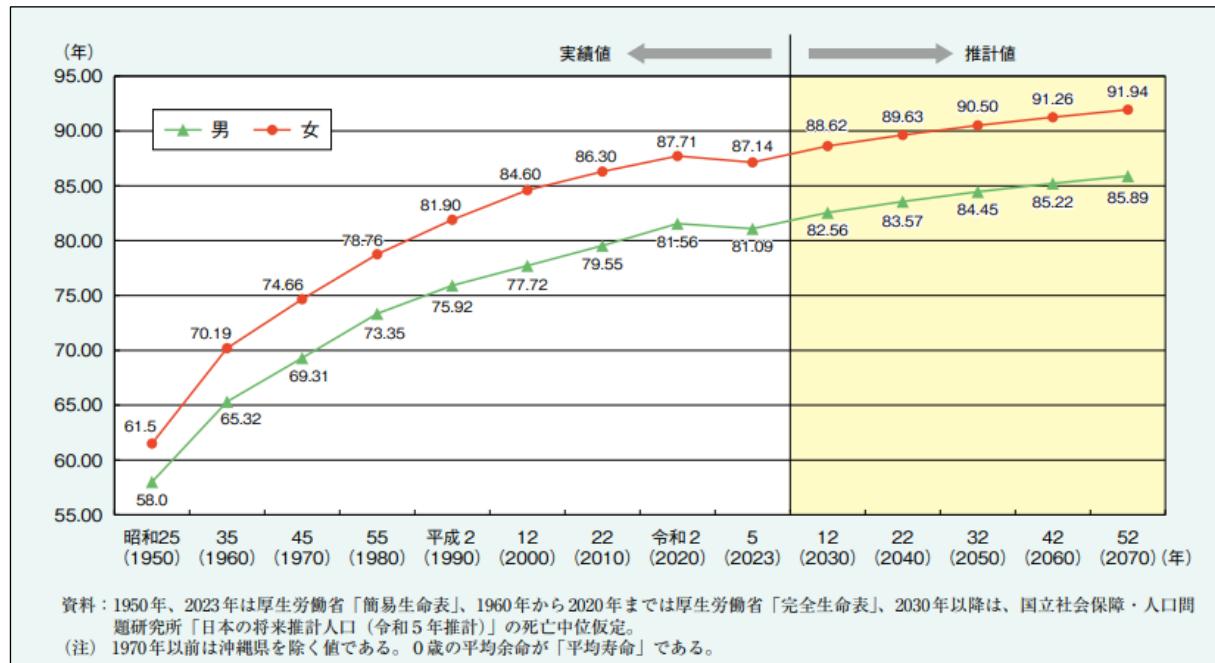
図表 全国の将来推計人口の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」



内閣府の「令和7年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和5（2023）年現在、男性81.09年、女性87.14年と、平成22（2010）年に比べて男性は0.54年、女性は0.84年上回っています。今後、男女ともに平均寿命は伸びて、令和52（2070）年には、男性が85.89年、女性が91.94年となり、女性は90年を超えると見込まれています。

図表 平均寿命の推移と将来推計
出典：内閣府「令和7年版高齢社会白書」



（2）期待が高まる「Society5.0³（超スマート社会）」の実現

近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT (Internet of Things)」、コンピュータが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI (Artificial Intelligence: 人工知能)」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」などに代表される、「第4次産業革命」と称される技術革新が、世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。

国は、「第6期科学技術・イノベーション基本計画⁴（令和3（2021）年3月閣議決定）」の中で、一般的な「Society5.0」をサイバー空間と現実を掛け合わせたシステムにより経済発展・社会課題解決を両立する人間中心の社会とした上で、我が国が目指すべき「Society5.0」を持続可能性があり、国民の安全・安心を確保しながら個々人が多様な幸せ（Well-being）を実現できる社会としています。

「Society5.0」で実現する社会では、IoTやAI、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活の中に取り入れることで、人口減少・高齢化、地方の過疎化、エネルギー・環境の制約等の様々な社会課題が克服され、本町はもとより、我が国全体が

³ 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新しい社会を指すもの。

⁴ 科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今後10年程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定。

より希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが大いに期待されています。

図表 Society5.0 で目指す社会

出典：内閣府 第6期科学技術・イノベーション基本計画「目指すべき未来社会像と国家の在り方」



（3）飛躍的に高まる危機管理能力の強化の重要性

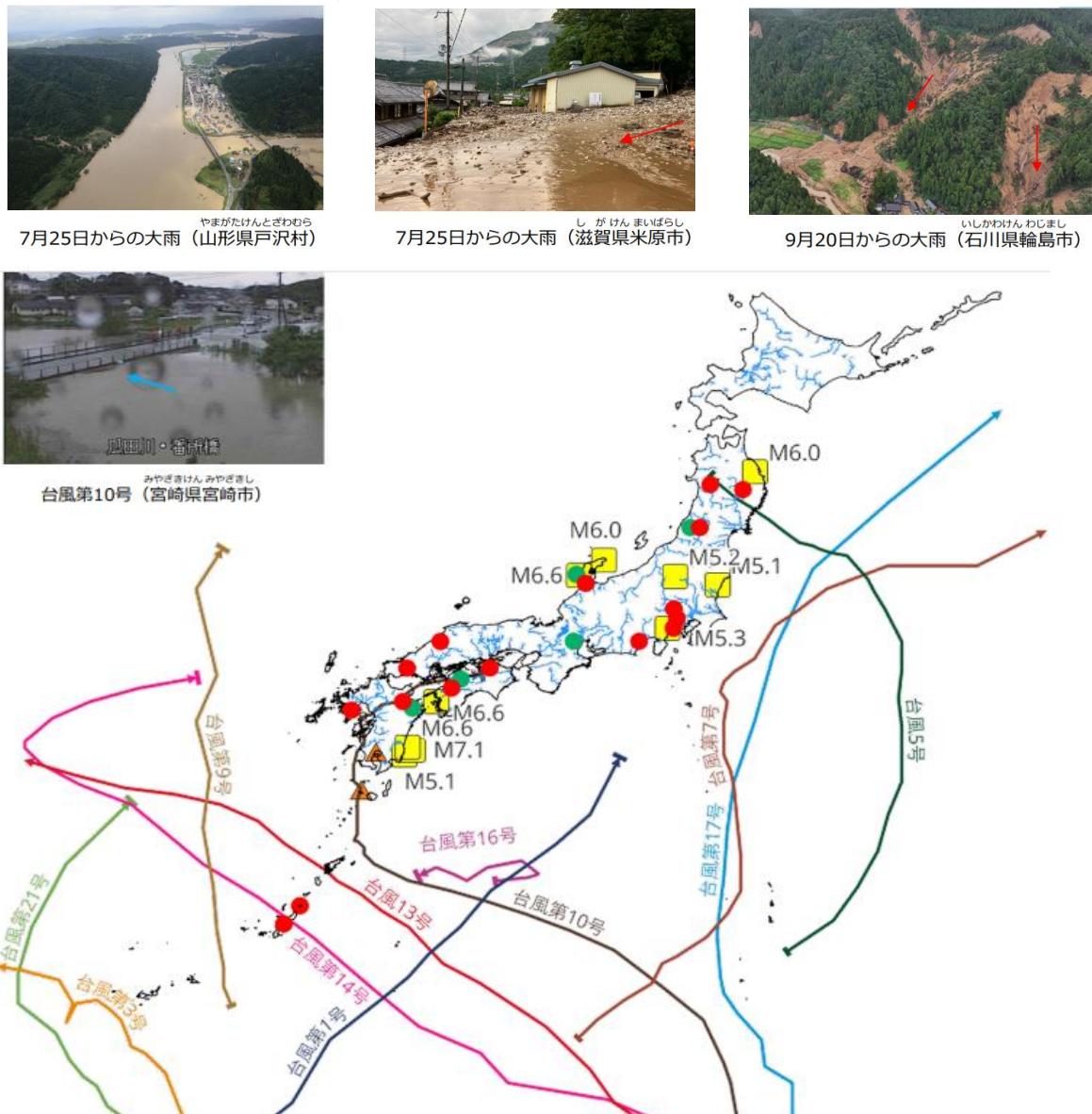
我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害や土砂災害、地震等の自然災害が発生しています。内閣府の「令和7年版防災白書」によると、近年、国内でも平成30（2018）年の7月豪雨（西日本豪雨）、令和元（2019）年の東日本台風（台風第19号）、令和2（2020）年7月豪雨など、気象災害による激甚な洪水氾濫や土砂災害が頻発し、今後も大規模災害リスクへの備えと正しい情報伝達の重要性が指摘されています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけにとどまらず、感染症拡大防止のために国や地域をまたぐ人・モノ・カネの往来の停止による経済的危機という未曾有の状況を招き、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしました。

これらの状況の中、行政による公助はもとより、激甚化・頻発化している気象災害の発生やウイルス性感染症の感染拡大の危険性及びこれらへの対処方法等について、「自らの命は自らが守るという“自助”」、「皆と共に助かる“共助”」の意識を喚起するとともに、様々なリスクから人々の貴重な生命や財産を守るため、住民、ボランティア、民間事業者、行政など地域の多様な主体の密な連携・協力に根ざした取組をより高い実効力を伴った形で推進していく重要性が高まっています。

図表 令和6（2024）年に発生した主な水害・土砂災害等

出典：国土交通省「水害レポート2024」



（4）脱炭素社会の実現に向けた取組の広がり

近年、世界規模で気候変動や生物多様性の損失等の環境劣化が極めて問題視されている中、国内外においてカーボンニュートラルの実現に向けた動きが高まりつつあります。

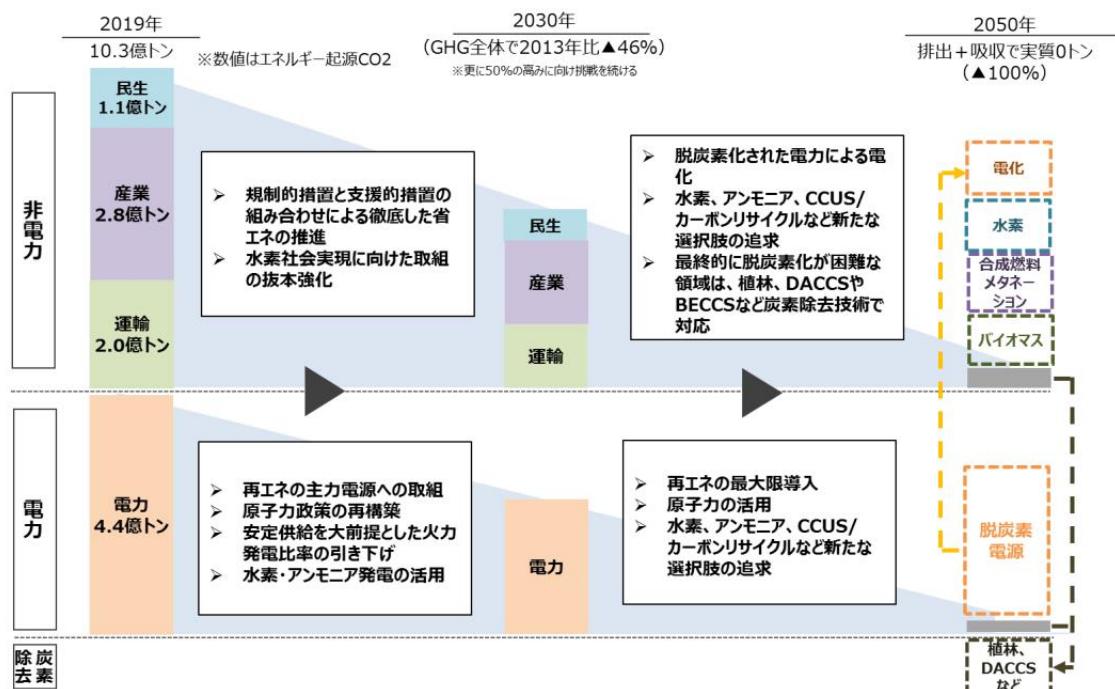
我が国では、令和2（2020）年12月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣が「2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。また、環境省では、2050（令和32）年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ⁵」に位置付けています。

⁵ 令和3（2021）年7月9日時点で「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取り組むことを表明したのは420の地方自治体（40都道府県、249市、10特別区、101町、20村）、総人口約1億1,090万人となっている。

同省では、ゼロカーボンシティを目指す地方自治体に対し、情報基盤の整備、計画等の策定支援、設備等の導入を一気通貫で支援することにより、地域における温室効果ガスの大幅削減、地域に裨益する形での再生可能エネルギー事業の推進による地域経済循環の拡大、レジリエント⁶な地域づくりを同時に実現することを目指すとしています。

図表 2050年カーボンニュートラルの実現イメージ

出典：経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3（2021）年6月）」



（5）地方創生においても重要な「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、平成28（2016）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しています。同指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略等の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

さらに、国では、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通じて、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs未来都市」として選定する制度を、平成30（2018）年に新たに創設しています。

本町は、一般社団法人産業総合振興機構（なりわい）の設立を通じて、商工業・農業・観

⁶ 自然災害や人口減少等の社会的な課題に直面した場合でも、素早く復興し、更に成長する能力があること。

光の分野について、地域の事業者、団体、個人の事業の立ち上げ、生産性の向上支援、マーケティングサポートなどの中間支援を行うとともに、機構自らの収益事業を展開し、地域経済への貢献を包括的に行うことなどを提案した結果、令和元（2019）年7月、SDGs推進に向けたポテンシャルの高い提案として、「SDGs未来都市」に選定されています。

図表 SDGsに掲げられている17の目標
出典：内閣府「地方創生に向けたSDGsの推進について」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（6）今後の財政構造の変化等に対応した行政運営の推進

総務省の「自治体戦略2040構想研究会⁷」によると、地方自治体の歳入は、住民税及び固定資産税が基幹的な税目となっていますが、平成13（2001）年度以降、多くの地方自治体において、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる臨時財政対策債⁸を発行して一般財源総額を確保する状況が続いているとしています。

同研究会によると、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い40・50歳代を中心に戦く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する一方、社会保障に係る経費（扶助費）が増大する可能性があるとしています。

⁷ 多様な自治体行政の展開により、社会構造の変化への強靭性を向上させる観点から、老人人口が最多となる令和22（2040）年頃に自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成29（2017）年10月から全16回にわたり開催された総務大臣主催の研究会。

⁸ 国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体が借り入れる地方債のこと。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額を後年度の普通交付税によって措置することとされている。

図表 年齢ごとの年間平均給与額と人口

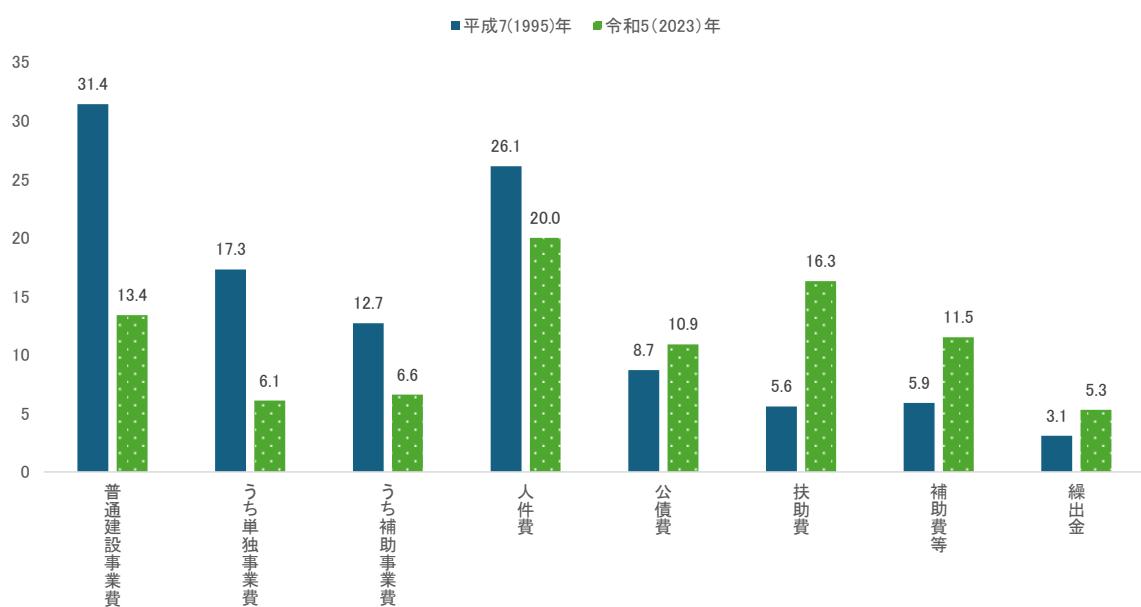
出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会事務局提出資料（平成 30（2018）年 2 月）」

年齢	年間 平均給与 (万円)	人口(万人)		人口 減少率 (%)
		平成27年 (2015年)	令和22年 (2040年)	
15～19歳	132	605	435	▲ 28.1
20～24歳	253	609	489	▲ 19.6
25～29歳	352	653	524	▲ 19.8
30～34歳	397	740	557	▲ 24.7
35～39歳	432	842	585	▲ 30.6
40～44歳	461	985	622	▲ 36.9
45～49歳	486	877	612	▲ 30.2
50～54歳	509	802	641	▲ 20.1
55～59歳	491	760	715	▲ 6.0
60～64歳	372	855	798	▲ 6.7
65～69歳	301	976	907	▲ 7.0
70歳以上	304	2,411	3,135	30.0

(以下、集計して再掲)				
年齢	年間 平均給与 (万円)	人口(万人)		増減数 (万人)
		2015年	2040年	
15～69歳	425	8,704	6,885	▲ 1,819
70歳以上	304	2,411	3,135	724

近年、地方自治体の歳出は、構成比ベースで普通建設事業費が平成 7（1995）年度の 31.4% から令和 5（2020）年度の 13.4% に大きく低下する一方、公債費⁹が 8.7% から 10.9%、扶助費¹⁰が 5.6% から 16.3% に上昇し、その結果、扶助費・公債費・人件費¹¹からなる義務的経費が 40.4% から 47.2% に上昇するなど、歳出構造が変化しています。

図表 地方全体の歳出構造の変化（平成 7（1995）年度と令和 5（2023）年度の比較）
出典：総務省「地方財政白書」



⁹ 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。

¹⁰ 生活保護法や各種法令に基づいて支払われる福祉的経費。

¹¹ 職員の給料や議会報酬などの経費。

2020 年代前半の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーのシステムをはじめとする行政の情報システムを国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできていないことなど、様々な課題が明らかになりました。

こうした課題に対応するため、国は令和 2 (2020) 年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示した上で、令和 3 (2021) 年 9 月にデジタル庁を創設し、令和 7 (2025) 年 6 月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「デジタル行政改革 取りまとめ 2025」を閣議決定しました。

その中では、我が国が直面する人口減少・労働力不足の中で、極力不要な人手を介さない、無駄・不便を生み出さないといった、需要側・供給側の双方にとって便利で良質な体験が得られるようするため、制度・業務・システムを一体として捉え、三位一体で取組を推進するとともに、関係省庁や地方公共団体、民間事業者などあらゆる関係者が連携・協力し、総合的に取組を推進することが示されています。

本町では「広陵町 DX 推進計画」に基づき、利便性の周知によりデジタル化した行政サービス利用率の向上に努めるとともに、デジタル化への対応が難しい層にも配慮した施策を行ってまいります。

图表 令和 7 年度デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）

出典：第 6 回 デジタル社会推進会議 資料（令和 7 (2025) 年 6 月）

自指すべき6つの姿	①デジタル化による成長戦略	②準公共分野のデジタル化	③デジタル化による地域の活性化	④誰一人取り残さないデジタル社会	⑤デジタル人材の育成・確保	⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略 Data Free Flow with Trust
取組の方向性と重点的な取組						
異分野を含めた関係行政機関・民間事業者の協業（連携・協力）による従来にない新たな価値の創出						
➡ デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やす 制度・業務・システムを一体として捉え、三位一体で取組推進						
(1) AI-デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進						
①AIの活用環境の整備・利活用の促進 政府等におけるAI基礎（ガバナンス・AI（仮称））の構築・構造的な利活用／AI統括責任者（CAIO）、先進のAI利活用アドバイザリー部の設置等政府内のガバナンス・推進体制構築／地方公共団体・民間事業者との共創						
②地方創生2.0（地域におけるデジタル・新技術の徹底活用） デジタル公共財の共同利用・共同課題の検討／Well-Being指標の活用／NFT等の活用により地域の潜在価値を引き出す／地域交通DXの推進						
③AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進 マイナンバーカードを活用したオンライン・市役所（公金受取口座活用、出生、引越手続等）／市民カード化（保険証、免許証、在留カード等）一括化、救急業務、被災者支援等）／民間ビジネス利用／スマート停車／事業者手続のデジタル化、など						
(2) AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）						
①デジタル行政改革の推進 利用者起点での規制・制度の見直し、官民データ法の抜本改正や新法などの検討						
②AI・デジタル等テクノロジーの徹底活用を阻む規制の見直し 条例等の見直し・促進、デジタル法制審査						
③ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用 法人ベースレジストリ、不動産ベースレジストリ、アドレス・ベースレジストリの整備・運用						
④オープンデータの推進 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保						
⑤デジタルの利用環境・インフラ整備 安全・安心な通信インフラの構築・運用、クラウドサービス産業の育成						
⑥AI向け計算資源・データセンターの整備の加速 ワット・ビット連携によるAI向け計算資源やデータセンターの適地への地方分散						
(4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組						
①デジタルリテラシー（デジタルを正しく理解し活用する力）の向上 ②アクセシビリティ（誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境）の確保 ③偽・誤情報対策						
(5) 我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）						
①社会におけるデジタル人材の確保・育成 ②政府におけるDX推進体制の強化						
③社会全体のデジタル化の司令塔機能の強化 データ政策・AI社会実装・デジタル人材育成等の司令塔機能の強化／デジタルのメリットを国民によりわかりやすく伝える						

第 2 重点政策一覧 / 第 3 工程表 / 第 4 オンライン化を実施する行政手続の一覧 / 第 5 デジタル行政改革会議「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」

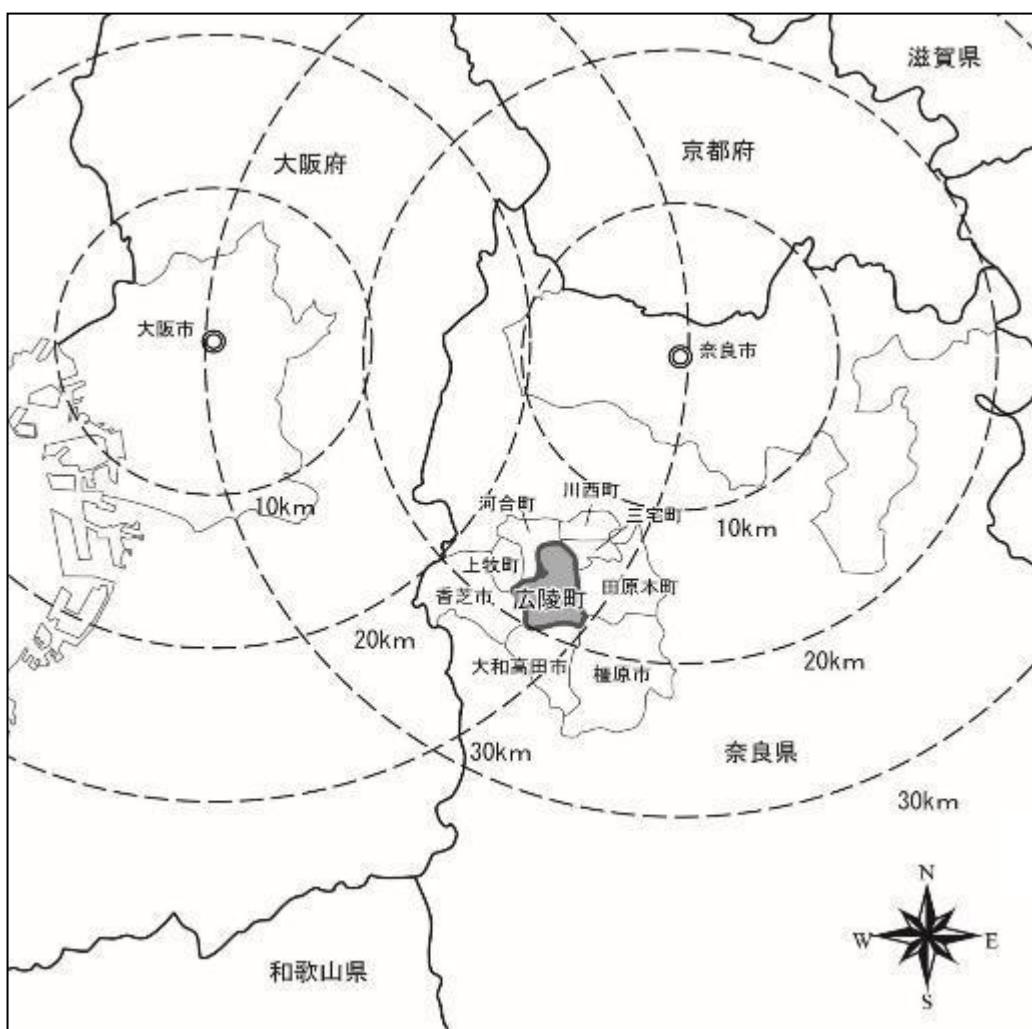
2 まちの概況

（1）位置・地勢

本町は、奈良県北葛城郡の南東部に位置し、東は三宅町及び田原本町、南は橿原市及び大和高田市、西は香芝市及び上牧町、北は河合町に接しています。また、奈良市へは直線距離で約 20km、大阪市へは直線距離で約 25km に位置し、このうち大阪市までは電車及び自動車を利用して約 40 分の時間距離で結ばれており、交通アクセスに恵まれています。

町域は南北約 5.5 km、東西約 4.5 km、面積は 16.30 km²であり、面積は県内 39 市町村の中では広い方から 31 番目と相対的にコンパクトな規模となっています。また、地形は町の東部が平坦な地形、西部が丘陵地帯となっているほか、中央部を高田川と葛城川、東端を曾我川といった一級河川が流れています。

図表 本町の位置



12 出典：国土地理院「全国都道府県市区町村面積調（令和7（2025）年4月1日時点）」

(2) 沿革

本町の歴史は古く3,000年程前から人々が集落を形成していたとされており、町西部に広がる馬見古墳群では、靈柩船と見られる木製品が出土し、貴重な史料として注目されています。また、4世紀から5世紀頃までとされるヤマト政権（王権）の国家統一の頃には豪族葛城氏が台頭し、飛鳥時代、この地域は敏達天皇系の勢力基盤となりました。

豊臣秀吉の天下統一による戦国時代の終焉とともに、租税制度が厳しくなったこともあり、本町は大和木綿、なたね、たばこ、茶等の自然条件を活かした特産品の生産によって栄え、南郷池の築造など大規模な農業用水の確保・整備が行われました。

明治時代の後半からは、靴下・織布等の製造が栄えはじめ、大正7（1918）年には町北部に大和鉄道（現・近鉄田原本線）が敷設され、箸尾駅が設けられました。その後、昭和30（1955）年4月の馬見町・瀬南村・百済村の合併、翌昭和31（1956）年に箸尾町が編入、翌昭和32（1957）年に藤森及び池尻が大和高田市に編入・合併され、現在の広陵町が誕生しました。

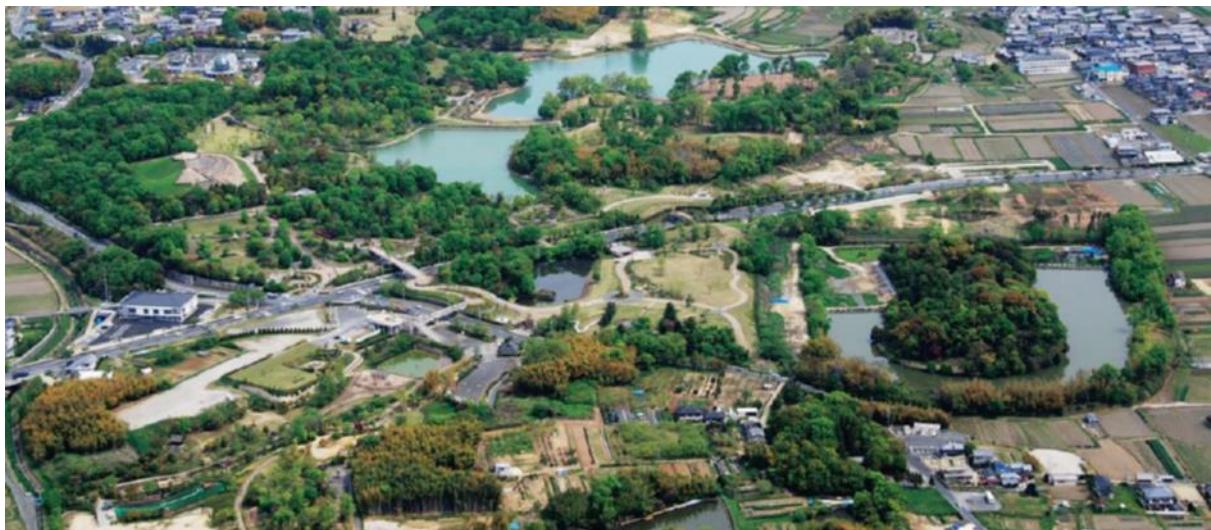
以降、経済面では、日本一の生産量を誇る靴下製造業やプラスチック加工業、「夏秋なす」などの特産品を持つ農業を地場産業として発展を遂げるとともに、大阪市に近接する恵まれた立地条件のもと、昭和49（1974）年からは隣接する香芝市にまたがって真美ヶ丘ニュータウンの開発が進められ、住宅都市という一面を持つようになっています。

このような歴史的な経緯を経て、現在の本町は、町内の唯一の鉄道駅である箸尾駅を中心として発展してきた北部地域、地元の靴下産業が息づく西部地域、のどかな田園風景が広がる東部地域、土地区画整理事業等による大規模開発住宅地が形成されている真美ヶ丘ニュータウン地域の大きく四つに分けられます。

近年、本町では、ゆとりとうるおいに満ちた“みどりの環境”や貴重な歴史的文化遺産と共生する優れた居住環境、大都市に近接する恵まれた立地条件等を活かし、町外からの移住・定住の促進、優良企業・商業施設の誘致など、町が活気づき定住人口の維持・確保につなげることを目的に多面的な施策を積極的に推進し、今日に至っています。

＜馬見丘陵公園を南側から望む（左手前は竹取公園、右手前は巣山古墳＞

出典：中和公園事務所「県営馬見丘陵公園リーフレット」



(3) 土地利用の動向

＜土地利用状況＞

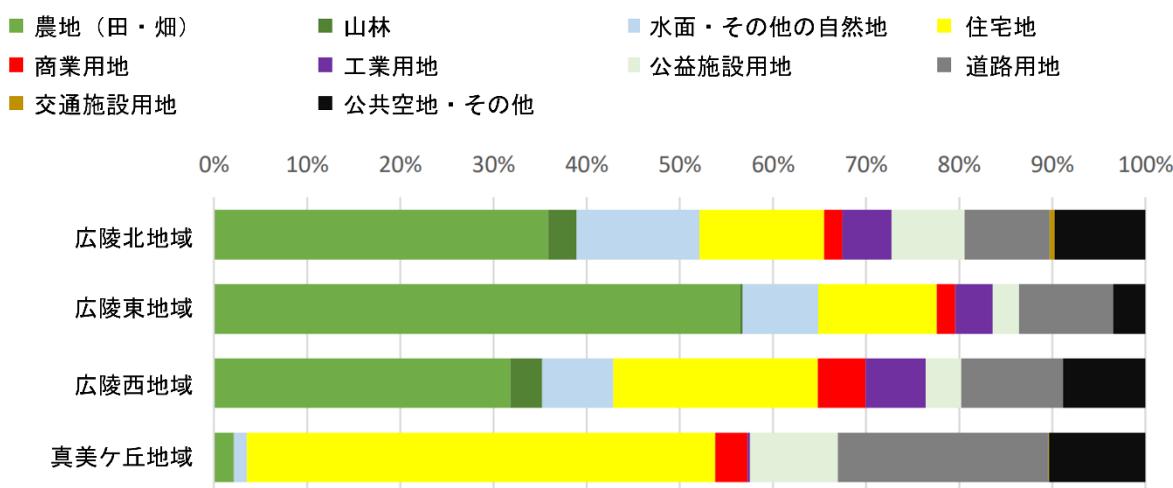
本町は、農地と宅地が土地利用の中心となっており、特に農地は約37%を占めています。農地の大部分は田であり、市街化調整区域を中心に存在しています。宅地については、公共用地等を除いて市街化区域では大部分が住宅用地となっています。

地域別でみると、広陵北地域や広陵東地域では、農地などの自然的利用が大きく占める一方、真美ヶ丘地域では、住宅地が大きく占めています。また、市街化調整区域において集落が形成されているため、どの地域においても一定の住宅地があります。

図表 本町の土地利用の状況

出典:平成26年都市計画基礎調査結果

区分	全体		市街化区域		市街化調整区域		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
自然的 土地 利用	農地 小計	609.5	37.4%	41.6	9.1%	567.9	48.5%
	田	476.7	29.2%	19.3	4.2%	457.4	39.1%
	畠	132.8	8.1%	22.3	4.9%	110.5	9.4%
	山林	30.6	1.9%	9.4	2.0%	21.2	1.8%
	水面	68.5	4.2%	6.9	1.5%	61.6	5.3%
	その他の自然地	72.4	4.4%	8.9	1.9%	63.5	5.4%
都市的 土地 利用	小計	781.0	47.9%	66.8	14.6%	714.2	61.0%
	宅地 小計	451.9	27.7%	251.8	54.9%	200.1	17.1%
	住宅用地	328.4	20.1%	208.1	45.3%	120.3	10.3%
	商業用地	49.2	3.0%	20.5	4.5%	28.7	2.5%
	工業用地	74.4	4.6%	23.3	5.1%	51.1	4.4%
	公共施設用地	86.5	5.3%	34.5	7.5%	52.0	4.4%
	道路用地	183.4	11.3%	69.6	15.2%	113.8	9.7%
	交通施設用地	2.5	0.2%	0.5	0.1%	2.0	0.2%
	公共空地	91.2	5.6%	18.0	3.9%	73.2	6.3%
	その他の公的施設用地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	その他の空地	33.4	2.0%	17.8	3.9%	15.6	1.3%
	小計	849.0	52.1%	392.3	85.4%	456.7	39.0%
合計		1,630.0	100.0%	459.1	100.0%	1,170.9	100.0%



＜土地利用の方向性＞

住民が安全・快適に住み続けることができる環境を目指し、現在の土地利用状況や都市施設の整備状況などを踏まえ、都市計画マスターPLAN¹³において計画的な市街地の形成や都市機能の適切な配置など、地域の特性に応じた土地利用の方針を定めることで、良好な生活環境を確保し、健全な社会活動を促進するまちづくりの取組を進めていきます。

【土地利用の方針】

1. 商業・サービス施設立地地区

- 商業・サービス施設など都市的土地区画整備の誘導
- 周辺環境と調和した建物立地の誘導
- バリアフリー環境の整備等によるアクセス性の向上

2. 地域産業振興立地地区

- 産業活性化のための工場や物流施設などの立地誘導
- 産業基盤・機能・ブランド力等の強化
- 土地利用の集約、純化の促進
- 周辺環境との調和、緩衝緑地帯の整備

3. 計画開発住宅地区

- 地区計画などの導入による良好な住環境の形成、保全
- 防犯性・安全性の向上
- 既存ストックの活用等空き家対策

4. 一般住宅地区

- 市街地内の狭あい道路の拡幅、改善、歩道設置
- 低未利用地の有効活用
- 無秩序な開発の抑制
- 地区計画などの導入による良好な住環境の形成、保全
- 既存ストックの活用等空き家対策

5. 集落住宅地区

- 無秩序な開発の抑制
- 狹あい道路の拡幅、改善、歩道設置
- 建物の不燃化、耐震性の強化
- 既存ストックの活用等空き家対策

6. 農地保全地区

- 優良農地の保全
- 農地の流動化の促進
- 農地転用における地区計画の導入等による適切な土地利用誘導
- 耕作放棄地の発生防止と解消

¹³ 都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、用途地域や地区計画、都市計画施設等の都市計画に定める事項は、本プランに基づき定めることとされている。

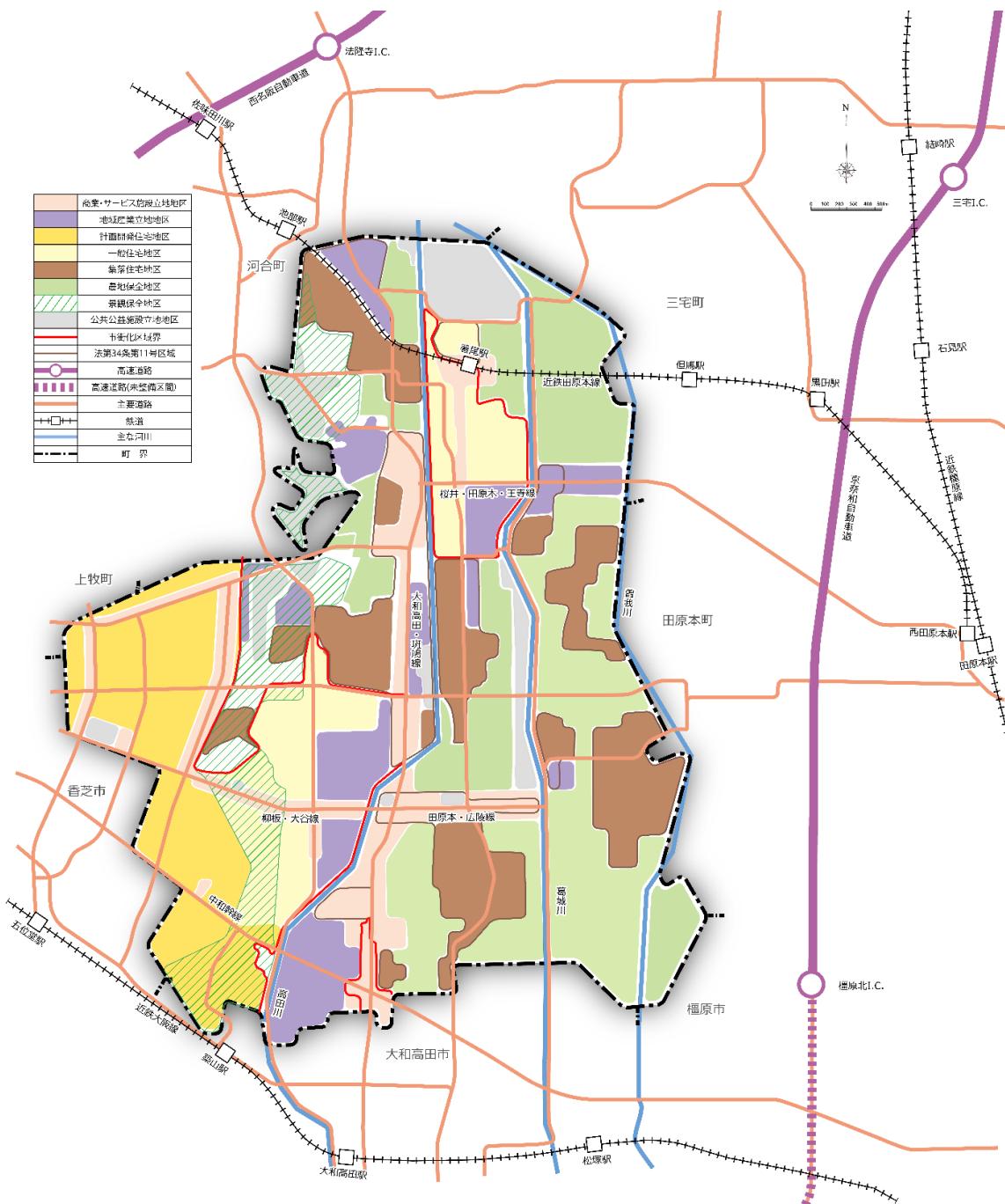
7. 景觀保全地區

- 馬見丘陵の緑の保全、住民の憩いの場としての活用の促進
 - 拠点施設における機能充実(駐車場、設備向上など)

8. 公共公益施設立地地区

- 公共公益施設の整備
 - 公共公益施設における機能強化(駐車場整備、設備向上等)
 - 敷地内緑化の促進
 - 町民の交流拠点としての道路の整備

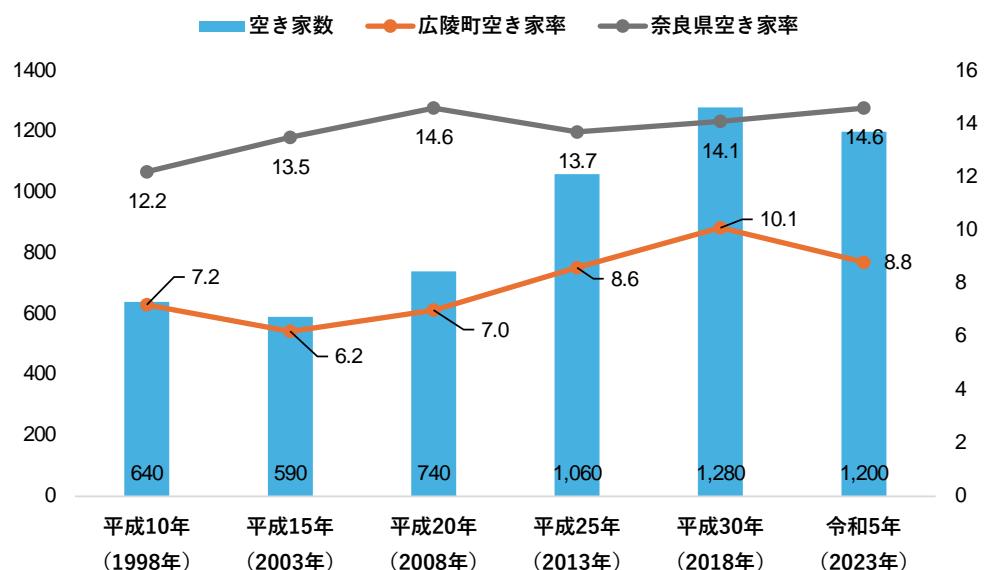
出典:広陵町都市計画マスターplan(令和5(2023)年6月)



＜空き家＞

本町の空き家数の推移は、奈良県全体の空き家率と比べて低く推移しているものの、顕著な増加傾向が見られます。適正に管理を行われていない空き家は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものもあることから、平成30(2018)年3月に広陵町空き家等対策計画を策定し、対策を進めた結果、空き家率は令和5(2023)年には減少しています。

図表 本町の空き家の推移
出典:各年住宅・土地統計調査



(3) 人口の動向

＜人口・世帯数＞

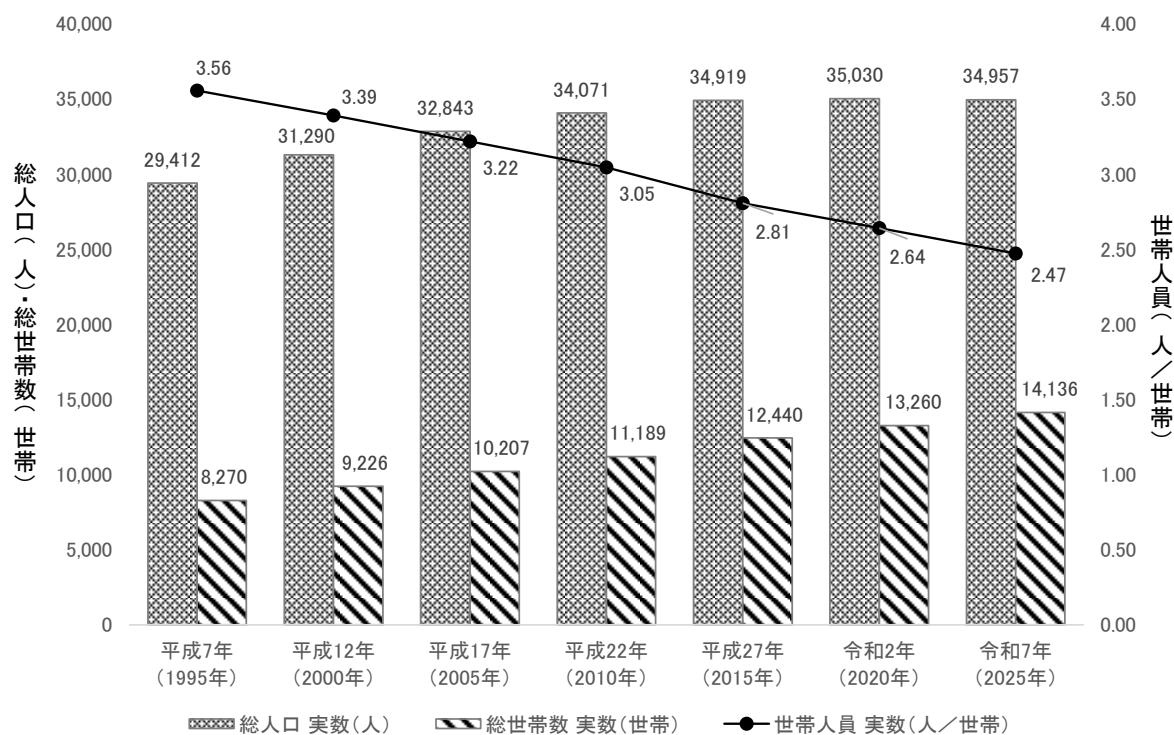
令和7(2025)年3月31日現在の総人口は3万4,957人であり、30年前の平成7(1995)年当時の2万9,412人と比べて約1.2倍(5,545人増)に増加しています。人口は、平成2(1992)年3月に完了した真美ヶ丘地域の土地区画整理事業等により大幅に増加し、その後5年毎に見ると増加傾向が続いていたものの、増加幅は縮小傾向であり、令和2(2020)年から令和7(2025)年には73人(0.2%)減少し、ついに減少局面に突入しました。

一方、令和7(2021)年3月31日現在の総世帯数は1万4,136世帯、平成7(1995)年当時の8,270世帯と比べて約1.7倍(5,866世帯増)に大きく増加しています。平成7(1995)年以降、総人口を上回る水準で総世帯数が増え続けており、世帯人員は平成7(1995)年の3.56人/世帯から令和7(2025)年の2.47人/世帯に減少しています。

図表 総人口・総世帯数及び平均世帯人員の推移

出典：広陵町「住民基本台帳（各年3月31日現在）」

注）令和2（2020）年・令和7（2025）年は外国人口を含む。（以下同様）

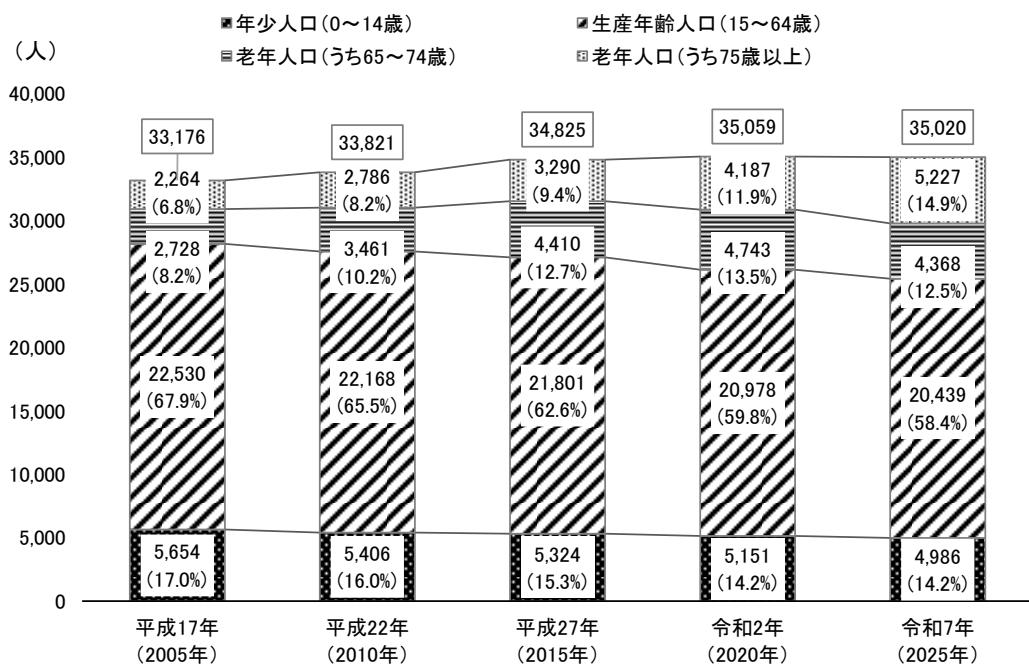


＜年齢階層別人口＞

令和7（2025）年1月1日現在の年齢階層別人口は、年少人口（0歳から14歳まで）が4,986人（構成比14.2%）、生産年齢人口（15歳から64歳まで）が2万439人（58.4%）、老人人口（65歳以上）が9,595人（27.4%）、また、老人人口のうち、75歳以上人口が5,227人（14.9%）となっています。

これらを平成17（2005）年と比べると、年少人口（0歳から14歳まで）が5,654人から11.8%（668人）減少、生産年齢人口（15歳から64歳まで）が2万2,530人から9.3%（2,091人）減少しているのに対し、老人人口（65歳以上）が4,992人から約1.9倍（4,603人増）、さらに75歳以上人口が2,264人から約2.3倍（2,963人増）に大きく増加しており、近年、本町でも全国的な傾向と同様に少子高齢化が急速に進展していることが見て取れます。

図表 年齢階層別人口・構成比の推移
出典：総務省「住民基本台帳（各年1月1日現在）」

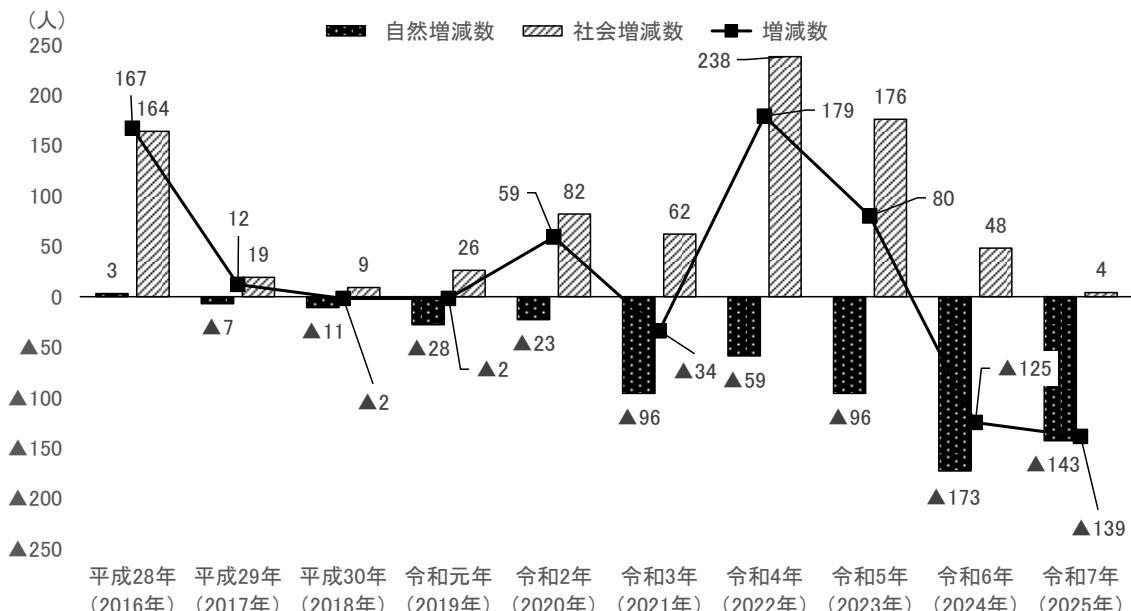


＜自然増減・社会増減＞

平成28（2016）年以降の自然増減（出生者数と死亡者数の差）は、出生者数が概ね200人台で推移しているのに対し、高齢化の進展等を背景に死亡者数が増加傾向で推移していることから、平成29（2017）年以降はマイナス傾向が続いている。

一方、社会増減（転入者数と転出者数の差）は、平成28（2016）年以降減少していましたが、コロナ禍によるリモートワーク普及等に伴い、令和元（2019）年から令和4（2022）年まで増加を見せています（ただしコロナ禍は令和2（2020）年から）。しかし、コロナウイルスが5類感染症へと移行された令和5（2023）年以降は再び減少傾向に転じています。

図表 自然増減・社会増減の推移
出典：総務省「住民基本台帳（各年1月1日から12月31日までの合計）」



(4) 産業の動向

＜農業＞

町の面積の約3分の1を農地が占める本町では、豊かな水と肥よくな土壌を活かし、なすや米などの生産を中心に農業が営まれています。特になすは、昭和43(1968)年に「夏秋なす」、昭和62(1987)年に「冬春なす」が国の野菜指定産地となり、本町を代表する特産野菜となっています。

しかし、平成22(2010)年以降、農家数は一貫して前回調査時点を下回っており、令和2(2020)年では310戸、平成17(2005)年の477戸と比べて167戸(35.0%)減少しています。

このような状況の中、本町では、新たな農業の担い手を育成するため、平成26(2014)年度から「農業塾」を開講しています。塾生は2年間にわたる講座と実習により、農作物の栽培や実習に関する知識を身に付け、販売農家として自立することを目指しています。

近年はこの「農業塾」の開講を契機として、若手のイチゴ農家が増えています。これらの農家では、イチゴ産地の復活を目指し、奈良県育成の品種のイチゴである「古都華」、「奈乃華」などが栽培されており、ふるさと納税の返礼品として人気を博しています。

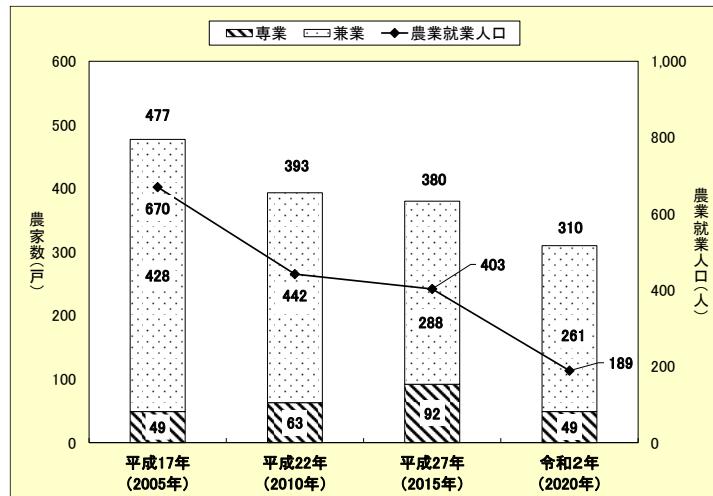
＜工業＞

本町の工業は、古くから靴下製造業を中心として、靴下仕上げや刺しゅう業など靴下生産の工程別に高度な生産技術が受け継がれ、現在では全国で1年間に生産されている約8,800万足の靴下の約21%の生産量を誇る一大産地となっています。また、町の中央部には昭和30年代(1955年から)から製造が始まったプラスチックの工場が集積し、全国でも有数のプラスチック製品の産地にもなっています。

平成24(2012)年以降、工業の事業所数は概ね減少傾向で推移しており、令和3年(2021)年では60事業所、平成24(2012)年の133事業所と比べて半分以下となっています。また、従業者数は平成24(2012)年の1,840人をピークに減少傾向に転じ、令和3年(2021)年では1,507人、ピーク時と比べて333人(18.1%)減少しています。

一方、製造品出荷額等は、平成24年(2012)年から増加傾向が続いています。また、1

図表 農家数・農業就業人口の推移
出典：農林水産省「農林業センサス(各年2月1日現在)」



事業所当たりの製造品出荷額等は、平成 24 (2012) 年の 1 億 6,900 万円から令和 3 (2021) 年の 3 億 9,000 万円に増加しており、事業所数の減少を事業所当たりの製造品出荷額等でカバーしている構図が見て取れます。

図表 製造業事業所数及び従業者数並びに製造品出荷額等の推移

(従業員 4 人以上の事業所)

出典：総務省「経済センサスー活動調査」

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	1事業所当たり製造 出荷額 (百万円)	粗付加価値額 (百万円)
平成24年 (2012年)	133	1,840	22,461	169	9,458
平成28年 (2016年)	118	1,839	22,796	193	9,800
令和3年 (2021年)	60	1,507	23,388	390	9,786

- 総務省の「経済センサスー活動調査¹⁴」に基づき産業大分類別の構成比をみると、事業所数では「製造業」が 21.3% (224 事業所) で最も多く、次いで「卸売業、小売業」の 20.4% (214 事業所)、「建設業」の 9.3% (98 事業所) の順であり、上位 1 位から 3 位までの合計が全体の 51% (536 事業所) を占めています。
- 従業者数でも、「製造業」が 23.6% (2,300 人) で最も多く、以下、「卸売業、小売業」の 18.9% (1,846 人)、「医療、福祉」の 13.7% (1,334 人) の順であり、これらの合計が全体の 56.2% (5,480 人) を占めています。
- 事業所数の経年変化を見ると上位 3 位である「製造業」、「卸売業、小売業」、「建設業」が減少しており、「医療、福祉」が微増となっています。
- 従業者数の経年変化を見ても全体として減少傾向である一方、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「運輸、郵便業」については大幅な増加を見せています。

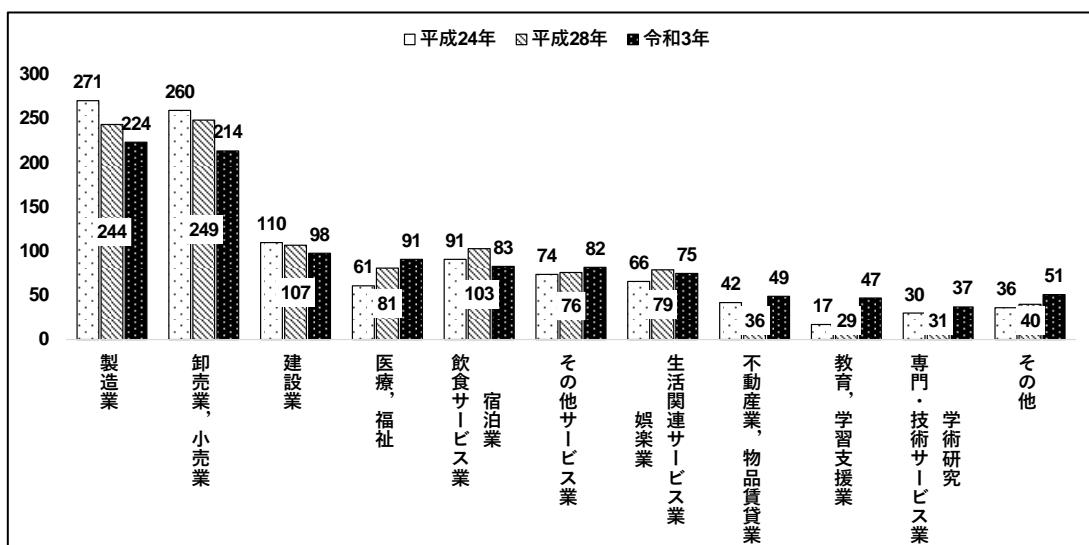
図表 産業大分類別の事業所数及び従業者数（3人以下の事業所を含む。）

出典：総務省「経済センサスー活動調査（令和3（2021）年6月現在）」

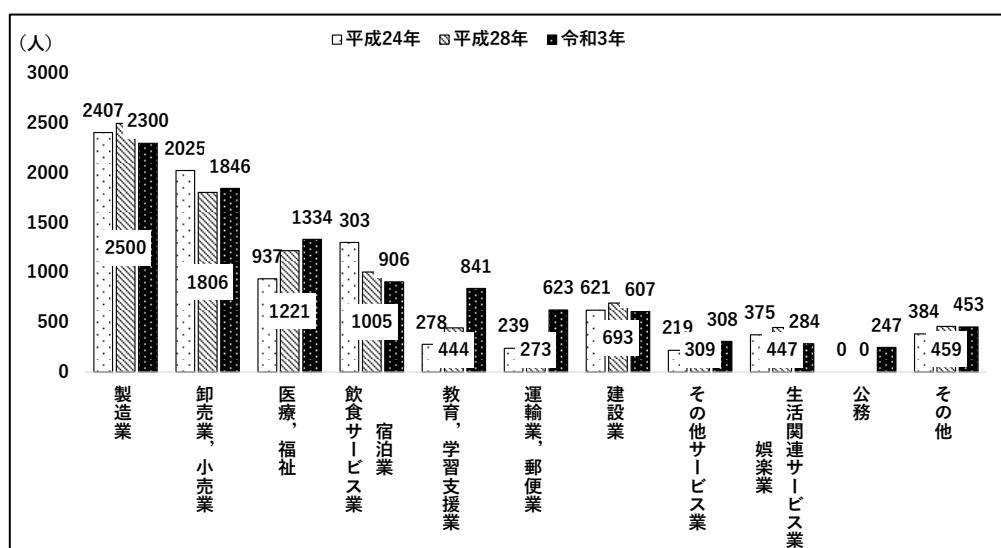
順位	産業別大分類	事業所数	構成比 (%)	順位	産業別大分類	従業者数	構成比 (%)
1	製造業	224	21.3	1	製造業	2,300	23.6
2	卸売業、小売業	214	20.4	2	卸売業、小売業	1,846	18.9
3	建設業	98	9.3	3	医療、福祉	1,334	13.7
4	医療、福祉	91	8.7	4	宿泊業、飲食サービス業	906	9.3
5	宿泊業、飲食サービス業	83	7.9	5	教育、学習支援業	841	8.6
6	サービス業（他に分類されないもの）	82	7.8	6	運輸業、郵便業	623	6.4
7	生活関連サービス業、娯楽業	75	7.1	7	建設業	607	6.2
8	不動産業、物品賃貸業	49	4.7	8	サービス業（他に分類されないもの）	308	3.2
9	教育、学習支援業	47	4.5	9	生活関連サービス業、娯楽業	284	2.9
10	学術研究、専門・技術サービス業	37	3.5	10	公務（他に分類されるものを除く）	247	2.5
11	運輸業、郵便業	18	1.7	11	学術研究、専門・技術サービス業	133	1.4
12	金融業、保険業	8	0.8	12	不動産業、物品賃貸業	116	1.2
13	複合サービス事業	8	0.8	13	金融業、保険業	86	0.9
14	公務（他に分類されるものを除く）	6	0.6	14	電気・ガス・熱供給・水道業	57	0.6
15	農林業	5	0.5	15	複合サービス事業	31	0.3
16	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.3	16	農林業	23	0.2
	情報通信業	3	0.3	17	情報通信業	7	0.1
	全産業	1,051	100.0		全産業	9,749	100.0

¹⁴ 経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサスー基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサスー活動調査」の二つから成り立っている。

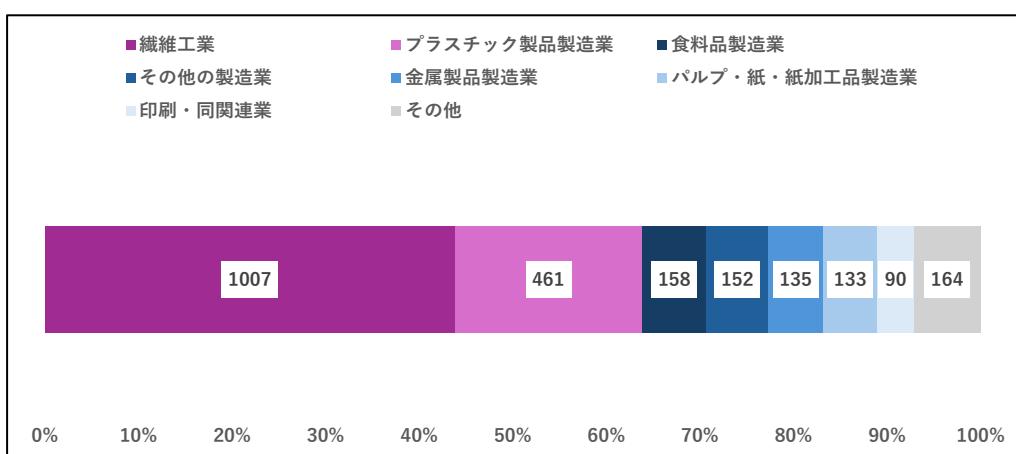
図表 産業大分類別の事業所数グラフ
出典：総務省「経済センサスー活動調査（各年現在）」



図表 産業大分類別の従業者数グラフ
出典：総務省「経済センサスー活動調査（各年現在）」



図表 製造業産業中分類別の従業者数
出典：総務省「経済センサスー活動調査（令和3(2021)年6月現在）」



＜商業・観光＞

本町の商業は、事業所数の約8割、従業者数の約9割、年間商品販売額の約7割を小売業が占めています。小売吸引力指数は、各地域の小売業が買い物客を引き付ける総合的な力を表すもので、この値が1より大きいと他地域から買い物客を吸引し、地域の購買力以上の売上げを獲得していることを示し、1より小さいと買い物客が他地域に流出超過となっていることを示しています。小売り吸引力指数は前回（平成28（2016）年）に比べると全体として下がっていますが、コロナ禍であったことは考慮に入れた方がよいと思われます。令和3（2021）年では0.47であり、県内9市町と比べると本町は低い方から2番目の低位に位置しています。小売り吸引力指数は、前回は高い方から5番目（0.87）であったことから何らかの対策を打っていく必要があります。

図表 小売吸引力指数の都市間比較（県内10市町）

出典：人口以外は総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査

（平成28（2016）年2月1日現在）、人口は奈良県「推計人口調査（同年6月1日現在）」

順位	市町名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	1事業所 あたり (百万円)	売場面積 (m ²)	1事業所 あたり (m ²)	H28.6.1 現在人口 (人)	小売 吸引力 指数
1	橿原市	832	7,985	191,271	230	215,054	258	123,712	1.76
2	田原本町	218	1,812	37,743	173	43,505	200	31,514	1.37
3	河合町	86	802	16,323	190	16,432	191	17,819	1.05
4	上牧町	98	1,016	19,757	202	38,205	390	21,927	1.03
5	広陵町	163	1,410	25,478	156	35,692	219	33,568	0.87
6	大和高田市	422	2,712	48,696	115	53,110	126	64,311	0.86
7	王寺町	131	1,034	17,090	130	19,488	149	23,170	0.84
8	葛城市	191	1,293	26,052	136	20,367	107	36,672	0.81
9	香芝市	283	2,949	54,116	191	68,600	242	77,890	0.79
10	斑鳩町	142	1,007	14,828	104	12,468	88	27,233	0.62

図表 小売吸引力指数の都市間比較（県内10市町）

出典：人口以外は総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査

（令和3（2021）年6月1日現在）、人口は奈良県「推計人口調査（同年10月1日現在）」

順位	市町名	事業所数	従業者数	年間商品 販売額 (百万円)	1事業所当 たり (百万)	売場面積 (m ²)	1事業所当 たり (m ²)	令和3年 10月1日 現在人口	小売吸引力 指数
1	橿原市	807	8,055	151,710	188	218,879	271	120,231	1.05
2	田原本町	201	1,829	35,553	177	39,232	195	31,113	0.95
3	大和高田市	392	3,074	51,354	131	51,495	131	61,134	0.70
4	上牧町	88	799	16,029	182	32,178	366	21,500	0.62
5	河合町	69	799	12,397	180	17,391	252	16,880	0.61
6	王寺町	124	1,221	17,225	139	20,906	169	24,050	0.60
7	葛城市	190	1,404	25,743	135	27,779	146	37,080	0.58
8	香芝市	281	3,150	51,394	183	65,284	232	77,715	0.55
9	広陵町	147	1,123	19,277	131	24,684	168	33,941	0.47
10	斑鳩町	150	989	14,792	99	17,582	117	27,561	0.10

特別史跡巣山古墳に接して本町と河合町にまたがる自然豊かな県営馬見丘陵公園ではナガレ山古墳(河合町)、日本で2番目の規模の帆立貝式古墳の乙女山古墳(河合町・広陵町)など多数の古墳を見ることができ、近隣だけでなく県内外から多くの来園者があります。

さらに、約300年続いている地蔵盆の祭りであり、町の指定文化財にもなっている大垣内立山祭、五穀豊穣を祝うもので江戸時代末期より継承されてきた箸尾地域の戸閉祭など、年間を通じ四季折々の祭りやイベントが開催されており、地域に根ざした伝統文化が息づいています。

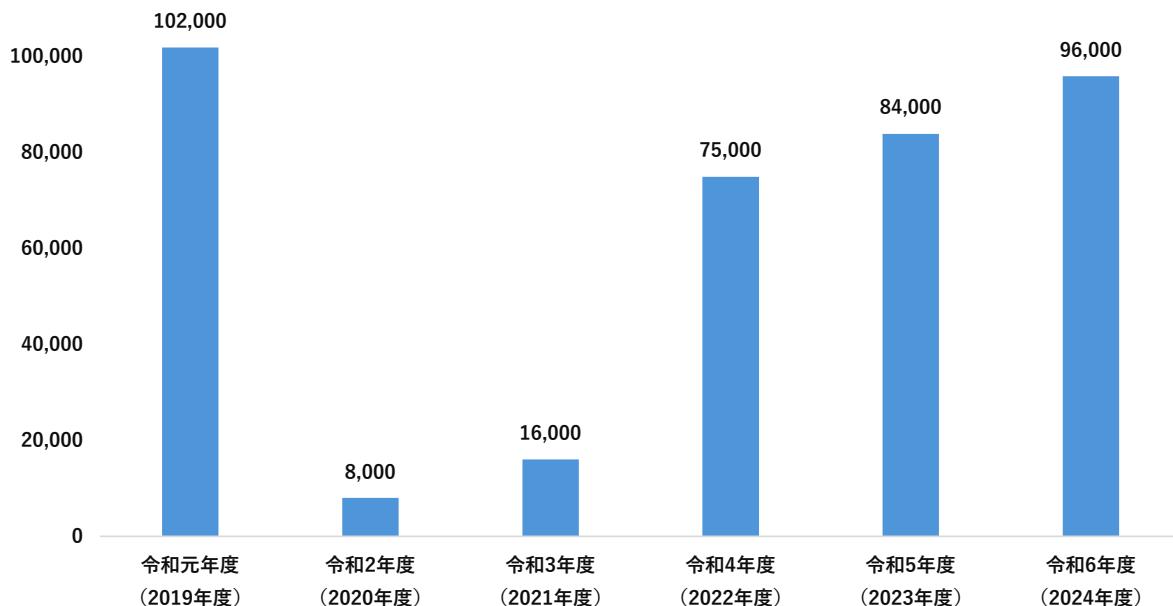
観光入込客数は、靴下の市やかぐや姫まつりなどのイベントの来場者数から集計しており、令和元(2019)年度の10万2,000人から、コロナ禍によるイベントの開催制限の影響で令和2(2020)年度の8,000人に大きく減少したものの、その後は増加傾向に転じ、令和6(2024)年度は9万6,000人まで回復しています。

図表 観光入込客数の推移

出典：産業総合支援課資料

(人)

120,000



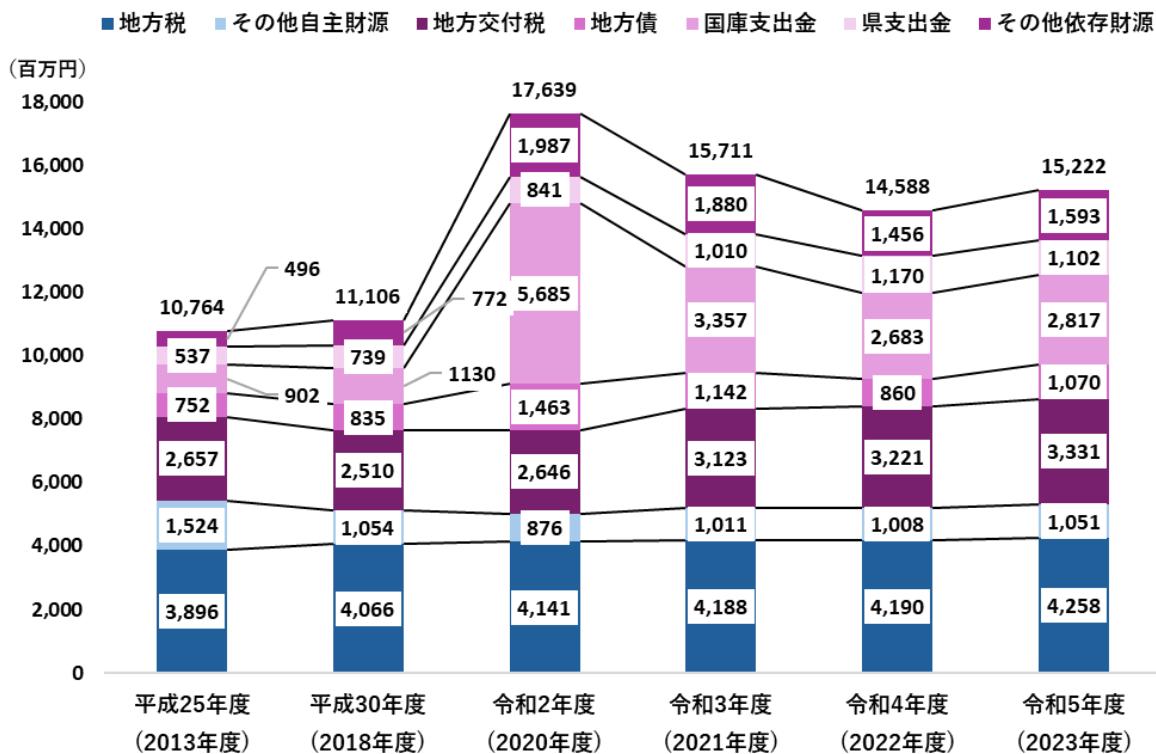
(5) 行財政の動向

<歳入・歳出>

普通会計¹⁵による歳入総額は、平成25（2013）年度から平成30（2018）年度までは110億円前後で推移していましたが、令和2（2020）年度ではコロナ禍による国庫支出金・その他依存財源の大幅な増加により176億3,700万円と大幅な増加をみせ、令和5（2023）年度においても、依然としてコロナ禍以前よりも高い水準となっています。依存財源（赤系色）が大きく伸長している一方で自主財源¹⁶（青系色）については緩やかな増加傾向にあります。

地方税（町税）は、概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和5（2023）年度では約42億5,800万円と、平成25（2013）年度の約38億9,600万円と比べて3億6,200万円増加しています。

図表 歳入決算額の推移
出典：総務省「市町村決算カード」



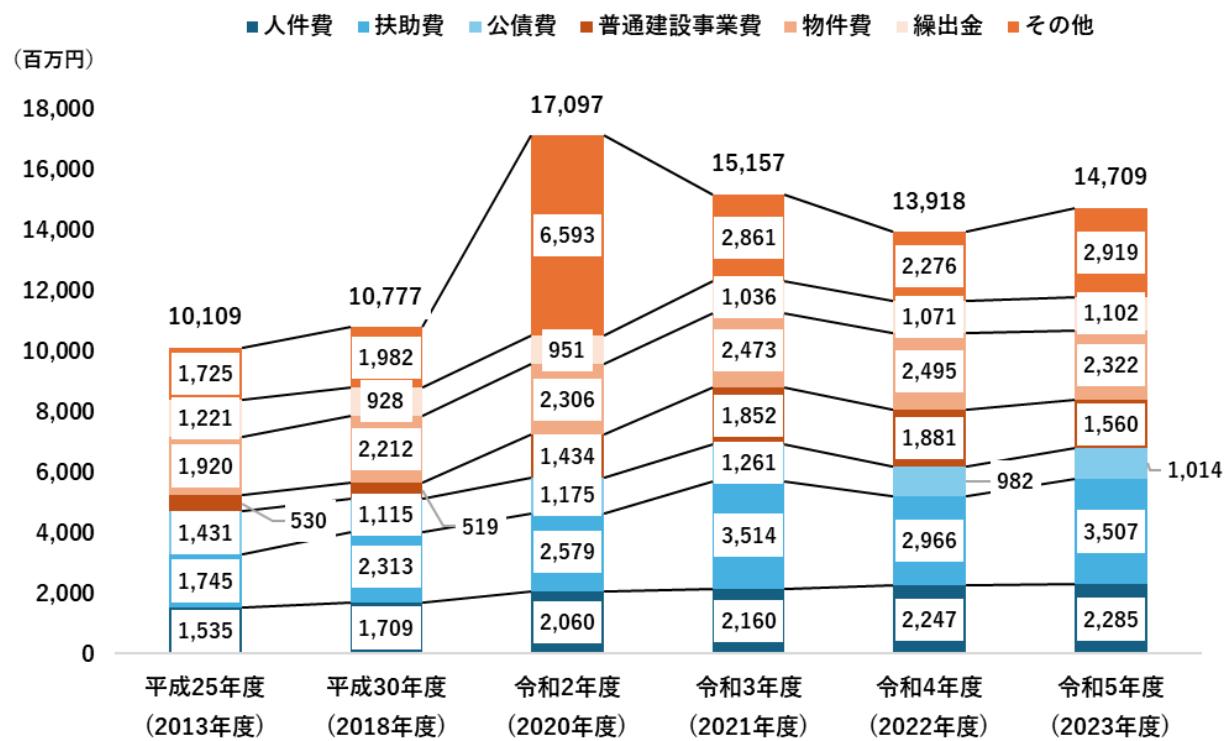
¹⁵ 総務省の定める会計区分の一つで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

¹⁶ 財源全体に占める自治体自らが自主的に収入できる財源の割合であり、行政活動の自立性や安定性を図る尺度の一つ。ただし、現行の地方財政制度では、地方交付税や国庫支出金が自主財源の補完的要素を有していること、起債等の要因により見かけ上の比率が大きく変動することがあるため、低いことが必ずしも財政運営の安定性を損ねているとは限らない。

一方、平成 25（2013）年度以降、普通会計による歳出総額は、平成 30（2018）年度までは 110 億円以下で推移していましたが、コロナ禍の影響により、令和 2（2020）年度には 170 億 9,600 万円と大幅な増加を見せ、令和 5（2023）年現在もコロナ禍前より高い水準となっています。

歳出のうち、支出が義務付けられ任意に節約できない経費で、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費は概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和 5（2023）年度では 35 億 700 万円、平成 25（2013）年度の 17 億 4,500 万円と比べて 2 倍強と大きく増加しています。

図表 歳出決算額の推移
出典：総務省「市町村決算カード」



＜自治基本条例の制定＞

「広陵町自治基本条例」は、まちづくり¹⁷の主体である町民¹⁸、町議会、町長等¹⁹がお互いの役割を認識しながら連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールであり、以下に示す四つの基本理念と六つの基本原則のもと、持続可能な地域社会の創造に向け、それぞれの主体の役割や責務、さらには参画²⁰と協働²¹のあり方を明らかにし、本町の基本規範として位置付けられるものです。

本条例の制定に当たっては、町内関係団体からの推薦者、公募による委員、学識経験者の計16名の委員で構成された広陵町自治基本条例審議会において、令和元（2019）年6月から約2年間にわたり議論が重ねられ、住民向けワークショップやパブリックコメントの意見等も踏まえ、同審議会から令和3（2021）年2月18日に町長へ答申が行われ、同年6月1日に施行されました。また、この条例の第25条に総合計画に関する条文があり、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定するものとすると規定しています。

＜広陵町自治基本条例が掲げる基本理念及び基本原則（概要）＞

出典：広陵町自治基本条例逐条解説書

基本理念

- (1) 基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、全ての人が安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、行政が連携・協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくること。
- (3) 歴史及び自然の環境と共生し、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。
- (4) 町内外の交流や人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

基本原則

- (1) 参画と協働の原則
- (2) 補完性の原則
- (3) 情報共有の原則
- (4) 健全な行政経営の原則
- (5) 環境保全の原則
- (6) 多様性尊重の原則

¹⁷ 時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取組をいう。（出典：広陵町自治基本条例逐条解説書、以下同様）

¹⁸ 町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものをいう。

¹⁹ 執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

²⁰ 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的関わることをいう。

²¹ 町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。

3 将来人口の推計結果

本町が統計的な手法を用いて将来人口を推計した結果に基づき、5年ごとの推移をみると、今後、総人口は令和12（2030）年頃から本格的な減少局面に移行すると予測されています。

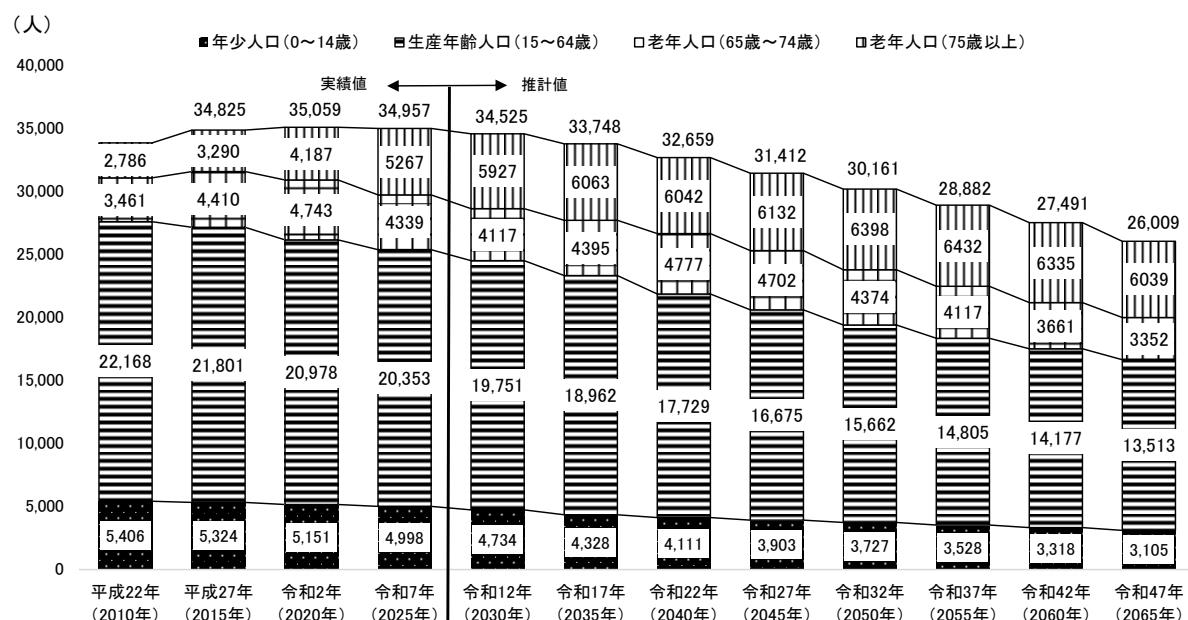
人口の減少幅は、令和7（2025）年から令和17（2035）年の1,209人（3.5%）減に対し、令和17（2035）年から令和27（2045）年の2,336人（6.9%）減と、年を経るごとに拡大し、総人口は令和37（2055）年頃に3万人台を割り込むと予測されています。

年齢階層別にみると、令和12（2030）年以降も、年少人口（0歳から14歳まで）及び生産年齢人口（15歳から64歳まで）は、一貫して減り続けると予測されており、特に年少人口は、令和7（2025）年頃から実数及び総人口に占める割合（構成比）が75歳以上人口を下回っています。

一方、老人人口（65歳以上）のうち、75歳以上人口は概ね一貫して増え続け、令和27（2045）年頃には総人口に占める割合が19.5%に上昇し、約5人に1人を占めると予測されています。

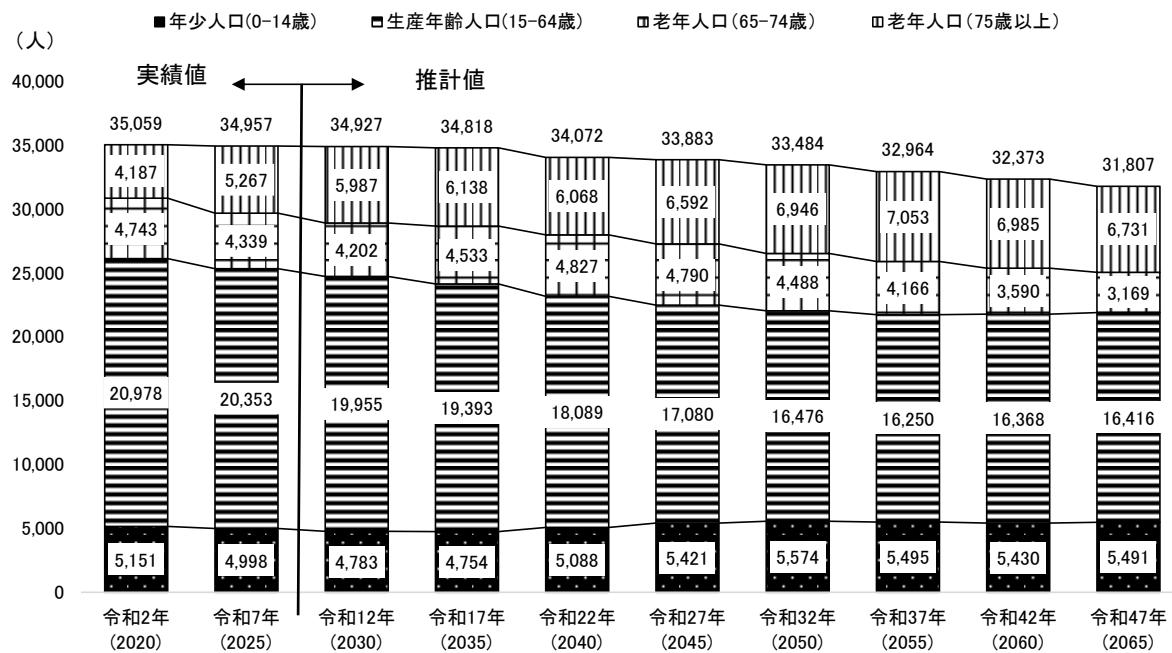
このように人口構造の大きな変化は始まっており、この変化によって、医療・介護等の社会保障経費の増大や働き手の減少による地域経済社会の活力の低下をはじめ、多方面にわたって本町がかつて経験したことのないような深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

図表 将来推計人口（実数・構成比）の推移
(各年3月31日現在)



本計画に掲げる子育て支援施策、定住施策、雇用施策等の人口対策を着実に推進し、20歳から39歳までの若年人口を中心により多くの人々から「住み続けたい・住んでみたい」と選ばれる魅力のあるまちの実現を目指すことで、令和22（2040）年までに合計特殊出生率2.10を達成するとともに、転入を増加させ令和47（2065）年において人口3万人台が維持されることを将来展望として設定します。

**図表 人口の将来展望（実数）の推移
(各年3月31日現在)**



＜独自推計の解説＞

本項では、令和7（2025）年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づき、「コーホート変化率法」により推計を行っています。「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいい、「コーホート変化率法」は各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それにに基づき将来人口を推計する方法です。

① 1歳以上の各年齢別人口の推計

1歳以上の年齢における男女別・各年齢別の将来人口は、その前年における1歳下の人口に「コーホート変化率（令和2（2020）年から令和7（2025）年までの平均値を採用）」を乗じることによって推計しており、本項での算出式は以下のとおりです。

- a) 基準人口＝令和7年3月31日時点の女子0歳人口
- b) コーント変化率＝{（令和3年3月31日時点の女子1歳人口÷令和2年3月31日時点の女子0歳人口）+（令和4年3月31日時点の女子1歳人口÷令和3年3月31日時点の女子0歳人口）+（令和5年3月31日時点の女子1歳人口÷令和4年3月31日時点の女子0歳人口）+（令和6年3月31日時点の女子1歳人口÷令和5年3月31日時点の女子0歳人口）+（令和7年3月31日時点の女子1歳人口÷令和6年3月31日時点の女子0歳人口）}÷5
【※令和2→3年、3→4年、4→5年、5→6年、6→7年の5区間における各変化率の平均値】
- c) 令和7年3月31日時点の女子1歳人口＝a × b

② 0歳人口の推計

0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため、「コーント変化率法」では推計することができないことから、0歳人口すなわち出生数は、別途、母親となり得る女性と婦人子ども比に基づき以下の算出式で推計しています。

- a) 母親となり得る女性人口＝令和7年3月31日時点の20歳から44歳までの女性人口
- b) 婦人子ども比＝母親となり得る年齢層（20歳から44歳）に対する0歳の子ども（男児・女児）の割合
【※の5区間における平均値】
- c) 令和7年3月31日時点の0歳人口＝a × b
- d) 男女児性比＝男性出生児数÷女性出生児数【※令和2→3年、3→4年、4→5年、5→6年、6→7年の5区間における平均値】
- e) 令和7年3月31日時点の女児の0歳人口＝c ÷ (1 + d)
- f) 令和7年3月31日時点の男児の0歳人口＝c - e

4 まちづくりに関する住民の意見

第5次広陵町総合計画中期基本計画の策定に当たっては、住民に対するアンケート調査を実施し、本町のまちづくり全般について住民の意見を把握しました。主な設問の回答結果等は、以下のとおりです。

(1) 調査の実施方法・期間

①調査の対象者

住民基本台帳から無作為抽出した、広陵町在住の満18歳以上の男女2,000人

②調査の実施方法

アンケート調査票の配布・回収ともに郵送とLoGoフォーム(web調査・回答システム)を併用

③調査の実施期間

令和7(2025)年8月19日から9月5日まで

④回収状況

配布数2,000票、有効回収数823件、有効回収率41.2%

(2) 設問の構成

【問1～11】回答者の属性等

【問12～14】まちへの愛着度と定住意向

【問15～41】本町がこれまで取り組んできた施策に対する満足度及び不満な理由、今後の重要度・注力度

【その他】まちづくり全般に対する自由意見

(3) 主な設問の回答結果

①まちへの愛着度

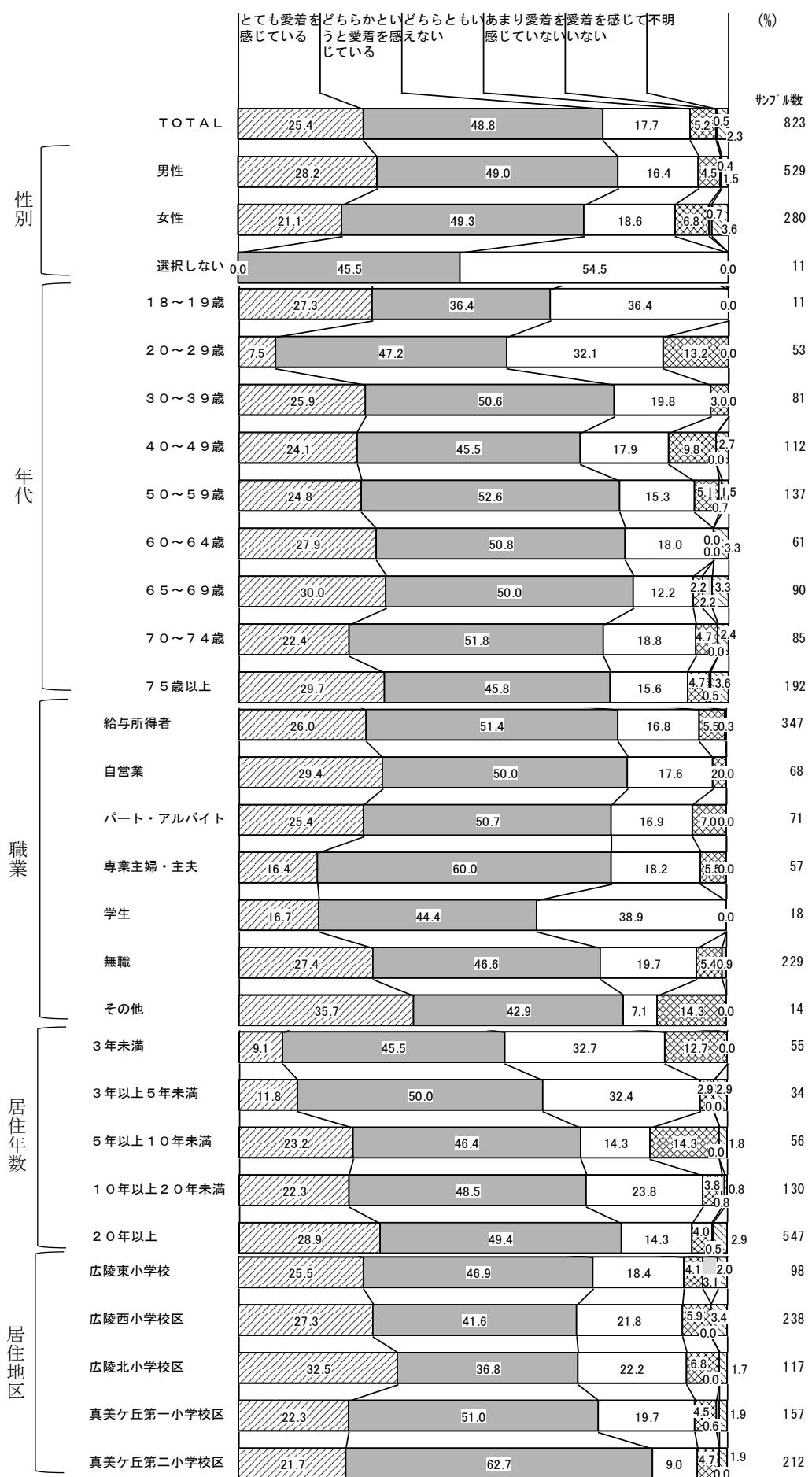
住民のまちに対する愛着度について、全体では「愛着を感じている（「とても愛着を感じている（25.4%）」+「どちらかというと愛着を感じている（48.8%）」が74.2%で、「愛着を感じていない（あまり愛着を感じていない（5.2%）」+「愛着を感じていない（0.5%）」）の5.7%を大きく上回っています。

年代別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、30代以上で概ね70%以上となっており、その中では「65～69歳」が80.0%で最も高くなっています。

居住年数別にみると、居住年数に比例して「愛着を感じている」と回答した人の割合は大きくなっています。

居住地区別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、いずれも65%以上となっており、その中でも「真美ヶ丘第二小学校区」では84.4%となっています。

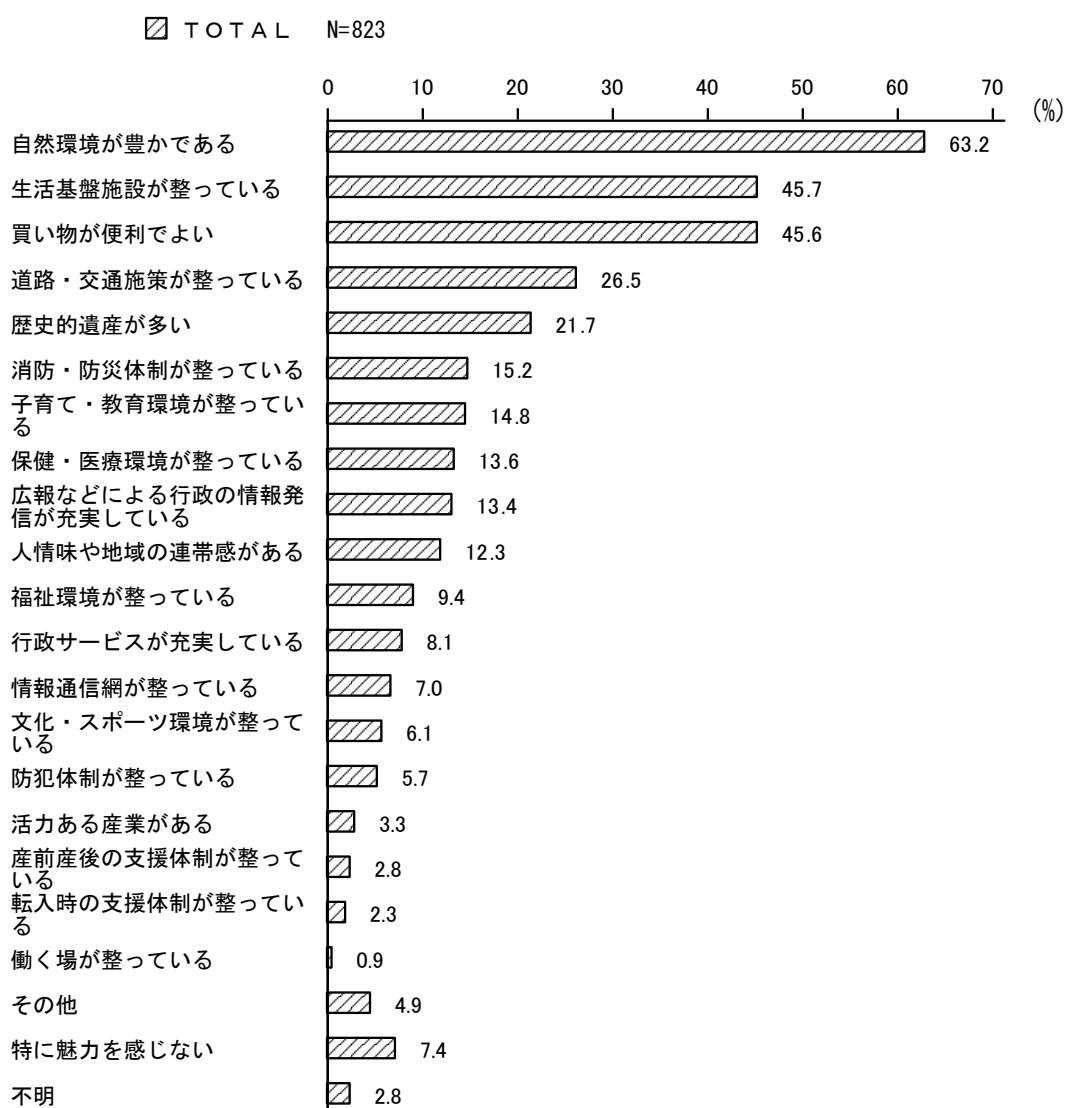
図表 まちへの愛着度



②まちの魅力

「自然環境が豊かである」が 63.2%で最も多く、以下、「生活基盤施設が整っている」の 45.7%、「買い物が便利でよい」の 45.6%の順となっています。

図表 まちの魅力



③現在の満足度と今後の重要度の2軸分析

今回のアンケート調査では、第5次広陵町総合計画前期基本計画に掲げられた29施策を対象に、満足度・重要度の各々の段階に一定の重み（得点）を設定した上、その重みを考慮した平均値（加重平均値）を算出することで、満足度と重要度の水準を相対的に可視化しています。

具体的には、現在の満足度・今後の重要度の選択肢に3点、2点、1点、0点、-1点、-2点、-3点という得点を設定します。例えば、今後の重要度の選択肢に回答した人数が w_1 、 w_2 、 w_3 、 w_4 、 w_5 であった場合、加重平均値は以下の式で算出できます。

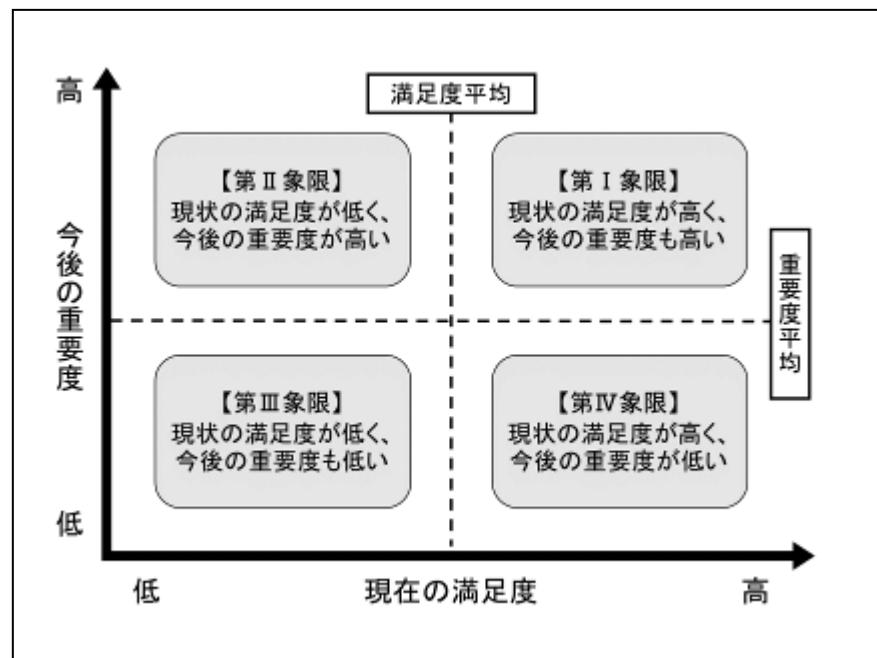
$$\text{加重平均値} = \frac{3 \text{点} \times w_1 + 2 \text{点} \times w_2 + 1 \text{点} \times w_3 + (-1 \text{点}) \times w_4 + (-2 \text{点}) \times w_5 + (-3 \text{点}) \times w_6}{w_1 + w_2 + w_3 + w_4 + w_5 + w_6}$$

図表 現在の満足度・今後の重要度に対する加重平均の得点

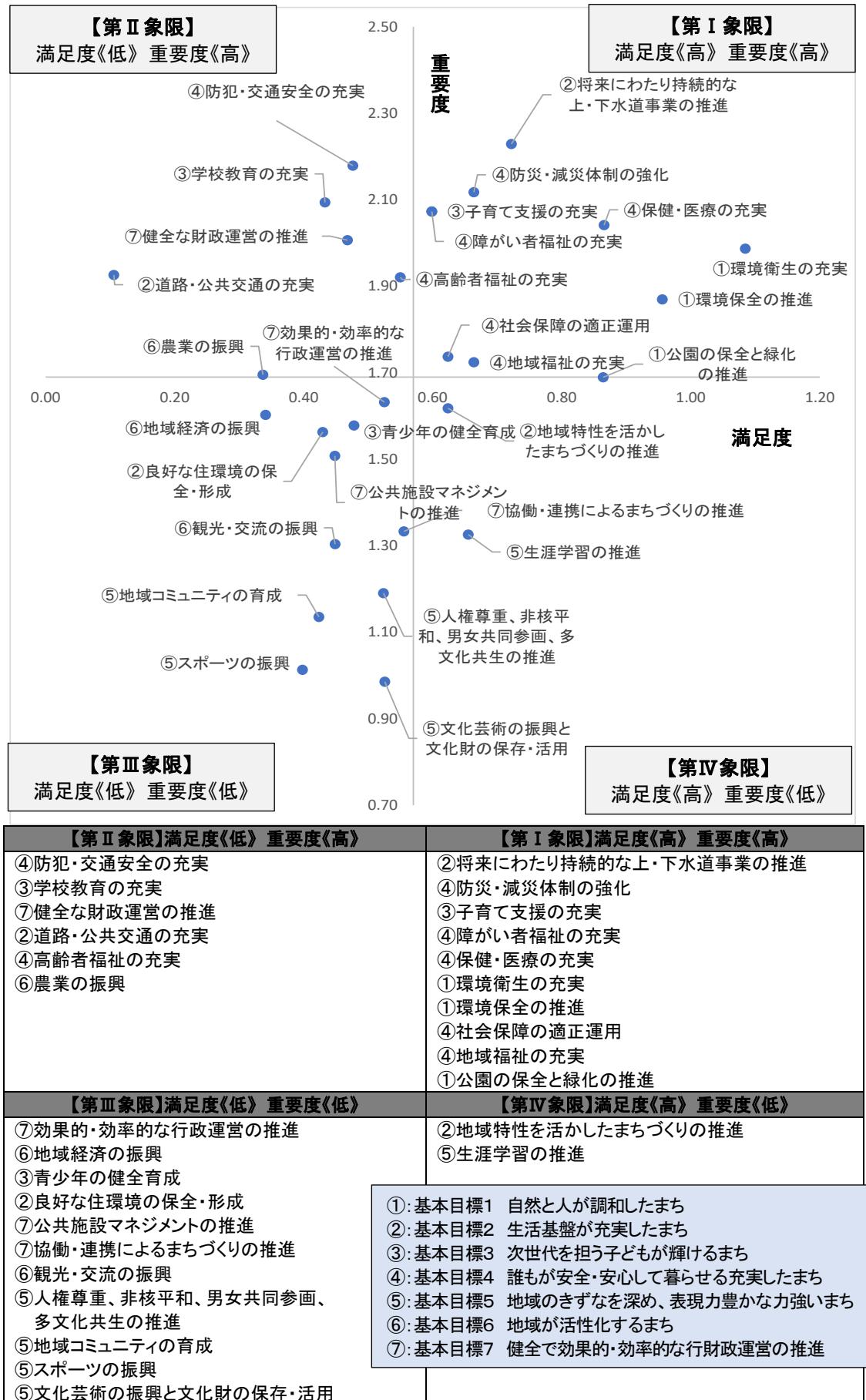
現在の満足度		今後の重要度	
回答の選択肢	加重平均の得点	回答の選択肢	加重平均の得点
非常に満足	3点	非常に重要	3点
満足	2点	重要である	2点
やや満足	1点	少し重要	1点
わからない	0点	あまり重要ではない	-1点
やや不満	-1点	重要ではない	-2点
不満	-2点	全く重要ではない	-3点
非常に不満	-3点		

今回のアンケート調査では、横軸に「現在の満足度」の加重平均値、縦軸に「今後の重要度」の加重平均値を配置した2軸分析によって、本町の施策に対する住民の意識を相対的に可視化しています。

図表 「現在の満足度」と「今後の重要度」の2軸分析のイメージ



図表 「現在の満足度」と「今後の重要度」の2軸分析のまとめ



＜第Ⅰ象限：現在の満足度が高く、今後の重要度も高い施策＞

- 「防災・減災体制の強化」や「保健・医療の充実」といった安全・安心に関する施策のほか、「環境衛生の充実」、「公園の保全と緑化の推進」など自然との調和に関する施策が分布しています。
- 前回調査時と比較すると、ほとんどの施策は引き続き第Ⅰ象限に分布していますが、前回第Ⅱ象限だった「障がい者福祉の充実」が今回第Ⅰ象限に分布しています。

＜第Ⅱ象限：現在の満足度が低く、今後の重要度が高い施策＞

- 「防犯・交通安全の充実」、「高齢者福祉の充実」といった安全・安心に関する施策のほか、「学校教育の充実」、「健全な財政運営の推進」が分布しています。
- 前回調査時と比較すると、引き続き第Ⅱ象限に分布している施策もありますが、前回第Ⅰ象限だった「防犯・交通安全の充実」、前回第Ⅲ象限だった「農業の振興」が今回第Ⅱ象限に分布しています。

＜第Ⅲ象限：現在の満足度が低く、今後の重要度も低い施策＞

- 「効果的・効率的な行政運営の推進」や「協働・連携によるまちづくりの推進」のような行財政運営に関する施策や、「スポーツの振興」、「人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進」などの施策が分布しています。
- 前回調査時と比較すると、ほとんどの施策は引き続き第Ⅲ象限に分布しています。

＜第Ⅳ象限：現在の満足度が高く、今後の重要度が低い施策＞

- 「生涯学習の推進」、「地域特性を活かしたまちづくりの推進」が分布しています。
- 前回調査時と比較すると、「生涯学習の推進」は引き続き分布しています。

参考：前回調査時との比較

【第Ⅱ象限】満足度《低》 重要度《高》	【第Ⅰ象限】満足度《高》 重要度《高》
④防犯・交通安全の充実（←前回：第Ⅰ象限） ③学校教育の充実（←前回：第Ⅱ象限） ⑦健全な財政運営の推進（←前回：なし） ②道路・公共交通の充実（←前回：第Ⅱ象限） ④高齢者福祉の充実（←前回：第Ⅱ象限） ⑥農業の振興（←前回：第Ⅲ象限）	②持続的な上・下水道事業の推進（←前回：第Ⅰ象限） ④防災・減災体制の強化（←前回：第Ⅰ象限） ③子育て支援の充実（←前回：第Ⅰ象限） ④障がい者福祉の充実（←前回：第Ⅱ象限） ④保健・医療の充実（←前回：第Ⅰ象限） ①環境衛生の充実（←前回：第Ⅰ象限） ①環境保全の推進（←前回：第Ⅰ象限） ④社会保障の適正運用（←前回：なし） ④地域福祉の充実（←前回：第Ⅰ象限） ①公園の保全と緑化の推進（←前回：第Ⅰ象限）
【第Ⅲ象限】満足度《低》 重要度《低》	【第Ⅳ象限】満足度《高》 重要度《低》
⑦効果的・効率的な行政運営の推進（←前回：なし） ⑥地域経済の振興（←前回：第Ⅲ象限） ③青少年の健全育成（←前回：第Ⅲ象限） ②良好な住環境の保全・形成（←前回：第Ⅲ象限） ⑦公共施設マネジメントの推進（←前回：なし） ⑦協働・連携によるまちづくりの推進（←前回：なし） ⑥観光・交流の振興（←前回：第Ⅲ象限） ⑤人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進（←前回：第Ⅲ象限） ⑤地域コミュニティの育成（←前回：第Ⅲ象限） ⑤スポーツの振興（←前回：第Ⅲ象限） ⑤文化芸術の振興と文化財の保存・活用（←前回：第Ⅲ象限）	②地域特性を活かしたまちづくりの推進（←前回：なし） ⑤生涯学習の推進（←前回：第Ⅳ象限）

第5次広陵町総合計画中期基本計画の策定に当たって、住民や広陵町自治基本条例第2条に基づく町民である本町に所在する学校に通う生徒・学生から広陵町を魅力あるまち、住んでもらえるようなまちにするにはどうしたらよいかという意見を得るため、ワークショップを開催しました。実施概要は、それぞれ以下のとおりです。

＜住民ワークショップ＞

住民ワークショップは、ベテラン住民チーム、子育て・若者世代チーム、学生チームの3チームに分かれて行いました。

「より魅力的なまちにするためのアイデア」として参加者から出た主な意見は、恵まれた自然環境（ほどよく田舎）を維持し活かしたい、良好な交通アクセス環境を活かしたい、もともと高い教育力を再度高められないか、治安の良さを維持・強化したいなどの意見に共感の声が集まりました。そこで、チームごとに重点的に検討するテーマ分野を設定して、先に出されたアイデアなどについて「どのようにして取り組んでいたら良いか」について検討いただき、次のような意見が出されました。

- ・ベテラン住民チーム

- 近鉄大和高田駅・五位堂駅への通学通勤アクセス向上

- 箸尾駅近辺への商業施設誘致や雇用を生む企業誘致 など

- ・子育て・若者世代チーム

- 自然体験学習などのイベントの増加や自然保護区域の設定 など

- ・学生チーム

- 住民の需要に応えたイベントの開催、靴下やかぐやちゃんのアピール など

こうしたアイデアや意見を踏まえて、本計画の重点プロジェクトの具体的施策等に反映させていただきました。

開催日時	第1回：令和7（2025）年11月29日（土）10:00～12:00 第2回：令和7（2025）年12月20日（土）10:00～12:00
開催場所	広陵町役場 3階 大会議室
参加者数	第1回：16名／第2回：21名
内 容	第1回：ベテラン住民、子育て・若者世代、学生の3チームに分かれて開催 ・理想の広陵町像はどのようなものか、理想の広陵町像に向けた課題が基本目標のどこに位置付けられるのか ・課題解決のために必要なこと、具体的に取り組むべきこと。 第2回： ・計画反映内容や第1回で出たアイデアなどを踏まえて、それらを実現していくために必要なこと、方法、担い手など



（写真）住民ワークショップの模様

＜学生ワークショップ＞

学生ワークショップは、町内に所在する畿央大学、大和広陵高校、広陵中学校及び真美ヶ丘中学校に通う生徒・学生を対象に実施しました。

・畿央大学（令和7（2025）年11月7日実施）

「魅力的なまち（理想のまち）」について考えていただき、道路が広く、安心して移動できるまち、誰もがいきいきと生活できるまち、特産品（アピールポイント）があるまち、などの意見が出され、その実現に向け、街灯を増やす、自転車専用レーンの整備、医療機関の誘致、インフルエンサーの活用などのアイデアが出されました。

・大和広陵高校（令和7（2025）年11月26日実施）

畿央大学でのワークショップと同じく「魅力的なまち（理想のまち）」について考えていただき、道路がきれいで明るく交通の便が良いまち、治安が良いまちなどの意見が出され、その実現に向け、電車の本数を増やす、道路を広げるなどのアイデアが出されました。



（写真）畿央大学



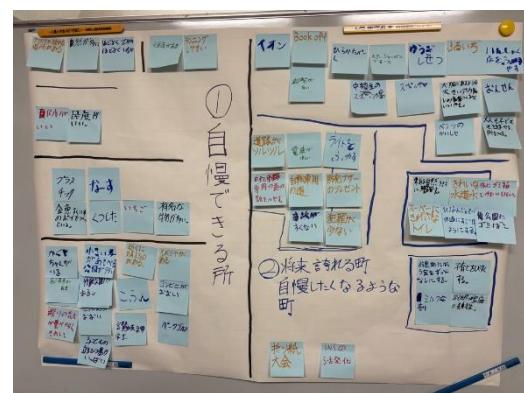
（写真）大和広陵高校

・広陵中学校・真美ヶ丘中学校（令和7（2025）年12月19日実施）

「広陵町の自慢できるところ」について考えていただき、公園が多く、自然環境が豊かであること、靴下や金魚すくいのポイなどの特産品などの意見が出され、将来自慢したくなるようなまちにするためには、それらを維持しつつ、SNS等を活用して町外に向けて発信するなどのアイデアが出されました。



（写真）広陵中学校



（写真）真美ヶ丘中学校

5 今後のまちづくりにおける主要課題

本町を取り巻く今後の社会経済動向や町独自の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、人口減少・超高齢社会の進行によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力とぎわいに満ちあふれたまちとして持続的な発展を遂げ、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた広陵町の確立に向け、まちづくりの主要課題を次のとおり設定します。

【主要課題1】ゆとりとうるおいに満ちた良好な居住環境の保全・創出

誰もが広陵らしいゆとりとうるおいに満ちあふれた生活の豊かさを実感できるよう、多くの住民から高い評価を得ている豊かな自然環境を大切に守り活かすとともに、地球温暖化対策や限りある資源・エネルギーの有効活用、廃棄物の少ないまちづくりなどを積極的に推進する必要があります。

【主要課題2】将来にわたって住み続けられる価値の高いまちづくり

将来にわたって適度な人口密度が保たれた良質な居住環境の維持・向上を図るため、各地区の特性に応じた適正な土地利用の誘導、上・下水道や道路など既存のインフラ施設の計画的な更新、地域公共交通の利便性の向上など、住民の日常生活を支える各種基盤施設の整備を総合的に推進する必要があります。

【主要課題3】次世代のまちづくりを担う子どもへの支援の充実

より多くの人たちが次世代のまちづくりを担う子どもを安心して産み育て、本町で子育てをする幸せを深く実感するとともに、子どもが将来に向かって心身ともに健康でたくましく成長を遂げることができるよう、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、学校教育の質向上を図る必要があります。

【主要課題4】誰もがいつまでも安全・安心で自分らしく暮らせる環境の充実

乳幼児から高齢者に至るまで、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも安全・安心で自分らしく心豊かに暮らし続けることができるよう、ハード・ソフトの両面から防災・防犯対策を推進するとともに、住民の自発的な健康づくりに対する支援や保健・医療及び各種福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

【主要課題5】誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる環境の充実

誰もが生涯にわたって人とつながり、生きがいを持ち続け、いきいきと豊かな人生を送ることできるよう、生涯学習・スポーツ活動や地域固有の歴史・文化に親しめる機会の充実を図るとともに、住民がお互いの人権を尊重し、支え合い・助け合える地域づくりを推進する必要があります。

【主要課題6】より多くのヒト・モノ・カネを引き込める求心力の向上

町内外からより多くのヒト・モノ・カネを町内へと引き込み、地域経済の活力の増進を図るため、雇用の場としても財源確保の機会としても重要な地域産業の振興に努めるとともに、ターゲットを明確に絞り込んだ高い実効力を伴ったプロモーション戦略を積極的に展開する必要があります。

【主要課題7】持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

住民満足度の高い行政サービスの提供とまちづくりの費用対効果の最大化を同時に実現できるよう、より幅広い分野において地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進するとともに、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源を従来にも増して無駄なく最適に配分するための仕組みの強化を図る必要があります。

＜基本構想編＞

第3章 基本構想

1 まちの将来像

本町は、これまで住民からも高い評価を得ている豊かな自然環境や貴重な歴史的文化的遺産と共生したゆとりとうるおいに満ちた居住環境、大阪市に近接する恵まれた交通立地条件等を活かし、町全体が活気に満ちあふれ、町内外の多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持されるまちの実現を目的とした施策を多面的かつ積極的に推進し、今日に至っています。

一方、近年、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超高齢社会へと移行が進む中、本町でも高齢化の進展等を背景とした死亡者数の増加によって、自然減（死亡者数－出生者数）が拡大傾向で推移するとともに、これまで町全体の堅調な人口増を支えてきた真美ヶ丘地域において人口が減少傾向に転じるなど、近い将来、人口が長期にわたる減少局面へと移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大していくと予測しています。

言うまでもなく、人口は地域の経済社会に活力を生み出す源泉です。今後、本町でも不可避と考えられる人口減少・超高齢社会の到来によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力がみなぎるまちとして、将来にわたって持続的な発展を遂げるためには、近い将来、予測している人口が本格的な減少局面に転じる時期を出来得る限り先送りし、たとえ減少に転じた場合であっても、そのスピードを出来得る限り緩和することが極めて重要な政策課題となっています。

このような課題認識のもと、第5次広陵町総合計画では、広陵に住み・働き・学ぶ人たちの総力を結集しながら、先人たちがこれまで築いてきた地域の魅力や可能性を極限まで引き出すとともに、ゆとりとうるおいのあふれる良質な生活空間をさらに磨き上げることで、将来にわたって町内外の多くの人々を魅了し続け、住み続ける価値が高く、次世代を担う子どもにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちたまちとして、持続的な発展を成し遂げることができるよう、町全体として実現を目指すまちの将来像を次のとおり掲げます。

be Happy

～未来につながるまち 広陵～

2 まちづくりの基本理念

第5次広陵町総合計画では、まちづくりの主体である町民、町議会、町長等が連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールとなる広陵町自治基本条例に掲げた四つの基本理念を、「まちの将来像」の実現に向けて全ての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方（理念）として掲げることとします。

* * * まちづくりの基本理念 * * *

- (1) 町民一人一人の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) 町民及び町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことができるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

＜それぞれの基本理念の趣旨＞

- (1) 個性や多様性を認め合い、年齢や性別、障がいのあるなしなどの属性に関わりなく、安全かつ安心して暮らせることは人権そのものであり、まちづくりの基本です。自治基本条例の最大の目標として、一人ひとりの人権が守られることで社会が形成されることだと考え、基本理念の筆頭に置いています。
- (2) 広陵町を構成する主体である町民、町議会、町長等が、役割と責務を自覚しつつ、それらが連携し、協働してまちづくりに取り組む必要があります。その結果、多くの町民の参加のもとで、公正で開かれた町民主体の町政を行うことを表現しています。
- (3) 広陵町に古くから引き継がれてきた歴史、文化、自然をはじめとした環境を誇りに思い、そして、それらを次世代に引き継いでいくことを表現しています。
- (4) 町民同士の交流を深め、普段から助け合い、支え合うまちをつくると同時に、外からの人を気持ちよく受け入れる姿勢を持とう、ということです。

3 まちづくりの基本目標

「まちの将来像」の実現に向けて、本町のまちづくりの骨格をなす主たる行政分野ごとに、今後どのようなまちづくりを目指すのかを「まちづくりの基本目標（政策）」として、次のとおり掲げます。

【目標1】自然と人が調和したまち

＜公園・緑地＞

町外からの来訪者を含めた多くの人たちが気軽に緑や自然にふれあうことで、豊かな心の醸成にも結び付くよう、県の景観保全地区²²にも指定されている馬見丘陵をはじめとする、本町を象徴する良好な自然環境の保全・活用に努めるとともに、町全体での緑の充実と質の向上、地域住民の暮らしに身近な公園・緑地の適切な維持管理を推進します。

＜環境保全＞

住民が地域で快適に暮らすことができる良好な生活環境を保全するため、道路・河川等の公共空間におけるごみの不法投棄及び公害の防止対策を推進します。また、脱炭素社会²³や地域のエネルギーは地域でつくる自立・分散型のエネルギー社会の実現に向けて、行政が先導役を果たしながら、住民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協働に根ざした取組を推進します。

＜環境衛生＞

将来にわたって安定的にごみを処理することができるよう、ごみ処理の広域化を計画的に推進するとともに、持続可能な循環型社会²⁴の形成に向け、地域ぐるみによるごみの減量・再資源化の取組を推進します。また、墓地の承継や無縁化などの問題に対応しながら、町営墓地・斎場の適正な管理運営に取り組みます。

【目標2】生活基盤が充実したまち

＜市街地整備・土地利用・景観＞

将来にわたって利便性・快適性が維持され、医療・福祉・商業等の生活機能の安定的な確保にも結び付くよう、人口密度が適度に維持された持続可能でコンパクトな市街地の形成、市街化区域における空き地・空き家・空き店舗等の低未利用地の解消に取り組みます。また、馬見丘陵の緑豊かな景観や由緒ある神社仏閣など、町固有の自然的及び歴史的な景観資源を適切に保全します。

＜住宅＞

多様な世代・世帯がいつまでも快適に暮らすことができるよう、住宅環境を整えます。また、空き家に関しては、民間事業者との連携も図りながら住宅環境を整えます。

²² 森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、渓谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区。

²³ 地球温暖化の大きな原因とされている温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。

²⁴ 廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみができるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

＜上・下水道＞

将来にわたって良質な水道水の安定供給と下水道機能の維持を図るため、県域水道の一体化をはじめ、今後の人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した水道管や下水道施設の更新を計画的に推進するとともに、水道事業及び下水道事業の経営の健全化を図ります。

＜道路・公共交通＞

機能的な都市活動を確保するための重要な基盤施設として、都市計画道路の整備を計画的に推進します。地域住民にとって身近な生活道路である町道は、各地区の特性に応じた道路空間の整備や既存路線の老朽化対策を推進します。また、より多くの住民にとって利用しやすい移動手段として、民間バス路線やコミュニティバス「広陵元気号」の利便性の向上及び利用の促進に取り組みます。

【目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

＜子育て支援＞

多様化する子育て支援ニーズや母子保健ニーズに対応し、親たちが地域の中でより安心して出産や子育てに取り組むことができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。また、障がいをもつ子どもや虐待のおそれのある子ども、貧困の状況にある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもに対するきめ細かな支援に取り組みます。

＜青少年育成＞

世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く社会環境の変化に対応しながら、子どもが地域社会の中で心身ともに健やかな成長を遂げられるよう、地域全体で子どもの非行防止と健全育成を支える活動を推進します。

＜学校教育＞

児童・生徒がこれから時代に求められる資質・能力を着実に身に付け、たくましく未来を切り拓けるよう、ハード・ソフトの両面から、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身からなる「生きる力」を育むための教育活動の充実を図ります。また、安全で快適な教育環境の維持・確保を図るため、各学校区における将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、既存の学校施設の改修・修繕や設備機器の更新を推進します。

【目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

＜消防・防災＞

いつどこで起きるのか分からない災害時の被害を最小限に食い止められるよう、住民が地域の災害リスクを正しく理解し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」「共助」に根ざした地域防災活動の充実を図るとともに、「公助」として迅速・的確な災害応急対策活動を実践するための体制の強化や、上・下水道の耐震化及び治水・排水体制の充実等による災害に強い都市基盤づくりを推進します。

＜防犯・消費者対策・交通安全＞

特殊詐欺²⁵をはじめとする地域住民の身近な場で発生する犯罪を未然に防止するため、住民が常日頃から防犯意識を高めるとともに、防犯カメラの設置や巡回パトロールなどを通じ、地域ぐるみによる防犯体制を強化します。

消費者トラブルを未然に防止し、住民が自主的かつ合理的な消費行動をとることができるように、相談支援体制の充実を図ります。

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育を推進するとともに、カーブミラーや道路標識等の交通安全施設の新設・補修など、ハード面の安全対策の充実を図ります。

＜保健・医療＞

「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が常日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、住民の自主的・自発的な健康づくり活動を支援するとともに、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげられるよう、各種健康診査や保健指導の充実を図ります。

新型コロナウイルスの感染拡大を教訓に、関係機関との連携のもと、感染症の感染拡大を防止するための対策に取り組みます。

子どもから高齢者まで、住民が安心して必要な時に必要な医療を受けられるよう、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための地域医療体制の充実を図ります。

＜高齢者支援＞

高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援等に係る各種サービスを包括的に提供するための体制である「地域包括ケアシステム」の充実を図るとともに、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

＜障がい者支援＞

障がいのある方が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう、障がいの特性やライフステージに応じたきめ細かな福祉サービスの提供や社会参加の機会の拡大を図ります。また、乳幼児期から就学時まで、障がいをもつ子どもがその発達段階に応じた保育・教育を安定的かつ継続的に受けられる体制づくりを推進します。

＜地域福祉＞

ひきこもりの高齢化や孤立している人の増加など、今後さらに多様化・複雑化していくことが見込まれる地域の生活課題にきめ細かく対応できるよう、地域における支え合い(共助)の領域の拡大や取組の強化を図ります。また、今後の高齢化の進展に対応し、住民の安全で快適な生活空間を確保できるよう、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン²⁶化を推進します。

²⁵ 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金等を送金させたりする詐欺のこと。

²⁶ 年齢や性別等に関わらず、全ての人が利用しやすい生活環境をデザインすることを意味するもので、障壁を除去するというバリアフリーを包含し発展させた考え方のこと。

＜社会保障＞

生活保護制度を適正に運用するとともに、生活保護の受給までには至っていないものの、経済的に困窮している方の個々の状況に応じた自立支援を推進します。

【目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち

＜生涯学習＞

これまで生涯学習活動への参加が少ない層を含め、住民がそのライフステージやライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習ニーズに応じた学びの機会及び情報の提供を推進します。また、住民が安全で快適な環境のもとで生涯学習に取り組めるよう、既存の学習施設の改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進します。

＜地域コミュニティ＞

より良い地域社会の実現に向け、一人でも多くの住民が主体的に地域の課題解決に取り組むことができるよう、区・自治会など地域で活動するコミュニティ団体に対する支援の充実や、既存のコミュニティ施設の機能の維持・向上を図ります。

＜スポーツ＞

住民の健康増進や健康寿命²⁷の延伸にも結び付くよう、より多くの住民が健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進するとともに、既存のスポーツ施設の計画的な改修・修繕や設備機器の更新、より効率的で効果的な維持管理・運営に取り組みます。

＜文化芸術・歴史＞

住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結び付くよう、地域住民が主体となった文化芸術活動の推進を担う文化芸術団体の育成や指導者の確保に取り組むとともに、世代を超えて誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、発表できる機会の充実を図ります。

住民のまちに対する歴史や伝統文化への理解を深め、“ふるさと広陵”に対する強い誇りと愛着の醸成にも結び付くよう、先人たちから大切に受け継がれてきた有形無形の歴史的文化的遺産の保全・活用を推進します。

＜人権・非核平和・男女共同参画・多文化共生＞

住民一人ひとりがお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心を持って暮らし続けることができるよう、様々な機会を活用しながら、住民の人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進するとともに、様々な人権問題に関する相談支援体制の充実を図ります。

次世代を担う子どもが戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶことができる機会を提供します。

すべての人々が性別によらず、家庭や職場、地域社会等のあらゆる場面において、その個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進に取り組みます。

²⁷ 健康上のトラブルによって、日常生活が制限されずに暮らせる期間。

国籍や文化の違いを超え、住民同士がお互いの国の文化や習慣を理解し合えるよう、国際理解・交流に関する情報提供や住民相互の交流の機会を確保します。また、外国人住民への多言語による行政情報の提供や、生活上の問題等への相談に対応するための支援体制の整備に取り組みます。

【目標6】地域が活性化するまち

＜農業＞

食料その他の農産物の供給、住民が身近に自然とふれあえる機会の提供、ゆとりとうるおいのある緑地空間の創出など、農業・農地の有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、農業生産基盤の充実や意欲ある担い手の育成・確保、地場産農産物の生産及び消費の拡大など、足腰の強い産地づくりを推進します。

＜地域経済＞

既存の中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めながら、既存企業の技術の高度化や経営基盤の強化・安定化、地場産業の振興及び新たな産業の育成に向けた取組に対する支援の充実を図ります。併せて、町外から本町に適した優良企業の誘致に取り組むとともに、町内で新たに起業・創業しやすい環境づくりを推進します。

＜観光・交流＞

本町ならではの優れた地域資源の発掘・活用による観光振興を推進するとともに、その魅力や特長を町内外に向けて効果的に情報発信します。また、町外の人たちとの交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合うとともに、町外からより多くの人や消費を町内へと引き込み、地域経済の活性化に結び付けます。

4 自治体経営の基本方針

限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するための基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 不断の行財政改革の推進

町全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源のより一層効果的・効率的な活用を徹底するとともに、不断の取組として行財政改革及び公共施設マネジメントを推進し、次世代に負担を先送りしない、より強靭な自治体経営基盤の確立を図ります。

(2) 質の高い行政サービスの効率的・効果的な提供

社会経済環境の変化に的確に対応しながら、より質の高い行政サービスを安定的に供給するため、様々な行政分野において前例にとらわれることなく、最先端のICTを活用した行政手続きのデジタル化や他自治体・大学などまちづくりに関わる多様な主体との連携・協力に根ざした取組を積極的に推進します。

(3) 健全な財政運営の推進

将来にわたって健全な財政運営を推進するため、税収入等の安定確保に努めるとともに、行財政改革の取組を毎年度の予算編成に反映させ、人件費や物件費など行政の内部管理的経費を中心とする経常的な経費を適切に抑制し、財政構造の弾力性を確保します。

(4) 時代の変化に即応した組織体制及び人材の確保

今後ますます高度化し、増大が見込まれる行政需要に対し、的確に対応できるよう、適正な定員管理及び適材適所の人員配置を推進するとともに、各部署の業務量や業務内容を踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施するための組織づくりを柔軟かつ継続的に推進します。

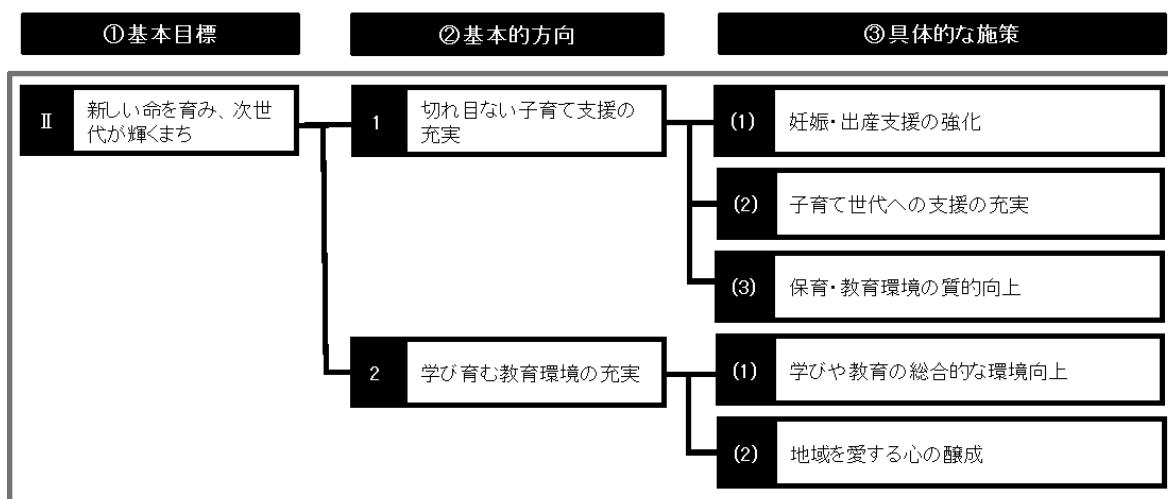
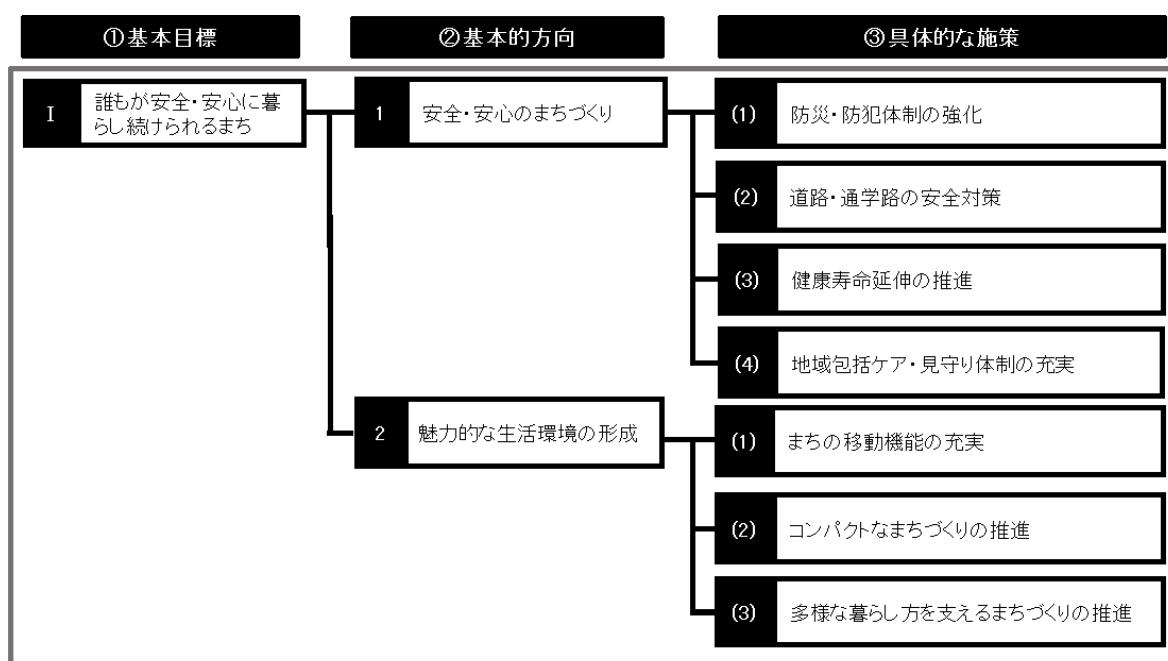
＜基本計画編＞

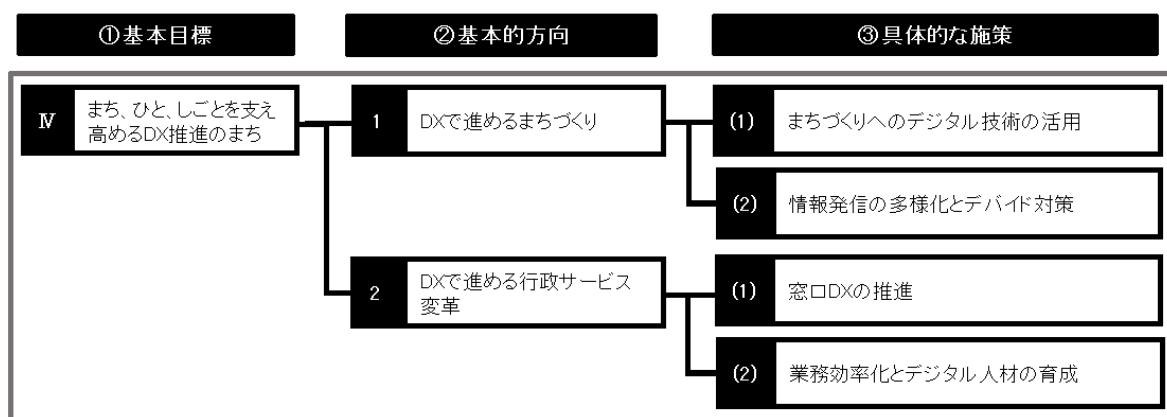
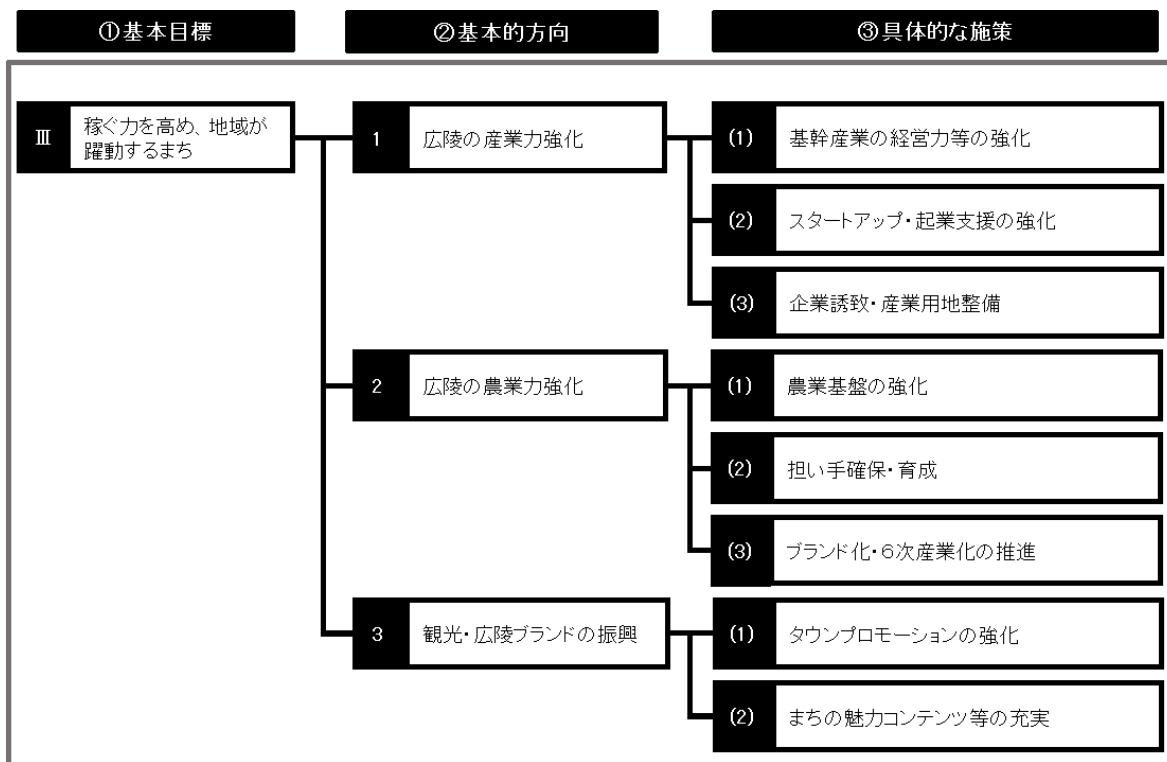
第4章 基本計画

1 重点プロジェクト(第3次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(1) 重点プロジェクトの体系

「重点プロジェクト」とは、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、本町が将来にわたって活力ある地域社会を形成するために、限りある行政の経営資源（財源、職員、施設等）をより無駄なく最適に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を示したものであり、「第3次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に該当します。重点プロジェクトの体系は以下のとおりです。





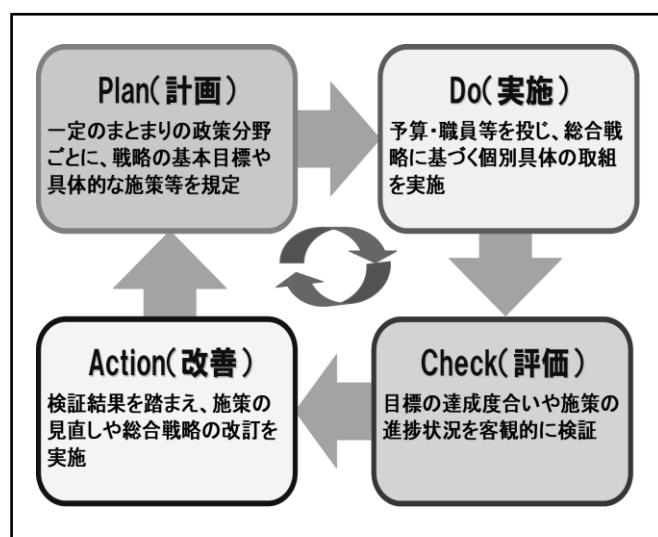
- ①基本目標:一定のまとまりの政策分野ごとに、達成を目指すまちづくりの目標
 ②基本的方向:基本目標の達成に向けて推進する政策
 ③具体的な施策:政策ごとに計画期間(4年間)のうちに実施する施策

(2) 重点プロジェクトの進捗管理

国の「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き（令和5（2023）年12月版）」では、総合戦略の策定後、実施した施策・事業の効果を客観的に検証し、必要に応じて施策の見直しや総合戦略を改訂するため、「Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善）」のP D C Aサイクルを回していくことが必要とされています。

＜総合戦略の進捗管理のイメージ＞

出典：内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き（令和5（2023）年12月版）」に基づき作成



このため、「重点プロジェクト」においても、策定後も継続的かつ客観的に目標の達成度合いと施策の進捗状況を検証するため、次表に示すとおり、基本目標ごとに数値目標を、また、その配下に位置付けた具体的な施策ごとに重要業績評価指標（Key Performance Indicators）を設定し、必要に応じて施策の見直しや総合戦略の改訂に取り組むこととします。

＜数値目標・重要業績評価指標の定義と活用方法＞

名称	定義	活用方法
数値目標	基本目標ごとに、その達成度合いを検証するために設定	<ul style="list-style-type: none">数値目標は、「合計特殊出生率」のように、国・都道府県・市区町村の施策・事業の成果が、総合的な結果として反映される場合があります。この場合、数値目標の実績値を町単独の施策・事業で直接的にコントロールすることはできないため、目標値の達成が必ずしも前提とはなりません。原則的に数値目標の実績値は、予算・職員等の限りある行政の経営資源のもと、基本目標の配下に位置付けた施策・事業の方向性（拡充・維持・縮減等）を見極めるための判断材料の一つとして活用します。
重要業績評価指標（KPI）	具体的な施策ごとに、その進捗状況を検証するために設定	<ul style="list-style-type: none">指標の実績値は、施策が当初の狙いどおりに成果を生み出し、目標の達成に寄与しているのかを検証するために活用します。狙いどおりの成果を生み出していない場合や、目標の達成に対する寄与度が低い場合には、その要因を分析し、見直し方策を検討します。

(3) 重点プロジェクト別の施策

【基本目標Ⅰ】誰もが安全・安心に暮らし続けられるまち

【I-1】数値目標

目標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (目標年)
これからも広陵町に「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」と思う住民の割合	%	住民アンケート調査	80.2 (令和7年度)	85.0 (令和11年度)
社会増減数	人	住民課資料	15 (令和6年度)	15 (令和11年度)
「道路・公共交通の充実」に関する「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	35.1 (令和7年度)	30.0 (令和11年度)
「防犯・交通安全の充実」に関する「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	25.1 (令和7年度)	20.0 (令和11年度)
「防災・減災体制の強化」に関する「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	17.5 (令和7年度)	12.0 (令和11年度)
「保健・医療の充実」に関する「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	15.6 (令和7年度)	10.0 (令和11年度)
「高齢者福祉の充実」に関する「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	13.8 (令和7年度)	8.0 (令和11年度)

【I-2】基本的方向及び具体的な施策

基本的方向 1 安全・安心のまちづくり

＜基本的方向＞

全ての住民が安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを進めるために、年々進む高齢化や昨今全国各地で発生している自然災害の激甚化、そして地域コミュニティの希薄化といった本町を取り巻く複合的な課題に対応し、住民の生命と日常の安全を確保できる「強靭で持続可能な生活環境」を構築していきます。特に、災害リスクの低減と回避、そして高齢者や交通弱者を孤立させない地域全体の「支え合い（共助）」機能の強化などを進めていきます。

基本的方向 1:安全・安心のまちづくり

- （1）防災・防犯体制の強化
- （2）道路・通学路の安全対策
- （3）健康寿命延伸の推進
- （4）地域包括ケア・見守り体制の充実

＜具体的な施策＞

（1）防災・防犯体制の強化

大規模な自然災害（洪水や地震）が激甚化・頻発化する傾向にある中、地域住民の自助・共助（近助）の力を高め、行政の力（公助）と連携して災害弱者対策など、各種課題解決に取り組んでいきます。同時に、犯罪や交通事故といった日常的なリスクを低減させるための環境整備と、高齢者や要支援者といった交通弱者など、特に配慮が必要な人々を守るためにの対策を両輪で強化していきます。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	住宅ストック ²⁸ の耐震化率	%	都市整備課資料	90.8 (令和6年度)	95.0 (令和11年度)
2	雨水貯留施設の整備進捗率	%	都市整備課資料	33 (令和6年度)	66 (令和11年度)
3	防災訓練への参加率	%	安全安心課資料	66 (令和6年度)	80 (令和11年度)
4	災害時相互応援協定の締結団体との訓練実施率	%	安全安心課資料	12 (令和6年度)	25 (令和11年度)
5	消防団員の定員充足率	%	実際の団員数÷条例定数 130人×100	76.9 (令和6年度)	100.0 (令和11年度)
6	感震ブレーカー設置に対する補助件数	件	安全安心課資料	235 (令和6年度)	250 (令和11年度)
7	町の補助により設置された防犯カメラの台数(累計)	台	町及び区・自治会設置件数	55 (令和6年度)	70 (令和11年度)
8	「子ども110番の家」の設置数(累計)	戸	安全安心課資料	551 (令和6年度)	570 (令和11年度)
9	消費生活相談件数	人	安全安心課資料	63 (令和6年度)	70 (令和11年度)
10	高齢者運転免許自主返納者支援事業申請者数(累計)	人	安全安心課資料	455 (令和6年度)	740 (令和11年度)

²⁸ 地域内に存在する住宅の数。

11	町が実施する交通安全施設の対策数	件	安全安心課資料	46 (令和6年度)	45 (令和11年度)
12	BLE ²⁹ タグの利用率(小学校)	%	デジタル推進室資料	40.57 (令和6年度)	60.0 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆旧耐震基準 ³⁰ により建築された既存住宅の所有者に対する耐震化の必要性及び行政の取組の説明による耐震化の促進
◆県や周辺自治体等との連携・協力のもと、治水・排水体制を充実
◆地域の防災力の効果的・効率的な向上に向けた住民の防災訓練への参加促進、避難行動要支援者制度及び個別避難計画についての説明会の実施、自主防災組織への支援の充実、防災リーダーの育成等の実施
◆応急復旧に必要な資機材の不足等を迅速に補うため、災害時相互応援協定の締結先との訓練等を実施
◆消防水利施設の適切な維持管理や消防団員の確保等により、消防力の維持・確保
◆感震ブレーカーの設置補助の実施
◆地域との連携・協働により、防犯灯や防犯カメラの設置を補助
◆犯罪等を企てる者を町に入らせないための見せる活動の一つとして、先進自治体で実施されている民間交番(防犯ステーション)等の警察、事業者、ボランティア等多様な主体と連携した地域拠点の整備
◆住民や事業所等の協力による「子ども110番の家」の設置事業の推進
◆消費生活に関する安全・安心の確保のため、消費生活相談窓口の運営や事例情報の発信
◆高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向けた、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりの推進
◆交差点の改良、道路反射鏡(カーブミラー)や道路標識の新設・補修、路面標示等
◆児童・生徒及び高齢者等について、BLEタグによる見守り体制の構築

²⁹ Bluetooth Low Energy の略で、低消費電力の近距離無線技術のこと。「見守りタグ」はその技術を活用し、児童等の位置把握を行う機材。

³⁰ 昭和56(1981)年5月以前の構造基準のこと、この基準で建築された建物は、震度5強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷しないが、それを超える大規模地震に対する安全性を検討する必要があるとされている。

(2) 道路・通学路の安全対策

本町に住む人、本町に来る人が安心して通行できるよう、都市計画道路や狭い道路が多い在来地域の道路環境整備に取り組み、子どもから高齢者まで幅広い世代が被害者にも加害者にもならない安全な通行環境の整備を進めます。

<重要業績評価指標>

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	町道のうち幅員 4.5m未満の道路割合	%	都市整備課資料	41.2 (令和6年度)	40.0 (令和11年度)
2	歩道の改良率	%	都市整備課資料	7.0 (令和6年度)	10.0 (令和11年度)
3	自転車ネットワーク計画で定めた自転車通行帯の整備延長	km	都市整備課資料	2.6 (令和6年度)	4.0 (令和11年度)
4	Ⅲ判定(早急に対策を要する)橋梁の数	橋	都市整備課資料	1 (令和6年度)	0 (令和11年度)

<具体的な取組>

具体的な取組内容

- ◆住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の一つとして、今後も引き続き、都市計画道路の整備を推進
- ◆狭い道路の拡幅による通行環境の整備
- ◆バリアフリー化の推進等による高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保
- ◆限られた幅員の中で歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、各地区の特性に応じた道路空間の整備
- ◆老朽化した道路や橋梁に対して優先順位付けを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進
- ◆学校、保護者、地域住民、道路管理者及び警察等との連携・協働による通学路の交通安全の確保

(3) 健康寿命延伸の推進

平均自立期間(健康寿命)の延伸を目指し、生活習慣病対策や疾病の予防及び早期発見・早期治療に向けた活動に重点を置いて、全世代の住民が自ら健康づくりに取り組むための機会を充実させます。

<重要業績評価指標>

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	適正体重を保つよう心がけている人の割合	%	けんこう推進課資料	61.6 (令和6年度)	65.0 (令和11年度)
2	喫煙率	%	国保データベース (KDB)	男 19.4 女 7.3 (令和6年度)	男 10.0 女 5.0 (令和11年度)
3	平均自立期間	年	国保データベース (KDB)	男 81.1 歳 女 85.0 歳 (令和6年度)	男 82.0 歳 女 85.5 歳 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容	
◆地域巡回型健康教室「広陵元気塾」の実施等を通じた、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動の支援	
◆生活習慣病、喫煙や受動喫煙など、住民が健康に関する正しい知識を持てるよう、情報提供や啓発活動の推進	
◆疾病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実や受診しやすい体制づくりの推進	

（4）地域包括ケア・見守り体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、介護・医療・生活支援サービスを地域全体で支える体制を整備します。独居・老老世帯の増加や地域活動の担い手不足に対応するため、「専門職による連携」と「住民による支え合い」の両輪を強化し、高齢者の孤立防止と社会参加を促進します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	ソーシャル・キャピタル得点 ³¹	%	日本老年学的評価研究機構	54.7 (令和4年度)	65.0 (令和11年度)
2	地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例数	件	広陵町地域包括支援センター運営協議会資料	41 (令和6年度)	50 (令和11年度)
3	生活支援ボランティア活動団体数	回	広陵町地域包括支援センター運営協議会資料	2 (令和6年度)	5 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

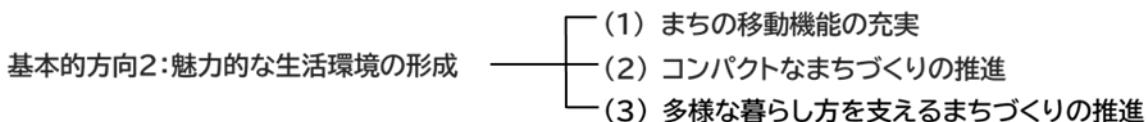
具体的な取組内容	
◆介護予防リーダーの養成等を通じた、住民の自助（自ら元気になろうとする取組）と互助（お互いの関係性により元気になる取組）に根ざした介護予防活動の普及啓発	
◆高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的とした検討の実施	
◆地域での見守り活動や生活支援活動の立ち上げ支援、広報・周知活動の推進	
◆専門職に限らず、地域の多様な団体・住民等が介護の支え手となれるよう、住民主体の協議体である「広陵ささえ愛」の支援の実施	

³¹ 1 社会参加や助け合いなどの人々の結び付きや信頼関係の度合いを測る指標。

基本的方向 2 魅力的な生活環境の形成

＜基本的方向＞

持続可能な都市構造を構築するため、公共交通ネットワークを充実させ、分散する集落と都市機能を相互連携させる「多拠点ネットワーク型都市構造」を形成します。また、利便性の高い地域を目指し、公共施設の機能の集約化に向けた検討を行います。さらに、町民に高い評価を受けている豊かな自然環境等の地域特性を活かし、多様な暮らし方が魅力的な生活都市の実現を目指します。



＜具体的な施策＞

(1) まちの移動機能の充実

住民誰もが、公共交通や新たな移動手段（公共ライドシェア等）をシームレスに利用し、安全かつ快適に移動できる持続可能な移動機能の充実を目指します。また、町内全域から主要駅へのアクセスを確保します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	路線バス接続便数 (五位堂駅・大和高田駅)	便	総合政策課資料	五位堂駅 322 大和高田駅 40 (令和6年度)	五位堂駅 322 大和高田駅 40 (令和11年度)
2	コミュニティバスの1日平均利用者数	人/日	総合政策課資料	94 (令和6年度)	150 (令和11年度)
3	バス利用促進に向けた民間事業者との連携数(累計)	件	総合政策課資料	8 (令和6年度)	10 (令和11年度)
4	町独自で実施する公共交通に関する普及啓発活動(モビリティ・マネジメント)回数	回	総合政策課資料	14 (令和6年度)	15 (令和11年度)
5	交通事業者との連携・協働による公共交通の活用に向けた啓発活動回数	回	総合政策課資料	8 (令和6年度)	10 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆地域の輸送資源を総動員した公共交通体系等の構築
◆公共交通相互の連携とサービスの向上による住民の移動利便性の増進
◆コミュニティバスのルート・ダイヤの定期的な見直し
◆主要駅へ接続する公共交通ネットワークの維持・充実
◆真美ヶ丘及び在来地域を運行する民間バス路線の運行維持

- | |
|---------------------------------------|
| ◆バス利用促進に向けた民間事業者との連携拡充 |
| ◆地域公共交通周知のための普及啓発活動（モビリティ・マネジメント）の実施 |
| ◆交通事業者との連携・協働による住民の公共交通の活用に向けた啓発活動の実施 |

（2）コンパクトなまちづくりの推進

利便性の高い地域を目指し、市街化区域内の低未利用地の抑制に向けたまちづくりを推進するとともに、公共施設の機能を集約化し最小限の移動で生活が完結するコンパクトなまちづくりを推進します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	市街化区域内の低未利用地の面積	ha	用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等	7.3 (令和6年度)	6.3 (令和11年度)
2	DID地区 ^{3.2} の面積及び人口密度	km ² 人／km ²	国勢調査	3.79 5,669 (令和2年度)	3.79 5,669 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容

- | |
|---|
| ◆市街化区域内の低未利用地の抑制に向けた、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 ^{3.3} に基づくまちづくりの推進 |
| ◆各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図り、良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進 |
| ◆公共施設の機能集約に向けた施設機能のあり方を検討 |
| ◆各公共施設の機能や利用状況を十分に考慮し、類似あるいは重複する機能の統廃合及び複合化を検討 |
| ◆行政の管理・監督責任を適切に果たしながら、公共施設の維持管理及び運営に民間事業者等のノウハウを積極的に活用し、より効果的・効率的な行政サービスを提供 |

^{3.2} 原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

^{3.3} 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして都市計画マスタープランの高度化版と位置付けられている計画。

(3) 多様な暮らし方を支えるまちづくりの推進

豊かな自然環境と都市機能がうまく共存する本町の魅力を最大限に活かしつつ、快適な生活環境を形成し、多様な暮らしが可能なまちづくりを進めます。各地域の特性などを尊重しつつ、良質な住宅ストックの維持・形成や空き家対策を推進することで、多様な世代が快適に定住できる生活環境を整備します。これにより、地域特性に応じた住環境の保全と、住民間の「支え合い」を基盤としたコミュニティの育成を促進します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	広陵町への愛着について「とても愛着を感じている」、「どちらかというと愛着を感じている」と思う住民の割合	%	住民アンケート	74.2 (令和7年度)	80.0 (令和11年度)
2	まちの魅力について「自然環境が豊かである」と回答する住民の割合	%	住民アンケート	63.2 (令和7年度)	70.0 (令和11年度)
3	まちの魅力について「生活基盤施設が整っている」と回答する住民の割合	%	住民アンケート	45.7 (令和7年度)	50.0 (令和11年度)
4	空き家コンシェルジュの利用者数	%	環境政策課資料	6 (令和6年度)	10 (令和11年度)
5	空き家等の解体・除却に係る補助金の支給件数(累計)	件	環境政策課資料	12 (令和6年度)	16 (令和11年度)
6	区・自治会への加入率	%	区長・自治会長へのアンケート調査	85.92 (令和7年9月現在)	85.92 (令和11年度)
7	まちづくり協議会の設置数(累計)	件	協働のまちづくり推進課資料	1 (令和7年度)	2 (令和11年度)
8	竹取公園周辺地区まちづくり基本計画に基づく県との個別協定締結数	件	都市整備課資料	3 (令和6年度)	4 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆老朽化した公園施設の改修
◆既存公園や緑地及びその周辺について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、地域住民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取り組める体制づくりを推進
◆空き家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空き家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発・情報提供の充実化
◆空き家等の解体・除却に係る補助金の交付
◆広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画に基づいたハード・ソフト事業の展開
◆住民が地域コミュニティ活動に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう情報の提供や活動事例の紹介等の普及啓発を実施
◆住民の生活様式の変化に応じた地域コミュニティ活動を検討し、住民同士が主体的に熟議できる会議形式の立ち上げを積極的に支援

【基本目標Ⅱ】新しい命を育み、次世代が輝くまち

【Ⅱ－1】数値目標

目標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (目標年)
合計特殊出生率	—	けんこう推進課資料 (過去5か年平均の合計特殊出生率)	1.42 (平成 30 年から令和 4 年の平均値)	1.54 (令和 11 年度)
「子育て支援の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	47.9 (令和 7 年度)	55.0 (令和 11 年度)
「学校教育の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	43.1 (令和 7 年度)	50.0 (令和 11 年度)
子どもの生活満足度、安心度	%	子どもの生活実態調査	82.7 (令和 6 年度)	84.0 (令和 11 年度)

【Ⅱ－2】基本的方向及び具体的な施策

基本的方向 1 切れ目ない子育て支援の充実

＜基本的方向＞

若い世代の結婚や出産に対する希望をかなえ、より多くの方が地域の中で安心して子どもを産み、安心と喜びを実感しながら子育てに励むことができるよう、結婚や出産を希望する方への支援に積極的に取り組みます。

基本的方向 1:切れ目ない子育て支援の充実

- (1) 妊娠・出産支援の強化
- (2) 子育て世代への支援の充実
- (3) 保育・教育環境の質的向上

＜具体的な施策＞

(1) 妊娠・出産支援の強化

より多くの方が町内で安心して子どもを産むことができ、また、その子どもの健やかな成長が促進されるよう、妊娠から出産、子育てまでのサポート体制を充実させます。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	4か月児健診の問診表で「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか」の項目で、「はい」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	87.3 (令和6年度)	90.0 (令和11年度)
2	1歳6か月児・3歳6か月児健診の問診票で「あなたの日常の育児の相談相手はいますか。」の項目で、「はい」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	1歳6か月児健診:99.6 3歳6か月児健診:99.0 (令和6年度)	1歳6か月児健診:99.6 3歳6か月児健診:99.0 (令和11年度)
3	新生児訪問実施率	%	けんこう推進課資料	99.5 (令和6年度)	99.5 (令和11年度)
4	1歳6か月児健診受診率	%	けんこう推進課資料	98.7 (令和6年度)	98.7 (令和11年度)
5	3歳6か月児健診受診率	%	けんこう推進課資料	99.4 (令和6年度)	99.4 (令和11年度)
6	不妊症・不育症治療に係る費用の助成件数	件	けんこう推進課資料	17 (令和6年度)	40 (令和11年度)
7	地域子育て支援拠点での相談件数	件	子育て総合支援課資料	216 (令和6年度)	250 (令和11年度)
8	「こどもの居場所」の実施場所数	箇所	こども政策課資料	5 (令和7年度)	10 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆産婦人科や医療機関等との情報共有・連携強化による妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の実施
◆妊婦が安心して出産を迎えるため、妊娠中から相談支援の充実
◆こども家庭センターにおける相談支援
◆町の妊娠・出産・子育て支援事業の情報発信
◆乳幼児健診（4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診）の継続
◆出産後の母子が健康の保持・増進を図り、保護者が子育て不安を解消できるよう、新生児訪問やその後のフォローアップ体制の充実
◆不妊治療に係る費用の助成範囲の拡大及び不育症治療に係る助成の実施
◆地域子育て支援拠点における相談事業の継続
◆子育て家庭の親子が気軽に集い・交流できる場の提供

（2）子育て世代への支援の充実

相対的貧困世帯の子どもの進路選択や教育費負担等に配慮し、学校給食費の無償化、子どもやひとり親家庭等への医療費助成の維持、ベビーシッター利用支援などの多様な支援策を継続・拡充することで、経済状況に左右されない公平な教育環境の実現を目指します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	「子育て支援の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合(再掲)	%	住民アンケート調査	47.9 (令和7年度)	55.0 (令和11年度)
2	子ども医療受給者 1人当たりの医療費助成額	%	保険年金課資料	25,204 (令和6年度)	25,204 (令和11年度)
3	ひとり親家庭等医療受給者 1人当たりの医療費助成額	%	保険年金課資料	30,071 (令和6年度)	30,071 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆多様な情報発信方法の構築
◆就労の有無にかかわらない、ベビーシッター利用費の支援
◆福祉医療制度による子ども・ひとり親向け医療費助成の継続
◆学校給食費の無償化等による、全ての公立小中学校の保護者の家計負担の軽減
◆子育て世代の移住・定住を促進するための多様な支援の実施

（3）保育・教育環境の向上

保育や教育の環境向上に向けて、幼保一体化による認定こども園の整備と保育の質の向上を図り、病児保育や支援を要する児童への加配教諭の適切な配置を推進するとともに、学校体育館への空調整備等、安全で快適な学習環境を確保します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	保育の一次申込者数	人	こども課資料	302 (令和6年度)	302 (令和11年度)
2	認定こども園の整備箇所数	箇所	こども課資料	2 (令和6年度)	3 (令和11年度)
3	病児・病後児保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	3 (令和6年度)	4 (令和11年度)
4	放課後子ども育成教室の登録児童数	人	こども課資料	740 (令和6年度)	740 (令和11年度)
5	放課後子ども育成教室の待機児童数	人	こども課資料	5 (令和6年度)	0 (令和11年度)
6	公立教育・保育施設において障がい等により支援を必要とする児童等に対する加配教諭の充足率	%	こども課資料	100.0 (令和6年度)	100.0 (令和11年度)
7	体育館に空調が設置されている学校の割合	%	教育総務課資料	0 (令和6年度)	100 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆民間施設を含む認定こども園、保育園及び幼稚園のカリキュラムの共有
◆民間事業者との連携による、特色ある教育等の展開
◆町立幼稚園・保育園の認定こども園 ^{3 4} 化の段階的な推進
◆町内のこども園、保育園の延長保育及び一時預かり保育事業の充実
◆病児・病後児保育の確保
◆放課後子ども育成教室の充実
◆障がい児対応職員の確保に努め、作業療法士等を各園に派遣し、職員の質向上のため、指導助言や研修の実施
◆各園の実状に即した人材配置等の充実
◆体育館学習における、安全で快適な環境の確保のための空調設置

^{3 4} 就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

基本的方向 2 学び育む教育環境の充実

＜基本的方向＞

次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、たくましい心身からなる「生きる力」安心して学ぶ喜びやわかる喜びを体験できる学校づくりに取り組みます。さらに、教員の業務負担軽減や子どもたちの豊かな学びの機会の確保のため、ICT機器の活用等、安全・安心で快適な学習環境の実現を目指します。

基本的方向 2: 学び育む教育環境の充実

(1) 学びや教育の総合的な環境向上
(2) 地域を愛する心の醸成

＜具体的な施策＞

(1) 学びや教育の総合的な環境向上

児童生徒が「学ぶ喜び」や「わかる喜び」を実感できる魅力ある学校づくりを推進します。また、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校との連携を深め、社会教育・家庭教育を含む、特色ある教育を切れ目なく展開します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	「学校教育の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	43.1 (令和7年度)	50.0 (令和11年度)
2	体験入学を実施している小学校の数	校	教育総務課資料	5 (令和6年度)	5 (令和11年度)
3	オープンスクールを実施している中学校の数	校	教育総務課資料	2 (令和6年度)	2 (令和11年度)
4	家庭教育学級(講座)への参加者数	人	生涯学習課資料	172 (令和6年度)	200 (令和11年度)
5	子育てに関する生涯学習の講座数		生涯学習課資料	3 (令和6年度)	5 (令和11年度)
6	学校及び地域コミュニティにおける連携数	件	生涯学習課資料	7 (令和6年度)	10 (令和11年度)
7	幼保小中における文化芸術鑑賞及びそれらの体験型学習の主催事業数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	10 (令和11年度)
8	不登校児童・生徒の割合	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校: 2.41 中学校: 6.51 (令和6年度)	全国平均 (令和11年度)
9	「学校に行くのが楽しい」と答えた小学生の割合	%	教育総務課資料	82.8 (令和6年度)	85.0 (令和11年度)
10	「学校に行くのが楽しい」と答えた中学生の割合	%	教育総務課資料	81.0 (令和6年度)	85.0 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保
◆ICTを活用した教育や外国語教育など、時代の変化や新たなニーズに対応した教育の推進
◆PTA等の社会教育団体と連携を図り、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供を充実化
◆子育てに関する必要課題の解決やその解決力の向上を図るための生涯学習を推進
◆学校との連携を行い、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、次代を担う人づくりの一環として、子ども・若者が地域コミュニティに参画できる環境づくりを推進
◆幼保小中における文化芸術鑑賞及び体験型学習を推進

（2）地域を愛する心の醸成

本町の子どもや若者が、将来にわたって町に住み続けられる、又は一度離れても町に戻りたくなるよう、地域を愛する心を醸成する教育を進めます。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	子ども・若者を対象にした意見聴取回数	回	こども政策課資料	5 (令和6年度)	10 (令和11年度)
2	「こどもの居場所」の実施箇所数	箇所	こども政策課資料	5 (令和7年度)	10 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆就学前教育における地域を愛する心を育む教育の実施
◆地域とのふれあいを通じて地域を愛する心を育むカリキュラムの実践
◆子ども・若者を対象とした地域を愛する心を育むワークショップの実施
◆子ども・若者が地域社会の中で様々な活動や世代間交流、異年齢児交流等を体験できる機会を創出

【基本目標Ⅲ】稼ぐ力を高め、地域が躍動するまち

【Ⅲ－1】数値目標

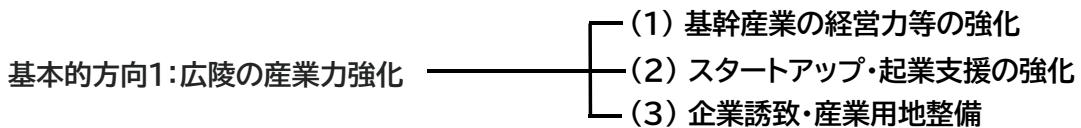
目標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (目標年)
町内事業所数	事業所	総務省「経済センサス-活動調査」	1,025 (令和3年度)	1,100 (令和11年度)
町内事業所従業者数	人	総務省「経済センサス-活動調査」	9,057 (令和3年度)	9,100 (令和11年度)
町内売上高	百万円	総務省「経済センサス-活動調査」	103,362 (令和3年度)	104,000 (令和11年度)
農業産出額	百万円	農林水産省「市町村別農業産出額 (推計)」	550 (令和5年度)	660 (令和11年度)
観光入り込み客数	人	産業総合支援課資料	96,484 (令和6年度)	123,000 (令和11年度)
集客イベント及び観光拠点における消費額	千円	産業総合支援課資料	66,535 (令和6年度)	85,000 (令和11年度)

【Ⅲ-2】基本的方向及び具体的な施策

基本的方向 1 広陵の産業力強化

＜基本的方向＞

靴下産業をはじめとした既存産業の生産性向上や高付加価値化を進めるとともに、本町の新たな産業育成の観点からスタートアップや創業の裾野を広げ、地域産業の担い手を育成します。また、新たな産業用地の確保・整備を推進し、戦略的な企業誘致による雇用創出と地域経済の活性化を図ります。



＜具体的な施策＞

（1）基幹産業の経営力等の強化

町内事業所の競争力向上・規模拡大を図るため、事業者の設備投資・新規事業開発に向けた支援を行うとともに、地域物産の新たな販路拡大を支援するための取組を推進します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	先端設備導入計画の策定件数	件	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	8 (令和11年度)
2	設備投資や新商品開発への資金支援をした事業所数	事業所	産業総合支援課資料	14 (令和6年度)	16 (令和11年度)
3	既存企業のデジタル化を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)	件	産業総合支援課資料	7 (令和6年度)	20 (令和11年度)
4	広陵くつした認定ブランド数	件	産業総合支援課資料	10 (令和6年度)	12 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容

- ◆設備投資や新商品開発への資金支援の実施
- ◆ICT環境の整備などDXの推進に向けた既存企業の取組を普及・拡大させるため、ビジネスサポートセンターや商工会による伴走支援のほかDXを推進する地域の企業間同士が情報共有等できる環境体制の構築
- ◆デジタル化推進補助金交付事業
- ◆地域ブランド商品の消費拡大に向けた既存企業の優れた製品・技術について町内外への積極的なPR支援の実施
- ◆地域密着型プラットフォーム事業

(2) スタートアップ・起業支援の強化

ビジネスサポートセンターと連携し、創業塾や補助金制度の活用促進を通じて創業ニーズを喚起し、起業の裾野を拡大します。また、金融機関等とも連携しながら創業後の継続的な伴走支援を強化し、スタートアップ企業の定着と成長を後押しします。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	町の支援を受けて創業したスタートアップ企業数(累計)	社	産業総合支援課資料	19 (令和6年度)	40 (令和11年度)
2	創業・起業を目的とした町の補助制度の利用件数	件	産業総合支援課資料	1 (令和6年度)	2 (令和11年度)
3	ビジネスサポートセンターでの創業希望者への販路開拓、商品開発、情報発信支援件数	件	産業総合支援課資料	6 (令和6年度)	10 (令和11年度)
4	ビジネスサポートセンターにおける創業・起業に関する相談受付件数	件	産業総合支援課資料	22 (令和6年度)	30 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容

- ◆広陵町商工会と連携した、創業・起業希望者に対する各種支援事業
- ◆創業促進補助金交付事業
- ◆ビジネスサポートセンターによる各種支援事業

(3) 企業誘致・産業用地整備

本町の活力を強化するため、箸尾工業団地の立地企業への支援を継続しつつ、新たな産業用地の確保や遊休地の活用調査を推進し、受け入れ環境を整えていきます。大阪都市圏へのアクセスや人材確保のしやすさ等の優位性を活かした戦略的な企業誘致を展開し、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	町の優遇・支援を受けて立地した全企業数(累計)	社	産業総合支援課資料	14 (令和6年度)	30 (令和11年度)
2	町の優遇制度を活用して事業規模を拡大した既存企業の数(累計)	社	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	10 (令和11年度)
3	町の優遇・支援を受けて立地した商業施設数(累計)	件	産業総合支援課資料	1 (令和6年度)	3 (令和11年度)

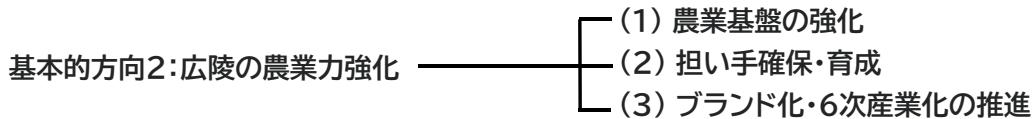
<具体的な取組>

具体的な取組内容
◆町外から町内へ進出した立地企業や町内既存企業の規模拡大を支援するための優遇制度の充実と活用の促進
◆企業立地奨励金による新規立地支援の実施
◆民間の不動産事業者との連携・協働による、町内へ進出意向のある事業者のニーズに応じた用地紹介の体制づくり

基本的方向 2 広陵の農業力強化

＜基本的方向＞

農業経営基盤の安定・強化を進めるとともに、町内で就農を希望する若手農家を受け入れる体制を整備し、将来の農業の担い手を確保します。



＜具体的な施策＞

(1) 農業基盤の強化

将来にわたって農地が持つ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、耕作放棄地の解消及び発生防止並びに農地の利活用を図ります。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	農業の担い手へ集積・集約化した農地面積(累計)	ha	農業振興課資料	22.7 (令和6年度)	40.0 (令和11年度)
2	耕作放棄地の解消面積	ha	農業振興課資料	1.1 (令和6年度)	5.4 (令和11年度)
3	スマート農業を導入した農家数(累計)	戸	農業振興課資料	6 (令和6年度)	10 (令和11年度)
4	多面的機能支払交付金交付組織数	組織	農業振興課資料	11 (令和6年度)	13 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容

◆農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで策定した地域計画を基に、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進

◆最先端の技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にするスマート農業の実装に向けた取組を支援

◆農業用水路や農道等の適切な維持管理など、既存の農業生産基盤の機能の維持

(2) 担い手確保・育成

就農者数の減少を食い止め、将来的な農業の担い手を確保するために、町内での就農希望者を受け入れる環境を整備します。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	認定農業者数	人	農業振興課資料	31 (令和6年度)	40 (令和11年度)
2	新規就農者数(累計)	人	農業振興課資料	24 (令和6年度)	40 (令和11年度)
3	法人経営体数	法人	農林業センサス	3 (令和6年度)	6 (令和11年度)
4	農業の担い手へ集積・集約化した農地面積(累計)(再掲)	ha	農業振興課資料	22.7 (令和6年度)	40.0 (令和11年度)
5	農業規模拡大に向けた農地斡旋件数(累計)	件	農業振興課資料	20 (令和6年度)	40 (令和11年度)
6	集落営農組合数(累計)	組合	農業振興課資料	4 (令和6年度)	7 (令和11年度)
7	農業塾の卒業生のうち、町内で新規就農した人数(累計)	人	農業振興課資料	6 (令和6年度)	12 (令和11年度)
8	県普及員と連携した不作リスクの低減に向けた指導件数(累計)	件	農業振興課資料	23 (令和6年度)	35 (令和11年度)
9	農福連携を実施した農家件数(累計)	件	農業振興課資料	0 (令和6年度)	2 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆資機材購入・耕作条件改善等に係る補助制度の活用支援
◆地域農業の中核的な担い手確保に向けた認定農業者制度 ^{3.5} 、集落営農組合 ^{3.6} 、農業経営の法人化の普及拡大の推進
◆農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで策定した地域計画を基に意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進
◆農地の貸付希望者と借受希望者のマッチング支援
◆農業塾における農業者の育成及び農業版コワーキング施設を活用した就農支援
◆県普及指導員と連携した不作リスクの低減に向けた指導を実施
◆多様な担い手確保に向けた農福連携事業等の支援

^{3.5} 農業にやる気と意欲があり、職業として農業に取り組んでいる農業者や農業法人、あるいはこれから農業を営もうとする者を市町村が認定し、関係機関・団体が重点的に支援措置を講じる制度。

^{3.6} 集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

(3) ブランド化・6次産業化の推進

より高い産地間競争力を伴った産地づくりに結び付くよう、関係機関との連携・協力のもと、地場産農産物のブランド化や6次産業化による付加価値の向上に取り組みます。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	地場産農産物の活用促進に向けた啓発活動回数(累計)	回	農業振興課資料	25 (令和6年度)	80 (令和11年度)
2	6次産業化に取り組んでいる農家数(累計)	戸	農業振興課資料	3 (令和6年度)	10 (令和11年度)
3	ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物の数	点	産業総合支援課資料	88 (令和6年度)	95 (令和11年度)
4	ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物販売額	円	産業総合支援課資料	7,469,601 (令和6年度)	8,000,000 (令和11年度)

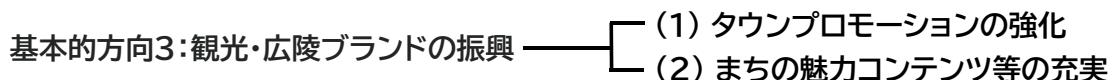
＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆町内の飲食店や直売所等における地場産農産物の活用促進、学校給食を通じた地場産農産物のPR
◆地場農産物への町独自ラベル等の作成等のPR
◆生産・加工・販売の一体化等の多様化・高度化に向けた「6次産業化」の支援
◆ふるさと納税やECサイト（電子商取引）等を活用した地場産農産物のブランド力及び販売プロモーションの強化

基本的方向 3 観光・広陵ブランドの振興

〈基本的方向〉

竹取公園周辺の集客を町内周遊や消費へつなげるため、民間事業者と連携した消費拠点の整備や「広陵くつした」・農産物等の地域ブランド化を推進します。近隣自治体との広域観光ルートの造成やデジタル技術を活用した戦略的な情報発信により、交流人口の拡大と持続可能な地域経済の活性化を図ります。



＜具体的な施策＞

(1) タウンプロモーションの強化

SNS やデジタル技術を駆使して竹取公園や歴史遺産、特徴ある産業、豊かな緑等の地域資源や特性の戦略的な発信等を行うプロモーション活動を強化します。

〈重要業績評価指標〉

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	集客イベント開催を希望する個人及び団体への町有施設の貸出数	件	産業総合支援課資料	6 (令和6年度)	12 (令和11年度)
2	町が主催・共催及び後援した集客イベントの動員人数	人	産業総合支援課資料	62,827 (令和6年度)	100,000 (令和11年度)
3	広陵町観光消費活性化協力事業者店舗での年間消費額	千円	産業総合支援課資料	令和8年度 以降に把握 (令和6年度)	960,000 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容

- ◆事業者と協力した観光情報発信や町内の集客イベント情報の共有、イベント主催者との連携した消費獲得の支援等の実施
 - ◆イベント実施に係る町内で使用可能な場所の情報提供及び拠点提供等の支援
 - ◆竹取公園のイベント利用に関するガイドラインの適切な運用と発信
 - ◆観光消費活性化協力事業者への登録を呼びかけ及び登録事業者に対する集客イベントの情報提供や誘客のための戦略的なプロモーション支援

(2) まちの魅力コンテンツ等の充実

竹取公園や「広陵くつした」等の地域資源を磨き上げ、民間活力との連携による体験型コンテンツの造成や特産品のブランド化を推進し、イベント集客を町内周遊と消費拡大につなげます。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	町、県及び所属する広域観光団体等のHP・パンフレット等で紹介している広陵町内のスポットを含む観光ルート及び観光コンテンツの数	ルート	産業総合支援課資料	20 (令和6年度)	30 (令和11年度)
2	町HP上での地域資源に関する情報発信・提供に対するアクセス数	件	産業総合支援課資料	106,968 (令和6年度)	160,000 (令和11年度)
3	ふるさと納税の寄附額	千円	産業総合支援課資料	130,919 (令和6年度)	300,000 (令和11年度)
4	ふるさと納税の寄附件数	件	産業総合支援課資料	6,545 (令和6年度)	150,000 (令和11年度)
5	広陵くつした博物館及び「広陵くつした」公式ECサイトでの靴下販売点数	点	産業総合支援課資料	744 (令和6年度)	10,000 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆観光関連団体、協議体及び会議体等の活動を通じた観光コンテンツ・ルート造成と発信
◆町HP上での地域資源に関するページの改善及び観光資源、特産品、集客イベント、消費拠点等に関するページの新規追加
◆ふるさと納税返礼品協力事業者に対する積極的な支援と産業支援と連携した返礼品開発
◆デジタル技術を活用した情報発信から地場産品等の購入につなげる窓口のモデルケースづくり
◆広陵くつした博物館の機能拡充

【基本目標IV】まち、ひと、しごとを支え高める DX 推進のまち

【IV-1】数値目標

目標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (目標年)
マイナンバー保有率	%	総務省資料	80.6 (令和7年10月31日現在)	85.0 (令和11年)
広陵町 DX 推進計画の事業進捗率	%	デジタル推進室資料	23 (令和6年度)	40 (令和11年)
マイナンバーカードを利用したオンライン申請可能件数の割合	%	デジタル推進室資料	25 (令和6年度)	40 (令和11年)

【IV-2】基本的方向及び具体的な施策

基本的方向 1 DX で進めるまちづくり

〈基本的方向〉

令和6（2024）年3月に策定した広陵町DX推進計画に掲げる「ALL CONNECT 広陵～ともに協力し、ともに創るみらいのまち～」の理念のもと、健康・医療・防災・交通などの生活分野でデジタル技術やデジタルデータを活用し、地域や住民の利便性向上を図り、行政をはじめ、議会、住民、企業、大学等と協力し合いながら、新たな価値を創造し、誰もがデジタル技術の恩恵を受け、便利で豊かに暮らせるまちの実現に取り組みます。

基本的方向 1: DX で進めるまちづくり

- (1) まちづくりへのデジタル技術の活用
- (2) 情報発信の多様化とデバイド対策

＜具体的な施策＞

（1）まちづくりへのデジタル技術の活用

デジタル技術の活用により、住民生活の質が向上され、安全・安心を確保し、持続的に成長するまちづくりを目指します。また、年代、地域、障がいの有無に関係なく、誰でも、どこでもデジタル技術に触れ、活用することができるデジタル社会の構築を目指します。

〈重要業績評価指標〉

（主な実績評価指標）					
	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	広陵町 DX 推進計画の事業進捗率(再掲)	%	デジタル推進室資料	23 (令和6年度)	40 (令和 11 年度)
2	デジタル技術を利活用した施策数	件	デジタル推進室資料	6 (令和6年度)	11 (令和 11 年度)
3	オープンデータ化された行政データ数	件	デジタル推進室資料	1 (令和6年度)	10 (令和 11 年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容

- ◆町が抱える課題の解決や地域活性化に向けて、ICT・IoT・AI 等の新技術を活用し、分野横断的にデータを連携させて新たな価値を創出する取組を推進
 - ◆町が保有する行政データを町ホームページにてオープンデータとして公開し、データの利活用を推進

(2) 情報発信の多様化とデバイド対策

広報紙に加え、SNS の活用による情報共有を促進します。併せて、スマート教室の開催やデジタル機器に触れる機会のない人にもデジタルの恩恵を享受できる環境（デジタルデバイド³⁷の解消）を整えます。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	広陵町役場SNSのフォロワー数	人	デジタル推進室資料	LINE:13,776 Facebook:1,143 (令和7年9月 現在)	LINE:15,000 Facebook:1,300 (令和11年度)
2	SNS等を活用した情報発信件数	件	デジタル推進室資料	222 (令和6年度)	335 (令和11年度)
3	スマート教室・デジタル講習会の参加者数	人	デジタル推進室資料	106 (令和6年度)	120 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆デジタル媒体での閲覧者を増やすとともに、広報紙を普段読まない人にも情報を届けられるよう、SNSを活用
◆スマート教室（スマートを持っていない方も対象）の開催やデジタル講習会（いつでも確認できる動画配信）の開催
◆デジタルデバイドについては、様々なシチュエーションが想定されるため、職員等が直接現地に伺って、行政手続が行えるような仕組みを構築する等、人に寄り添ったデジタルデバイド対策を検討
◆地域情報の迅速な情報発信及び情報受信を行うことができる仕組みの構築

³⁷ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

基本的方向 2 DX で進める行政サービス変革

〈基本的方向〉

デジタル技術とデータ利活用により、行政業務の効率化・省力化を行い、定型的な業務に当てていた時間を、人にしかできないサービスに割り当てるこにより、住民サービスの向上を目指します。

基本的方向2:DXで進める行政サービス変革

＜具体的な施策＞

（1）窓口DXの推進

申請書の事前作成やオンライン申請の拡充により、住民の来庁負担を軽減する「行かない窓口」を推進するとともに、来庁時もスムーズに手続が完了する「書かない・待たない窓口」を実現します。これにより、住民の利便性向上と職員の窓口業務効率化を両立させます。

〈重要業績評価指標〉

指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値(対象年)	目標値(対象年)
1 コンビニ交付証明書発行通数	通	住民課資料	7,261 (令和6年度)	10,000 (令和11年度)
2 マイナンバーカードを利用したオンライン申請可能件数の割合(再掲)	件	デジタル推進室資料	25 (令和6年度)	40 (令和11年度)
3 窓口証明書発行通数	通	住民課資料	34,925 (令和6年度)	32,000 (令和11年度)

＜具体的な取組＞

具体的的な取組内容

- ◆住民異動や各種証明書交付などの行政手続について、マイナンバーカードやマイナポータルとの連携を進め、いつでも・どこでも手續が可能となるよう、安全性を確保しつつオンライン化・簡素化を推進
 - ◆予約制の導入や窓口業務の効率化による窓口の混雑緩和

(2) 業務効率化とデジタル人材の育成

定型業務の自動化、生成 AI や自動文字起こしツールの活用により府内業務を抜本的に効率化し、職員が企画立案や相談業務に注力できる環境を作ります。また、各課に配置する「DX 推進リーダー」を中心に、職員全体の ICT スキル底上げと DX の推進を図ります。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	デジタル技術を利活用した施策数(再掲)	件	デジタル推進室資料	6 (令和6年度)	11 (令和 11 年度)
2	DX 推進リーダー育成に係る研修実施回数(累計)	回	デジタル推進室資料	2 (令和6年度)	10 (令和 11 年度)
3	テレワークシステムの稼働率	%	デジタル推進室資料	40 (令和6年度)	50 (令和 11 年度)
4	電子入札における電子契約率	%	総務課資料	令和8年度 以降に把握	現状値 +20% (令和 11 年度)

＜具体的な取組＞

具体的な取組内容
◆システムへのデータ入力等の定型的なパソコン操作などを行う業務の自動化
◆会議のペーパーレス化や本会議のインターネット配信などの推進
◆全職員の ICT スキルの底上げを図り、デジタル技術・情報セキュリティ対策・データ利活用等に関する知識を深め、業務改善、DX を推進する人材育成を推進
◆在宅や府外からでも通常業務が可能な環境及びルールの整備

2 分野別計画編の体系

中期基本計画では、「1 自然と人が調和したまち」から「6 地域が活性化するまち」まで、基本構想に掲げた六つの「まちづくりの基本目標」に即し、その配下に位置付けた基本方針を具体化するための施策の体系を以下のとおり設定しています。

なお、**網掛けしている施策**は、重点プロジェクトとも密接な関わりを持つ施策です。



3 分野別計画編

＜ページの構成と見方＞

施策 1－1 公園の保全と緑化の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGs】

令和 12(2030) 年までの国際目標である SDGs の 17 の目標と施策の関係性を示しています。



6

安全な水とトイレを世界中に

9

産業と技術革新の基盤をつくろう

11

住み続けられるまちづくりを

12

つくる責任つかう責任

13

気候変動に具体的な対策を

15

陸の豊かさを守ろう

17

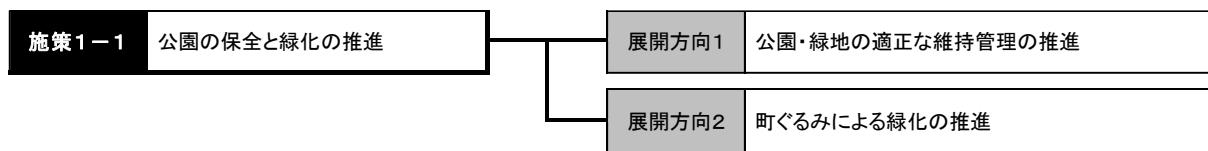
パートナーシップで目標を達成しよう

【施策の目的及び体系】

当該施策の狙いが住民にも分かりやすく伝わるよう、施策の推進によって、実現を目指すまちの姿と、配下の展開方向(取組の方向性)を示しています。

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、生活がうるおい、豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。



【まちの状態を表す指標】

計画策定後、「施策の目的(目指すまちの姿)」にどの程度近づいているのかを、客観的に確認するための「指標名」、4年後に向けて「目指す方向」などを示しています。
「めざす方向」の「↗」は増加・上昇、「↘」は減少・低下、「→」は維持を表しています。

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「自然環境が豊かである」と回答する住民の割合	%	住民アンケート調査	65.0 (令和6年度)	↗
日常的に公園を利用している住民の割合	%	住民アンケート調査	令和8年度以降に把握	↗
公園の管理瑕疵による事故件数	件	都市整備課資料	1 (令和6年度)	↘

※それぞれの指標については、増減を定期的にモニタリングし、その原因を分析することで手段の配下に位置付けた事務事業の見直しや経営資源の投入量を適宜見直すことを想定しています。

◆現状と主要課題

【現状と主要課題】

施策に係る社会動向、これまでの取組や成果等を踏まえた現状と主要課題を示しています。

町内には都市計画公園は、県営馬見丘陵公園を含め、27施設、約52haが整備されており、近隣10市町における一人当たり都市公園面積では、河合町に次ぐ第2位と高い水準にあります。広陵町管理の都市計画公園26施設のうち、設置後40年以上が10施設、30年以上40年未満が14施設に達しており、施設の老朽化が顕著となっています。「広陵町公園施設長寿命化計画」において、ランクC（全体的に劣化が進行）以上の施設が117施設確認されており、遊具やトイレなど利用者の安全に直結する施設更新が急務となっています。

＜省略＞

【施策の展開方向】

施策の目的を実現するための骨格となる取組の方向性を示しています。

◆施策の展開方向

【展開方向1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

【目標】

施策の目的を実現するための具体的な目標を示しています。

＜目標＞

地域住民が既存公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

【手段】

施策の目標を実現するための主要な手段(取組)を示しています。

＜手段＞

○馬見丘陵、葛城川、高田川、曾我川など、本町を特徴付けている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。

＜省略＞

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

展開方向の手段を実施した後、目標にどの程度近づいているのかを客観的に測定するための「指標名」、4年後に向けて「目指す方向」などを示しています。
「目指す方向」の「↗」は増加・上昇、「↘」は減少・低下、「→」は維持を示して表しています。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
既存公園のうち、ランクC・D判定の施設数	施設	公園施設長寿命化計画 ランクC:全体的に劣化が進行している施設 ランクD:全体的に劣化が顕著な施設	ランクC:116 ランクD:1 (令和6年度)	↘
地域住民が公園・緑地を維持管理する件数	件	都市整備課資料	1 (令和6年度)	↗

※それぞれの指標については、増減を定期的にモニタリングし、その原因を分析することで手段の配下に位置付けた事務事業の見直しや経営資源の投入量を適宜見直すことを想定しています。

【基本目標1】自然と人が調和したまち

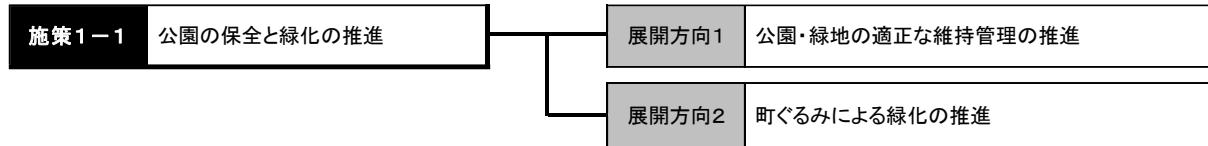
施策1－1 公園の保全と緑化の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、生活がうるおい、豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「自然環境が豊かである」と回答する住民の割合	%	住民アンケート調査	65.0 (令和6年度)	↗
日常的に公園を利用している住民の割合	%	住民アンケート調査	令和8年度以降に把握	↗
公園の管理瑕疵による事故件数	件	都市整備課資料	1 (令和6年度)	↘

◆現状と主要課題

○町内には都市計画公園は、令和6(2024)年3月31日時点で、県営馬見丘陵公園を含め、27施設、約52haが整備されており、近隣10市町における一人当たり都市公園面積では、河合町に次ぐ第2位と高い水準にあります。広陵町管理の都市計画公園26施設のうち、設置後40年以上が10施設、30年以上40年未満が14施設に達しており、施設の老朽化が顕著となっています。「広陵町公園施設長寿命化計画」において、ランクC(全体的に劣化が進行)以上の施設が117施設確認されており、遊具やトイレなど利用者の安全に直結する施設更新が急務となっています。

○今後、都市計画公園以外の施設を含めた既存公園では、老朽化が更に進行し、遊具等の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されます。そのため、地域住民が安全・安心かつ快適に利用し続けられるよう、既存公園の再整備や遊具等の改修・修繕を計画的に推進する必要があります。

○町西部一帯に広がる馬見丘陵には、緑豊かな山林が残り、本町を象徴する良好な自然環境が形成されており、地域住民の憩いの場として親しまれています。また、町内には葛城川、高田川、曾我川などをはじめとする多くの河川が流れています。令和7(2025)年度に実施した住民アンケートでは、まちの魅力として「自然環境が豊かである」という回答が63.2%で最も多く、住民の関心の高さが見受けられます。

○まちの個性を創出するとともに、多くの住民を魅了する重要な地域資源として、多様な主体との連携・協働のもと、農地や樹木等を含めた既存の緑地や自然環境を大切に守り活かすとともに、花と緑あふれるまちづくりを積極的に推進する必要があります。また、樹木の老齢化・病害虫被害等により危険木が増加し、安全な憩いの空間を創出するためには、伐木等の適切な維持管理が必要となっています。

◆施策の展開方向

【展開方向1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

＜目標＞

地域住民が既存公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

＜手段＞

- 馬見丘陵、葛城川、高田川、曾我川など、本町を特徴付けている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。
- 遊具等の老朽化に起因する事故を未然に防止し、地域住民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に推進します。
- 樹木の枯損による枯れ枝の落下や倒木等による事故を未然に防止するため、適正な管理がなされていない公園内の樹木や街路樹について、危険木の伐採や枯れ枝等の適切な剪定を計画的に実施します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
既存公園のうち、ランクC・D判定の施設数	施設	公園施設長寿命化計画 ランクC:全体的に劣化が進行している施設 ランクD:全体的に劣化が顕著な施設	ランクC:116 ランクD:1 (令和6年度)	↖
地域住民が公園・緑地を維持管理する件数	件	都市整備課資料	1 (令和6年度)	↗
改修及び補修等に着手した公園施設数	箇所	都市整備課資料	11 (令和6年度)	↗

【展開方向2】町ぐるみによる緑化の推進

＜目標＞

地域住民が日常的に緑とふれ合うことで、うるおいとやすらぎを実感できる環境を整備します。

＜手段＞

- 住民主体の緑化活動、生け垣用の苗木及び新築時等の記念樹の配布等を通じ、花と緑あふれるまちづくりを推進します。
- 緑の充実と質の向上を図るため、緑化活動に主体的に取り組んでいる団体等への支援の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
緑化に関する活動団体数	団体	町内で主体的に緑化活動に取り組んでいる団体数	10 (令和6年度)	↗
記念樹及び生け垣用の苗木の配布数	件	都市整備課資料	5 (令和6年度)	↗

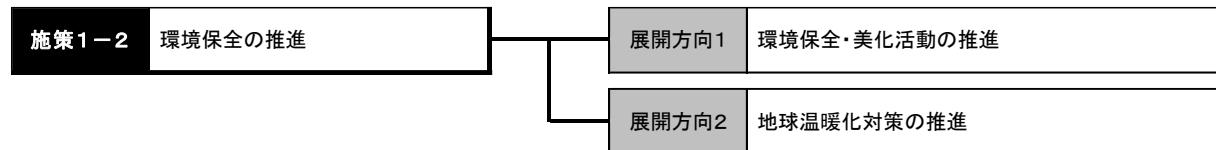
施策1－2 環境保全の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が良好な生活環境の中でより快適な暮らしを送れるまちを目指すとともに、地球環境にやさしい脱炭素社会の実現を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公害苦情件数	件	環境政策課資料	3 (令和6年度)	↖
庁内エネルギー使用量(原油換算)	kL	環境政策課資料	1,579 (令和6年度)	↖

◆現状と主要課題

【環境保全・環境美化】

- 地域住民が快適で住みやすいまちを実現するためには、国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働により、公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐ体制を強化する必要があります。併せて、監視・啓発活動だけでなく、地域住民や区・自治会、事業者が主体的に参加できる清掃活動や美化キャンペーンを推進することで、地域全体での環境保全意識を高めることができます。
- 地域での環境整備活動（草刈りや清掃など）への参加者数は、コロナ禍が明けた後に一旦増加したものの、令和6（2024）年度実績は微減という状況であり、広陵町全体での環境保全意識と地域美化意識を高めることが課題になっています。

【地球温暖化対策】

- 世界全体で地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた取組が強化されており、国連のSDGsやパリ協定に基づく枠組みのもとで各国に排出削減努力が求められており、国においても「2050年カーボンニュートラル」宣言をはじめ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の改正や地方公共団体実行計画の策定義務化などの政策強化が進んでいます。
- 本町では、令和6（2024）年3月に策定した「広陵町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、町全体での温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%以上削減する（国全体の削減目標（46%）以上の削減を目指す）ことを目標に掲げており、令和32（2050）年には実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を実現することとしています。
- 温室効果ガス総排出量の削減に向け、行政が規範となり率先して行動に取り組むとともに、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進に努める必要があります。平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」により、市町村は、その自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、地域気候変動適応計画の策定や気候変動の影響等に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。

◆施策の展開方向

【展開方向1】環境保全・美化活動の推進

＜目標＞

広陵らしいおいに満ちた良好な生活環境が保たれ、誰もがいつまでも快適に住み続けられるようにします。

＜手段＞

- 「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発や広報に取り組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常的かつ面的に広がるよう支援の充実を図ります。
- 国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働のもと、道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄の監視体制の強化を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ごみ減量に伴うボランティア袋配布枚数	枚	リーセンター業務課資料	8,020 (令和6年度)	↗
不法投棄回収出動回数	回	環境政策課資料	22 (令和6年度)	↘
地元の環境整備活動（草刈りや清掃など）への参加者数	人	環境政策課資料	1,012 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】地球温暖化対策の推進

＜目標＞

脱炭素社会の実現に向けて、住民や事業者との連携・協働のもと、町ぐるみで地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。

＜手段＞

- 町役場庁舎をはじめとする公共施設の設備改修の運用改善等による省エネルギー対策を推進します。
- 住宅の ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）³⁸化や自動車の EV（電気自動車）化、太陽光発電付きカーポートの設置など、地域のエネルギーは地域でつくる「自立・分散型のエネルギー」の普及拡大に向けて取り組みます。
- 国の動向と歩調を合わせて 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
庁内エネルギー使用量(原油換算)(再掲)	kL	環境政策課資料	1,579 (令和6年度)	↓
公共施設への再生可能エネルギー導入量(累計)	kW	広陵町地球温暖化対策実行計画	60 (令和4年度)	↗
省エネルギーに関する啓発回数	回	環境政策課資料	12 (令和6年度)	↗

³⁸ 外壁の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の1次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

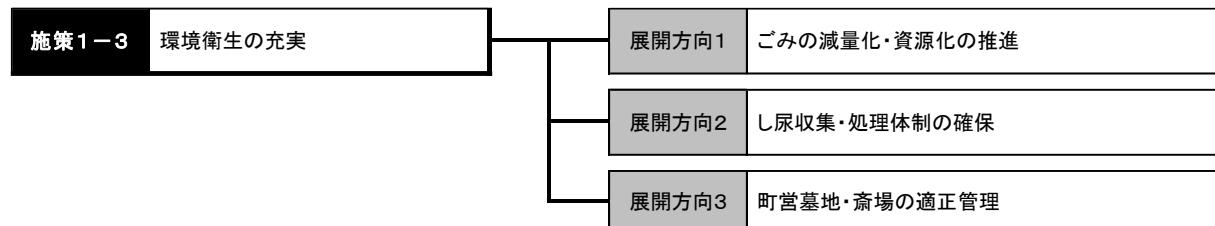
施策1-3 環境衛生の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

排出抑制を最優先にした資源循環型社会³⁹の形成と、常に良好な衛生状態が保たれた清潔で快適なまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ごみの年間総排出量	t	一般廃棄物処理実態調査	9,653 (令和5年度)	↖
無縁化が疑われる墓地数	区画	町営墓地における使用許可取消及び使用権消滅の対象となる墓地数	0 (令和6年度)	→

◆現状と主要課題

【ごみ処理】

- 近年、国内外を問わずプラスチックごみの削減や脱炭素の動きが進み、EU諸国を中心に「サーキュラーエコノミー（循環型経済）」の実現に向けた政策が加速しています。国内においても、環境省が策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環法」に基づき、ごみの発生抑制・再利用促進が求められており、本町においても地域全体で廃棄物を極力減量する社会づくりが必要です。
- 本町のごみ排出量は、平成29（2017）年度以降横ばいから微減傾向で推移していましたが、コロナ禍（令和2（2020）年度から令和3（2021）年度まで）では一時的に増加しました。その後、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までにかけては、再び減少に

³⁹ 廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

転じました。住民1人1日当たりのごみ排出量は、令和5（2023）年度における国平均851gを下回り、町民の意識改善や分別徹底の効果が見られます。事業系ごみは、令和2（2020）年度以降1,600トン前後で横ばいになっています。また、資源ごみが最も大きく減少した一方で、可燃ごみの減少率は、3.52%と限定的であり、粗大ごみは増加傾向になっています。

○これまでごみ処理及びリサイクルを担っていた「クリーンセンター広陵」は、地域住民との協定に基づき令和4（2022）年3月に操業を停止し、その後「リレーセンター広陵」として中継施設に転換しました。令和7（2025）年度からは、県内10市町村で構成する「山辺・県北西部広域環境衛生組合」により、新ごみ処理施設「やまと eco クリーンセンター」及び新リサイクル施設「やまと eco リサイクルセンター」が本格的に始動しています。これに伴い、分別方法や収集日の見直しを行い、ガイドブックの刷新・全戸配布、広報紙・ホームページでの周知を進めましたが、現時点では分別誤りや排出日間違いなどが多く、住民理解の定着が今後の課題となっています。

○本町では、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び事業活動への転換及び定着を図るため、ごみを出さないようにしてごみを減らす「Reduce（発生・排出抑制）」、使えるものは繰り返して使う「Reuse（再利用）」、ごみを資源化して再び使う「Recycle（再生利用）」からなる「3R」に、ごみになる物は発生源から絶つ「Refuse（買い物は計画的に必要な量・物だけを買う、過剰な包装は断るなど）」を加えた「4R」の普及拡大に取り組んできました。将来にわたって持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・資源化をより一層積極的に推進する必要があります。

【し尿・排水処理】

○現在、公共下水道に接続していない家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水の処理は、合併浄化槽を設置している家庭では、し尿及び生活雑排水の両方が浄化槽で処理、単独浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。浄化槽を設置していない家庭では、し尿は汲み取りで収集、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。河川等の公共用水域の水質を良好な状態に保つため、公共下水道が整備された地域では下水道への早期接続を促進とともに、それ以外の地域では浄化槽の適正な維持管理等に関する周知・啓発活動を積極的に推進する必要があります。

【町営墓地・斎場】

○近年、町営墓地では、管理を引き継ぐ方がいないなどの理由で墓じまいをされる方が増加傾向である一方、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化等を背景に、町営墓地の需要は高まっていくと予想されます。また、現在、無縁化が疑われる墓地はありませんが、墓地の継承及び合葬墓の利用の啓発など無縁化防止のための取組を継続して行う必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】ごみの減量化・資源化の推進

＜目標＞

資源循環型社会の形成に向け、住民や事業者が主体的に4R運動に取り組むとともに、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行えるようにします。

＜手段＞

- ごみとなる物を家庭に持ち込まない、調理くずや食べ残し等の食品ロスを減らすなど、住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発活動を推進します。
- 事業者に対し、排出事業者責任⁴⁰や拡大生産者責任⁴¹の徹底について啓発を行い、事業者の自主的なごみ減量化の取組を促進します。
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更⁴²について、住民への周知徹底を図り、分別に対する理解を得られるよう努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発回数	回	リーセンター業務課資料	10 (令和6年度)	↗
事業者に対する排出事業者責任及び拡大生産者責任の徹底に関する指導・展開検査の実施率	%	リーセンター業務課資料	100 (令和6年度)	→
1人1日家庭系ごみ排出量	g	一般廃棄物処理実態調査	595 (令和5年度)	↘
1日平均事業系ごみ排出量	t	一般廃棄物処理実態調査	5.6 (令和5年度)	↘

⁴⁰ 廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つ。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられる。

⁴¹ 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようインセンティブを与えようというもの。

⁴² 令和7（2025）年度からは、高齢者のみの世帯も増加していることからペットボトル、カン、ビン等のステーション収集を戸別収集に切り替えた。令和8（2026）年度からは、その他プラスチックごみの分別収集を取り止め、可燃ごみとして排出するよう変更する予定。

【展開方向 2】し尿収集・処理体制の確保

＜目標＞

生活環境の改善及び河川等の公共用水域の水質保全を図り、田園景観及び河川等の水辺景観を保全します。

＜手段＞

- チラシ等の配布や HP の活用等により、家庭でできる生活排水対策の普及拡大を図ります。
- 公共下水道が整備された地区において、家庭や事業所からの生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するよう PR 活動を行います。
- 計画区域において、未整備箇所の整備を進めるとともに、計画区域外においては必要性がある区域から公共下水道を整備します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水洗化・生活雑排水処理率	%	水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100	95.1 (令和6年度)	↗
公共下水道未接続戸数に対する接続戸数	戸	都市整備課資料	8 (令和6年度)	↗

【展開方向 3】町営墓地・斎場の適正管理

＜目標＞

町営墓地の無縁化防止に努めます。

＜手段＞

- 町営墓地の使用期限を設けるなどの検討を行うとともに、合葬墓の利用促進など、無縁化防止のための啓発を行います。
- 住民の需要を適切に見極めながら、設備等の計画的な改修・修繕を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
無縁化防止のための啓発回数	回	環境政策課資料	1 (令和6年度)	↗
合葬墓の利用件数(生前予約を含む。)	件	環境政策課資料	110 (令和6年度)	↗

【基本目標2】生活基盤が充実したまち

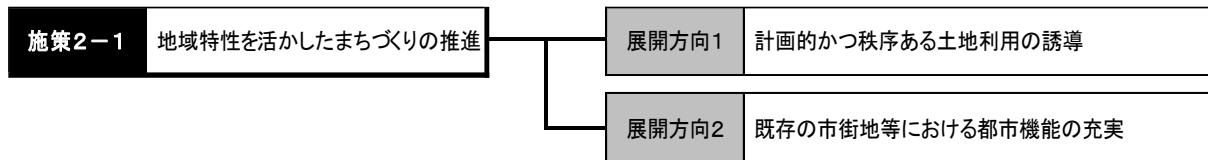
施策2-1 地域特性を活かしたまちづくりの推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域特性を踏まえながら、多様な機能が調和し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地が形成されたまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
DID地区の面積及び人口密度	km ² 人/km ²	国勢調査	3.79 km ² 5,669 人/km ² (令和2年度)	→

◆現状と主要課題

【土地利用・市街地】

○令和7（2025）年3月31日現在、町域の約3割に当たる460haが既に市街化が形成されている区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に、約7割に当たる1,170haが市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されています。本町は、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域の一定の既存集落においても新たな住宅等の立地が認められており、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までにおける市街化調整区域内の開発申請の区画数は約490区画となっています。

○一方、市街化区域のうち、旧来の商店が多い地区であった箸尾駅周辺は、近年、域外の大型商業施設等への購買力の流出、経営者の高齢化及び後継者不足が進み、廃業等による商業機能の低下が顕在化しています。他にも用途地域に応じた土地活用ができていない箇所もあり、新たに産業創出の地域を市街化区域内で計画することが困難になっているため、市街化調整区域での産業誘致を図っていくことが望まれます。なお、市街化区域内の未利用地については、周辺の道路整備状況が整っていないこと、一団の土地としては広大なため需要が制限されるといった課題があります。

○今後、人口が徐々に減少局面へと移行し、宅地需要が沈静化に向かうことが予測される中、市街化調整区域において農地等の住宅地への転換が進むことにより、既存の市街地では、人口集中地区（DID 地区）内の人口密度が低下し、行政サービスの非効率化や地域公共交通の維持が困難になるなどの問題が生じるおそれがあります。

○令和 5 (2023) 年 6 月に都市計画の総合的な指針である「広陵町都市計画マスター プラン」の改定及び居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の適正な立地と誘導、また、公共交通等の様々な施策との連携を含めた包括的な計画である「広陵町立地適正化計画」を策定しました。将来にわたって地域社会の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を維持・確保し、住民がいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、人口密度が適度に維持されたまちづくりを推進することが求められます。

【景観】

○本町は、景観保全地区に指定されている馬見丘陵をはじめ、多彩な景観資源を有しています。今後、まちの付加価値を更に高めていくためには、これらの景観資源を将来にわたって大切に守り、活かした景観づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】計画的かつ秩序ある土地利用の誘導

＜目標＞

多くの住民が地域に深い愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと強く実感できるよう、居住・産業・自然がバランスよく調和した土地利用の誘導を図ります。

＜手段＞

○都市計画マスター プランや立地適正化計画を基に、計画的な土地利用へと誘導できるよう、町の方針を定め、具体的な調査等を行っていきます。

○各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図り、良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
市街化区域内の低未利用地の面積	ha	用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等	7.3 (令和6年度)	↖

【展開方向 2】既存の市街地等における都市機能の充実

＜目標＞

将来にわたってより多くの人々が住み、働き、憩える場となるよう、既存の市街地等における都市機能の充実を図ります。

＜手段＞

- 都市計画マスターplanに基づいた土地利用の誘導を図ります。市街化区域内の未利用地において、土地の有効利用を促進するため、道路等の周辺環境を整備します。
- 民間の不動産業者との連携・協働により、町内へ進出意向のある事業者のニーズに応じた用地を紹介する体制づくりに取り組みます。
- 箸尾駅周辺部において、未着手となっている都市計画道路の整備と併せ、住民にとって身近な生活利便施設の立地を誘導することで、にぎわいのある駅前通りの形成を図ります。
- 竹取公園周辺地区について、奈良県とのまちづくり連携協定に基づき、民間活力を活用した新たなにぎわいの創出や公園を核とした魅力の向上を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
都市計画道路の整備率	%	都市整備課資料	61.6 (令和6年度)	↗
竹取公園の利用者数	人	都市整備課資料	春期: 平日 1,328 人 休日 2,298 人 冬期: 平日 518 人 休日 2,685 人 (令和6年度)	↗
竹取公園周辺地区まちづくり 基本計画に基づく県との個別協定締結数	件	都市整備課資料	3 (令和6年度)	↗

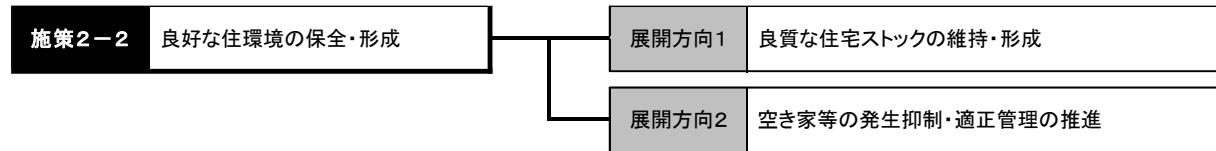
施策2-2 良好的な住環境の保全・形成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

より多くの人たちから住みたいまちとして選ばれるとともに、住民がいつまでも安全・安心で快適に住み続けることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これからも広陵町に「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」と思う住民の割合	%	住民アンケート調査	80.8 (令和7年度)	↗
町外からの転入者数	人	住民基本台帳人口	976 (令和6年度)	→
町の補助による既存住宅の耐震改修実施件数	件	都市整備課資料	診断:4件 改修:2件 (令和6年度)	→

◆現状と主要課題

- 令和5（2023）年10月1日現在、専用住宅（居住専用の住宅）の総数1万2,400戸のうち、所有関係別では持ち家が10,300戸（構成比83.1%）で突出しています。また、建物別では、一戸建が10,440戸で全体の84.2%を占めています。
- 建築の時期別では、平成3（1991）年から平成12（2000）年が2,760戸（構成比22.3%）で最も多く、次いで昭和56（1981）年から平成2（1990）年の2,320戸（18.8%）の順であり、みささぎ台ニュータウン（昭和62（1987）年竣工）や真美ヶ丘団地（平成2（1990）年3月竣工）の土地区画整理事業に伴い新たな住宅の立地が進んだことが見て取れます。
- 今後、これらの住宅地では、住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が進んでいくと見込まれる中、様々な世代がそのライフスタイルとニーズに応じた住み方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・形成を促進する必要があります。

- 近年、全国的に人口減少や既存住宅・建築物の老朽化の進展に伴い、使用されていない空き家が増加傾向⁴³にあります。これらの空き家の中には、適切な管理がなされていないため、防災や衛生、景観等の面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会的な問題となっています。また、町営住宅の老朽化対策として集約化に向けた取組を行っていますが、撤去対象住宅の転居・転出が進まず、計画が停滞しています。
- 「広陵東小学校区」、「広陵西小学校区」、「広陵北小学校区」にある築年数が古い建物が多いエリアで、空き家等⁴⁴の問題が顕在化しています。今後、高齢者夫婦や高齢の単独世帯が増加し、その後、空き家等の更なる増加が懸念される中、所有者の管理責任や空き家がもたらす問題等について、所有者及び周辺住民の意識向上を図るとともに、新たな空き家等の発生を抑制するための取組を強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】良質な住宅ストックの維持・形成

＜目標＞

若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代がいつまでも快適に住み続けることができる良質な住宅ストックの維持・形成を図ります。

＜手段＞

- 民間の不動産業者との連携・協働のもと、様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住み方に対応できるよう、既存の住宅ストックを活用した住み替えなどの支援に取り組みます。
- 耐震改修やリフォームなど、質の高い良好な住宅を増やしていくための取組を促進します。なお、毎年の耐震補助制度の活用状況にばらつきがあるため、国が推奨するメニューに移行し、町全体として建築物の耐震化率の底上げを図ります。
- 高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯など、住宅の確保に配慮を要する方々が安心して住み続けられるよう、老朽化した町営住宅について、公民連携等による建替えや改修、用途廃止等を計画的に推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	令和7年度末に把握	↗
広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助件数	件	都市整備課資料	23 (令和6年度)	→
老朽化した町営住宅の割合	%	都市整備課資料	41.3 (令和6年度)	↖

⁴³ 総務省の「令和5年住宅・土地統計調査」によると、令和5（2023）年10月1日現在、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は13.8%であり、過去最高を記録している。

⁴⁴ 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）のこと。

【展開方向2】空き家等の発生抑制・適正管理の推進

＜目標＞

新たな空き家等の発生を抑制するとともに、適正な管理及び利活用を促進します。

＜手段＞

- 空き家等の利活用に関する情報提供及び相談体制や、空き家等を活用した移住・定住支援の充実を図ります。
- 区・自治会、N P O、関連団体、業界団体、大学等との連携・協働による空き家等の見守り、管理体制の構築を推進します。
- 空き家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空き家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発及び情報提供の充実を図ります。
- 空き家等の解体・除却に対する支援の充実や、賃貸や売却に際して活用できる制度・サービスの周知を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

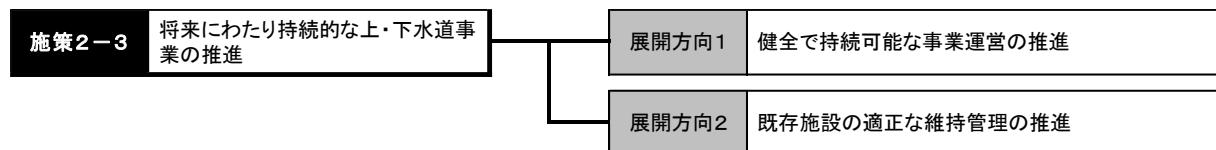
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
危険度総合評価がランクA・Bの空き家等の数	件	ランクA:このまま放置するのは望ましくない施設 ランクB:できるだけ早く対応を行うべき施設	ランクA:1 ランクB:8 (令和6年度)	↖
空き家コンシェルジュの利用者数	人	環境政策課資料	9 (令和6年度)	↗
老朽化住宅及び空き家の危険性の周知回数	回	環境政策課資料	2 (令和6年度)	↗
空き家等の解体・除却に係る補助金の支給件数(累計)	件	環境政策課資料	12 (令和6年度)	↗

施策2-3 将来にわたり持続的な上・下水道事業の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民及び事業者が安全で安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川及び水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
下水道施設のうち基幹管路の事故件数	件	都市整備課資料	0 (令和6年度)	→
下水道の人口普及率	%	下水道利用人口 ÷ 総人口 × 100	98.5 (令和6年度)	↗
下水道経費回収率	%	使用料収益 ÷ 汚水処理費 × 100	81.4 (令和6年度)	↗
下水管路施設の改善率	%	改築済み管路施設延長 ÷ 全管路施設延長 × 100	0.6 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

【上水道】

○令和7(2025)年4月1日に奈良県と本町を含む26市町村により構成される特別地方公共団体である奈良県広域水道企業団が設立されました。水道事業の経営を共同で行うことで、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、直面する課題に連携して対応し、安全で安心な水道水を将来にわたり持続的に提供していきます。

【下水道】

- 本町の下水道事業は、昭和 59 (1984) 年 4 月 20 日に供用を開始し、その後、水道と同様に住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在、下水道の人口普及率は 98.5% に達しています。
- 下水道事業は、平成 29 (2017) 年度から水道事業と同様に公営企業会計を採用しています。令和 5 (2023) 年度の「広陵町下水道事業経営比較分析表」によると、下水道事業の経常収支比率は 100% を超えており、経営は健全といえますが、経費回収率^{4 5}が 100% を下回っており、下水道使用料以外の収入で賄っている状況にあります。
- 将来の人口減少や節水傾向により使用料収入が減少する中で、下水道事業の健全経営を維持するため、毎会計年度の経営状況の把握及び分析を行い、適正使用料の検討に向けた基礎資料作成に取り組む必要があります。特に経費回収率が類似団体を下回る現状を踏まえ、使用料改定や費用平準化の仕組みを含めた総合的な経営改善策を検討することが不可欠です。なお、令和 7 (2025) 年 4 月からの下水道使用料改定により回収率改善を図っていますが、人口減少や節水機器の普及に伴う使用料収入減少リスクを考慮すると、持続的な経営改善策が不可欠になっています。
- また、老朽化が進む下水道管路施設については、施設の重要度やリスク評価を踏まえた優先順位付けが必要であり、国が示す「下水道ストックマネジメント計画指針」に沿って計画的に改築・更新を進めることができます。加えて、施設更新需要や維持管理費増大に対応するため、近隣市町との広域化や官民連携（ウォーター PPP 導入方式）等の多様な手法を検討し、効率的な維持管理体制を確立する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】健全で持続可能な事業運営の推進

＜目標＞

下水道事業の経営の効率性を高め、経営基盤を強化します。

＜手段＞

- 下水道事業について、事業の内容を見直し、無駄を省いた事業運営を推進するとともに、原価に見合った適正な使用料の確保を検討します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
下水道経費回収率	%	使用料収益 ÷ 汚水処理費 × 100	81.4 (令和6年度)	↗

^{4 5} 「下水道使用料 ÷ 汚水処理費（公費負担分を除く）× 100」であり、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表し、使用料水準等を評価することが可能。

【展開方向 2】既存施設の適正な維持管理の推進

＜目標＞

将来にわたってまちの健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するライフラインとして、既存の下水道施設の適正な維持管理を推進します。

＜手段＞

- 老朽化の進展状況を踏まえ、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、管渠の点検・調査を実施し、維持管理の最適化を図ります。
- 老朽化した管渠の更新や耐震化を計画的かつ効率的に推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
下水道管渠の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和6年度)	→
下水道管渠の改善率	%	更新した管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0.6 (令和6年度)	↗

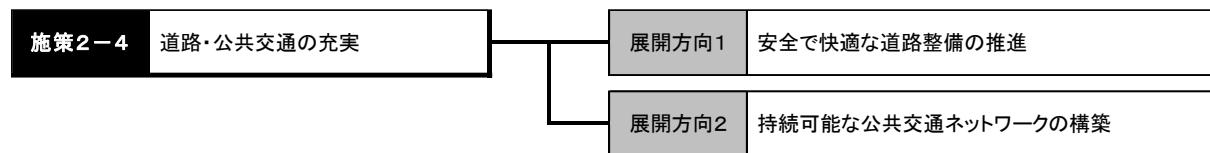
施策2-4 道路・公共交通の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

渋滞や交通事故が少なく、人や車が快適に行き来するとともに、自分で車を運転できない住民も安全・快適に移動できるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
交通事故発生件数	件	奈良県警察本部 HP	61 (令和6年度)	↖
日常的に公共交通機関を利用する人の割合	%	住民アンケート調査	鉄道:43.4 路線バス:20.8 広陵元気号:4.9 タクシー:5.2 (令和3年度)	↗
「道路・公共交通の充実」に関して「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	36.0 (令和7年度)	↖

◆現状と主要課題

【道 路】

○令和7（2025）年3月31日現在、機能的な都市活動を十分に確保するための都市の基盤施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路である「都市計画道路」は、総延長 23.79km、このうち改良済み延長は 14.67km、整備率は 61.6% であり、整備率は本町を含めた比較対象 10 市町の中で高い方から 2 番目に位置しています。また、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現況道路として、概ね計画幅員の 3 分の 2 以上又は 4 車線以上の幅員を有する概成済みの都市計画道路の延長は 6.85km であり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は 21.52km、整備率は 90.5% であり、整備率は比較対象 10 市町の中で最も高くなっています。

- 住民の日常生活にとって身近な生活道路である町道は、令和7（2025）年4月1日現在、総延長209kmのうち、41.2%に当たる約86kmが幅員4.5m以下となっており、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保する上で支障を来している区間があります。
- まちの骨格を形成する重要な幹線道路として、今後も引き続き、未整備及び概成済みの都市計画道路の整備を推進する必要があります。また、歩行者や自転車利用者にとって危険な箇所が多く、町民アンケートでも「道路・公共交通の充実」に不満を感じる住民のうち約14%が生活道路の危険性を指摘しています。限られた幅員の中で歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、各地区の特性に応じた道路空間の整備を推進する必要があります。

【公共交通】

- 本町の公共交通は、鉄道が町北部に近鉄田原本線の箸尾駅、近隣市に近鉄大阪線の大和高田駅及び五位堂駅が設置されているほか、民間事業者による路線バスとコミュニティバス「広陵元気号」、タクシーが運行しています。また、実証実験として令和6（2024）年11月からシェアサイクルを広域連携で導入し、令和8（2026）年度末まで実施予定です。
- 町内唯一の近鉄箸尾駅の利用者数は、横ばいですが、今後、箸尾工業団地立地企業の操業とともに利用者の増加が見込まれます。
一方、現在、住民の多くは近隣市の五位堂駅や大和高田駅を利用しておらず、近隣市の鉄道駅への依存度の高さが課題となっています。
- 近鉄五位堂駅に接続する真美ヶ丘線については、コロナ禍で利用者が減少しましたが、直近では利用者増となっています。一方、大和高田駅に接続する竹取公園東系統については、利用者は増加しているものの、真美ヶ丘線と比較すると利用者が少ない状況が続いている、平成26（2014）年から町が実施している運行費補助により、運行が継続されていますが、民間事業者による路線バスの維持は厳しい現状です。
- コミュニティバス「広陵元気号」は、利用者数・収支率ともに向上傾向にあり、特に病院・公共施設利用は増加し、生活交通として定着しつつありますが、複雑化する住民ニーズへの対応や利用環境整備が今後も必要となるため、課題の洗い出しを行う必要があります。
- 今後、高齢化の進展に伴い、自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれる中、誰もが円滑に移動することができるよう、地域と病院・商業施設等をつなぐ公共交通ネットワークの維持・確保を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】安全で快適な道路整備の推進

＜目標＞

歩行者と自転車と自動車が共存し、誰もがより安全で快適に移動できる道路整備を推進します。

＜手段＞

- 住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の一つとして、今後も引き続き、都市計画道路を整備し、狭い道路についても、拡幅による通行環境の整備を推進します。
- 生活道路については、自転車専用通行帯（自転車レーン）の設置や路面標示による通行区分など、各地区の特性に応じた通行環境の改善を図ります。
- 老朽化した道路や橋梁に対して優先順位付けを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進します。
- バリアフリー化の推進等により、高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
都市計画道路の整備率(再掲)	%	整備済み延長÷計画延長×100	61.6 (令和6年度)	↗
町道のうち幅員 4.5m未満の道路割合	%	都市整備課資料	41.2 (令和6年度)	↘
自転車ネットワーク計画で定めた自転車通行帯の整備延長	km	都市整備課資料	2.6 (令和6年度)	↗
既存橋梁のうち、Ⅲ(早期措置段階)・Ⅳ(緊急措置段階)判定施設数	橋	Ⅲ判定施設:構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 Ⅳ判定施設:構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 都市整備課資料	Ⅲ判定施設: 1 Ⅳ判定施設: 0 (令和6年度)	↘
歩道の改良率	%	規格改良済み(バリアフリー化)の歩道延長÷歩道総延長×100	7.0 (令和6年度)	↗
防災 100 年計画に基づき道路幅員4m以上を新たに確保した道路数	箇所	都市整備課資料	1 (令和6年度)	↗

【展開方向2】持続可能な公共交通ネットワークの構築

＜目標＞

多くの住民が進んで活用できる持続可能で効率的な公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

＜手段＞

- 本町の公共交通のマスタープランである「広陵町地域公共交通計画」（令和4（2022）年3月策定、令和6（2024）年4月一部改訂）及びアクションプランである「広陵町地域公共交通利便増進計画」（令和5（2023）年10月策定）の計画期間が令和8（2026）年度末までとなっていることから、更新ため、本町を取り巻く公共交通に関する現状整理に際し、住民アンケートやビッグデータ等により現状を把握し、地域分析を行った上で、課題の洗い出しを行います。
- 公共交通相互の連携とサービスの向上により、住民の移動利便性の増進を図ります。
- 地域の輸送手段を総動員し、様々な住民ニーズに対応する交通体系を形成します。
- 交通事業者との連携・協働のもと、住民の公共交通を活用する生活スタイルへの転換等を促進します。
- 民間事業者等との連携拡充により、基幹公共交通として既存の鉄道・路線バスのネットワーク及び利用者数の確保を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
コミュニティバスの1日平均利用者数	人/日	総合政策課資料	94 (令和6年度)	↗
路線バスによる鉄道駅(五位堂駅、大和高田駅)までの平日の運行便数	本/日	奈良バスなび Web	187 (平日) (令和6年度)	→
コミュニティバス及び路線バスの大和高田駅接続便数	便	総合政策課資料	41 (令和6年度)	→
コミュニティバス収支率	%	総合政策課資料	17.9 (令和6年度)	↗
民間バス路線の1日平均利用者数(真美ヶ丘線)	人/日	総合政策課資料	4,336 (令和6年度)	↗
民間バス路線の1日平均利用者数(竹取公園東系統)	人/日	総合政策課資料	663 (令和6年度)	↗
町独自で実施する公共交通に関する普及啓発活動(モビリティ・マネジメント)回数	回	総合政策課資料	14 (令和6年度)	↗
交通事業者との連携・協働による公共交通の活用に向けた啓発活動回数	回	総合政策課資料	8 (令和6年度)	↗
バス利用促進に向けた民間事業者との連携数(累計)	件	総合政策課資料	8 (令和6年度)	↗

【基本目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

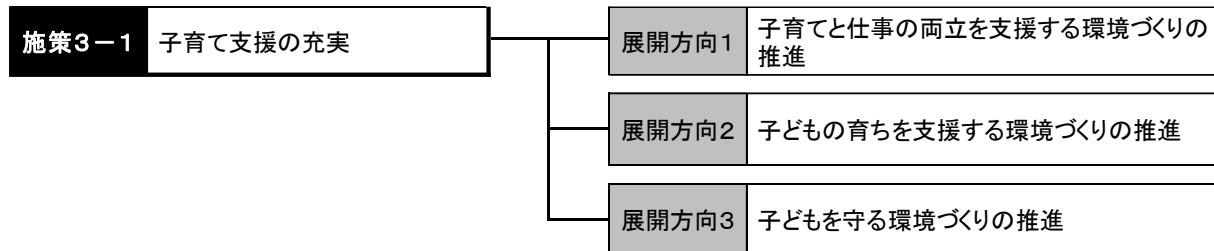
施策3-1 子育て支援の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

子育て世帯が安心して子どもを生み育てられるとともに、子どもが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長しているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
合計特殊出生率	—	1人女性が生涯に出産する子どもの数の平均	1.42 (平成30年から令和4年の5か年平均)	↗
2号認定子ども数	人	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	688 (令和6年度)	↗
3号認定子ども数	人	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	297 (令和6年度)	↗
要保護児童対策地域協議会での見守り数	件人	要保護児童・要支援児童・特定妊婦として管理している数 (子育て総合支援課資料)	70 143 (令和7年3月31日現在)	→
子どもの生活満足度、安心度	%	子どもの生活実態調査	82.7 (令和6年度)	↗
「子育て支援の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	47.9 (令和7年度)	↗

◆現状と主要課題

- 近年、本町の合計特殊出生率は、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年までの 5 箇年平均 1.45 に対し、平成 30（2018）年から令和 4（2022）年まででは 1.42 とやや下降しています。低下傾向にあることから、少子化の原因分析を進め、今後も全庁的に多角的なアプローチを進めていくことが必要です。
- 令和 2（2020）年以降、就学前児童人口（0～5 歳）は増減を繰り返しながらもほぼ横ばいで推移しており、令和 2（2020）年の 2,127 人から令和 6（2024）年には 2,116 人となっています。一方、保育需要は高い水準で推移しています。認可保育所及び認定こども園への入所児童数は、令和 6（2024）年には 1,082 人（保育所 670 人、認定こども園 412 人）に上り、平成 26（2014）年の認可保育所入所児童数 829 人と比べて大幅に増加しており、職員不足による待機児童の発生や定員を超えた受け入れなどの事態につながっています。職員の就業環境や条件の改善なども併せて検討することが求められます。
- 令和 6（2024）年度に設置した「広陵町こども家庭センター」では、全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に相談を受け、関係機関と連携しながら支援を実施しています。一方で、相談内容は多岐にわたり、児童福祉・母子保健・障がい者福祉の各担当課との情報共有や専門職による多面的なアセスメント（課題の把握・分析）の強化が課題となっています。
- 病児・病後児保育事業と一時預かり事業においては、ますますニーズが高まっていますが、特に病児保育事業は医療機関に併設するなど連携を取るためのハードルが高く、新規参入の要望がない状況であり、開設に向けての相談支援等支援体制の確保が求められています。一時預かり事業についても実施箇所を増やすべく、今後も事業実施の勧奨を行う必要があります。
- 「広陵町幼保一体化総合計画⁴⁶」の推進により将来町内の幼稚園は全て廃止される予定です。こども園化に向けての適切な施設規模と配置を検討する必要があります。
- 児童虐待やヤングケアラー⁴⁷など、家庭内での課題を抱える子どもへの支援体制の強化が急務です。本町では、広陵町要保護児童対策地域協議会を中心に関係各所と連携し要保護児童・要支援児童・特定妊婦の見守りを行い必要な支援につなげるとともに、児童虐待防止研修会の実施などを行ってきたところです。今後も引き続き関係各所と連携して、児童虐待が生まれない環境づくりに努めるとともに、支援体制を強化していく必要があります。
- 令和 7（2025）年 7 月に奈良県が主体となり、ヤングケアラーに関する調査を小学校 5・6 年生及び中学校全学年で実施しました。ヤングケアラーの疑いがある児童・生徒に対して教員が個別に聞き取りを行った結果、該当者はいませんでした。引き続き実態の把握に努めるとともに、該当者がいる場合は、学校等と連携しながら、背景を確認した上できめ細やかな支援につなげていく必要があります。
- 本町が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、妊娠期・出産期を含め、今後更に多様化していくと見込まれる保育に対する保護者のニーズを十分に踏まえながら、子どもの幸せを中心とした各種子育て支援策の質的・量的な充実を図るとともに、保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

⁴⁶ 平成 28（2016）年 3 月に策定。

⁴⁷ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】子育てと仕事の両立を支援する環境づくりの推進

＜目標＞

保護者の働き方やライフスタイルの多様化に伴う保育需要の高まりに対応した保育サービスの充実を図ります。

＜手段＞

- 待機児童の発生を防ぎ、全ての児童が希望する保育施設へ入所し、質の高い保育サービスを安定的に受けられるよう、保育施設の整備や保育士の確保等に取り組みます。
- 病気や回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育や、保護者の多様化する就労形態に対応した一時預かり事業等の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定こども園数	箇所	こども課資料	2 (令和6年度)	↗
認可保育所の待機児童数	人	こども課資料	7 (令和6年度)	↘
病児・病後児保育事業利用者数	人	こども課資料	382 (令和6年度)	↗
病児・病後児保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	3 (令和6年度)	↗
一時預かり保育事業の利用者数	人	こども課資料	20,440 (令和6年度)	↗
一時預かり保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	11 (令和6年度)	↗
延長保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	9 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】子どもの育ちを支援する環境づくりの推進

＜目標＞

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域における子育て支援の充実を図ります。

＜手段＞

- 子育て家庭の親子が気軽に集い・交流できる場を提供するとともに、育児に係る相談・支援や、子育て応援サイトの充実と周知を図り子育てに関する情報を一元的に提供します。
- 「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的に推進します。また、それに伴い、令和8(2026)年度から公立保育園が閉園になることから私立園との協力体制の拡充を図ります。

- 小学校に在籍する1年生から6年生までの全ての児童を対象に、放課後や学校休業日における安全・安心な活動拠点（居場所）の提供やそれらの環境の向上を図ります。
- 子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、福祉医療制度による医療費の助成を継続します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定こども園数	箇所	こども課資料	2 (令和6年度)	↗
放課後子ども育成教室の登録児童数	人	こども課資料	740 (令和6年度)	→
放課後子ども育成教室の待機児童数	人	こども課資料	5 (令和6年度)	↘
地域子育て支援拠点での相談件数	件	子育て総合支援課資料	216 (令和6年度)	↗
家庭訪問型子育て支援ボランティア事業の利用件数	件	子育て総合支援課資料	13 (令和6年度)	↗
子育て短期支援事業の利用者数	人	子育て総合支援課資料	1 (令和6年度)	→
「こどもの居場所」の実施場所数	箇所	こども政策課資料	5 (令和7年度)	↗

【展開方向3】子どもを守る環境づくりの推進

＜目標＞

発達に障がいがある子どもや虐待のおそれのある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもに対する継続的な支援を推進します。

＜手段＞

- 広陵町こども家庭センターを核として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化します。児童福祉・母子保健・障がい者福祉の各担当課との情報共有や専門職による支援をきめ細かに対応します。
- 子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図ります。
- ヤングケアラーは潜在的な存在であるため発見が難しく、家庭の事情も含め非常に慎重な対応が必要な問題でもあるため、早期発見に向けて学校や関係部署と連携し、情報収集に努めるとともに、それぞれの事情に応じた必要な支援を行います。
- 発達に障がいがあり支援を必要とする子どもが、教育・保育施設における集団の中で安全・安心に過ごせる場を提供します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
児童虐待防止の啓発回数	回	子育て総合支援課資料	15 (令和6年度)	↗
公立教育・保育施設において障がい等により支援を必要とする児童等に対する加配教諭の充足率	%	こども課資料	100 (令和6年度)	→
こども家庭センターでの見守り数	件人	子育て総合支援課資料	20 33 (令和6年度)	↗
個別ケース検討会議の開催回数	回	子育て総合支援課資料	14 (令和6年度)	↗

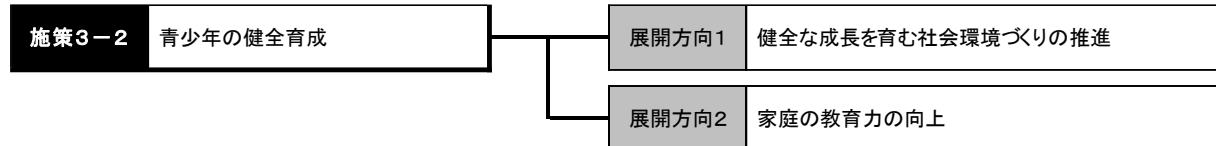
施策3-2 青少年の健全育成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

将来のまちづくりの担い手となる子どもや若者が、強い自覚と自信を持つて明るく健やかに成長していくまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた町内の小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	小学校 80.8 中学校 69.2 (令和6年度)	↗
青少年健全育成協議会の会員数	人	生涯学習課資料	56 (令和6年度)	→

◆現状と主要課題

○近年、全国的に地域コミュニティの希薄化や単身高齢者をはじめとする単独世帯の増加等を背景に、地域の中で子ども・若者同士や子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少し、その結果として、子ども・若者が様々な体験や世代間交流を通じ、規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会が少なくなっています。

○これまで本町では、青少年健全育成協議会等の関係団体、学校、地域、家庭が一体となって青少年犯罪の未然防止に努めてきました。

特に、毎月第3金曜日（奈良県青少年サポートデー）には、少年補導員による青色防犯パトロールカーによる町内巡視、また、青少年健全育成協議会による夏期における夜間合同巡視、町内の祭りやイベントにおける巡視指導等を継続して実施していますが、青少年を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、より多くの人が関わり、地域全体での見守りとする必要があります。

- 子ども・若者が地域社会の一員として主体的に参画し、自己有用感を高められる機会の創出が求められています。次代のまちづくりを担う子ども・若者が自立した個人として、また、他者とともに社会を築く主体として存分に活躍できるよう、今後も引き続き、関係団体、学校、地域、家庭との連携・協働により、地域社会の中で様々な体験や世代間交流を通じ、たくましく成長できる機会の創出を図る必要があります。
- 全国的に生活様式の多様化等を背景に、家庭だけではなく、親子間においても十分なコミュニケーションを取る時間を十分に確保できないなど、家庭を取り巻く環境が変化している中、地域において保護者同士が家庭の教育力を高めることができるよう、家庭教育学級（講座）等の充実に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】健全な成長を育む社会環境づくりの推進

＜目標＞

子ども・若者の健やかな成長と豊かな心を育むための社会環境づくりを推進します。

＜手段＞

- 子ども・若者が地域社会の中で様々な活動や世代間交流、異年齢児交流等を体験できる機会の創出を図ります。
- 地域ぐるみで青少年犯罪を未然に防止するための活動を継続して推進します。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、住民の協力により「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 思春期における心身の健全な成長を促進するとともに、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識を得るための学習機会を提供します。
- 住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るために、地域主体の防犯活動を支援します。
- 学校との連携を行い、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、次代を担う人づくりの一環として、子ども・若者が地域コミュニティに参画できる環境づくりを推進します。
- 二十歳の門出を祝う記念式典を開催し、参加者を祝い励ますとともに、青少年のための健全な社会環境づくりの一翼を担う一人の成人としての自覚を促します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
青少年犯罪を未然に防止するための巡回や小学校立哨の実施回数	回	生涯学習課資料	22 (令和6年度)	→
「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家人と約束したことを守っている」と答えた小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	小学校 39.1 中学校 31.5 (令和6年度)	↗
「子ども 110 番の家」の設置数（累計）	戸	安全安心課資料	551 (令和6年度)	↗

地域見守りボランティア登録者数(累計)	人	安全安心課資料	39 (令和6年度)	↗
子ども・若者を対象にした意見聴取回数	回	こども政策課資料	5 (令和6年度)	↗
すべての子どもには「意見を表明する権利」があることを知らないと答えた割合	%	こども政策課資料	42.1	↘
学校及び地域コミュニティ間ににおける連携数	件	生涯学習課資料	7 (令和6年度)	↗
二十歳のつどいにおける対象者の参加割合	%	生涯学習課資料	令和8年度以降に把握	↗

【展開方向2】家庭の教育力向上

＜目標＞

子どもの健やかな成長の基礎となる家庭の教育力の向上を支援します。

＜手段＞

- P T A等の社会教育団体と連携を図り、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実を図ります。
- 地域の中で子育てに悩む保護者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

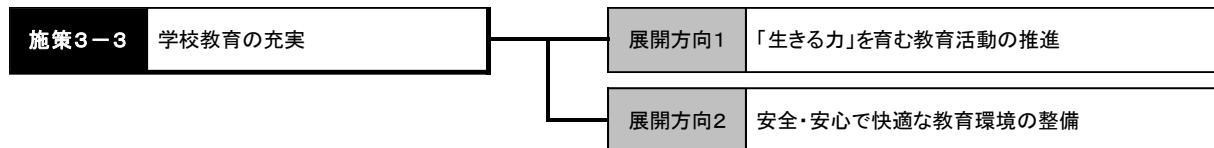
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
家庭教育学級(講座)への参加者数	人	生涯学習課資料	172 (令和6年度)	↗
子育てに関する生涯学習の講座数	件	生涯学習課資料	3 (令和6年度)	↗

施策3－3 学校教育の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

次代の広陵町を担う児童・生徒たちが確かな学力、豊かな心、たくましい心身、社会を生き抜く力を身に付け、夢や目標を抱いて、輝く未来を手に入れることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「学校に行くのが楽しい」と答えた小学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	82.8 (令和6年度)	↗
「学校に行くのが楽しい」と答えた中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	81.0 (令和6年度)	↗
「学校教育の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	43.1 (令和7年度)	↗
学校内での事故件数	件	教育総務課資料	263 (令和6年度)	↘

◆現状と主要課題

○令和2（2020）年度から順次実施されている新学習指導要領⁴⁻⁸では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し「社会に開かれた教育課程」の実現を図り、その上で知・徳・体からなる「生きる力」を育むために、これから時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指すとしています。また、本町では、令和4（2022）年、町が目指すべき教育の理念を示す「広陵町教育大綱」を改訂し、「輝く未来のために ともに学び つながり合う いい人づくり」を教育理念に掲げています。

⁴⁻⁸ 子どもが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。

- グローバル化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、教育の根幹をなす「生きる力」を育むための教育活動を強化するとともに、町固有の自然や歴史、産業、畿央大学等の地域の人的・物的資源を積極的に活用し、保護者や地域の人々等を巻き込んだカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要があります。地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）⁴⁹を町内小・中学校全校に設置し、子どもの豊かな成長を支えています。
- 令和7（2025）年9月1日現在、町内には小学校5校、中学校2校の計7校を設置していますが、これらのうち6校は築後30年以上が経過し、老朽化しています。また、近年、小学校の児童数は減少傾向、中学校の生徒数は横ばい傾向で推移していますが、どちらも学校教育法施行規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに12学級から18学級）は満たしている状況にあります。今後も引き続き、安全・安心で快適な教育環境の維持・確保を図るため、将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、各学校施設の老朽化の度合いに応じた改修や設備機器の更新、校区割の変更等に取り組む必要があります。
- 小中学校を取り巻く環境が変化する中、児童生徒が登校したくなり、学ぶ喜び等を実感できる魅力のある学校づくりを進めていくことが求められます。そのためには、教員の資質向上やICT機器等の活用を行い、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」を目指した学びの環境を作っていく必要があります。さらに、不登校児童生徒に対しては、一人ひとりに応じた多様な学びの場の確保を図っていく必要があります。
- いじめやヤングケアラーの認知件数の増減にかかわらず、事象を早期発見し、早期対応していく体制を維持、強化することが重要です。教員間での事象の捉え方や対応方法を共有し、学校全体として迅速に対応していく仕組みを継続的に工夫改善していく必要があります。
- 障がいのある子どもとない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことを目指し、通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある多様な「学びの場」の構築が求められます。
- 学校給食は栄養バランスの取れた食事提供のみならず、「食育」推進や健康・社会性の形成に資する重要な教育的役割を担っています。全国的には学校給食費の無償化を独自に導入する自治体が拡大していますが、本町が学校給食費の無償化を進めるに当たり、学校給食の残食率について、食育の観点から改善していくことも併せて取り組んでいくことが求められます。

⁴⁹ 学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地行法第47条の5）に基づいた仕組み。

◆施策の展開方向

【展開方向1】「生きる力」を育む教育活動の推進

＜目標＞

児童・生徒がこれから時代に求められる資質・能力を着実に身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹をなす知・徳・体を育む教育の充実を図ります。

＜手段＞

- 就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保するため、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携教育を推進します。
- ICTを活用した教育や外国語教育など、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。
- 児童・生徒が地域に対して強い愛着と誇りを持つことができるよう、町固有の地域資源を積極的に活用した教育を推進します。
- 児童・生徒が学ぶ喜び、わかる喜びを実感でき、不登校の未然防止にも結び付くよう、魅力ある授業づくりを推進します。
- 家庭と学校の双方が密に連携・協働して、児童・生徒の健やかな成長を見守ることができるよう、学校の対話力及び情報発信力の強化を図ります。
- 多様な人々の関わりの中で、誰一人取り残さない学びを支えるため、特別支援教育等を充実させるとともに、学びと子育てへの支援を推進します。
- コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともに、子どもの豊かな成長を支えていきます。
- 不登校やいじめ、ヤングケアラーなど時代とともに変化する課題への寄り添い支援により、未然防止、早期発見・早期解決等を推進していきます。
- 全ての公立小中学校の保護者の家計における教育費の負担を軽減するため、町独自の施策として令和7（2025）年度から実施している学校給食費の無償化に引き続き取り組みます。
- 学校給食を通じた食育により、児童・生徒が正しい食事のあり方や楽しい食事とはどのような食事であるのかなどを理解し、健康の保持・増進に活かせるようにします。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
体験入学を実施している小学校の数	校	教育総務課資料	5 (令和6年度)	→
オープンスクールを実施している中学校の数	校	教育総務課資料	2 (令和6年度)	→
学習意欲に関する項目に肯定的に回答する児童・生徒の割合	%	全国学力・学習状況調査 ・設問「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」より	小学校: 76.7 中学校: 64.5 (令和6年度)	↗

地域ボランティアが授業や学校行事に参加した回数	回	「学校・地域パートナーシップ事業」実施報告書	81 (令和6年度)	↗
地域クラブとして活動している部活動の割合	%	教育総務課資料	0 (令和6年度)	↗
不登校児童・生徒の割合	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校: 2.41 中学校: 6.51 (令和6年度)	↘
いじめの解消率	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校: 90.9 中学校: 62.5 (令和6年度)	↗
小学校における残食率	%	教育総務課資料	5校平均 4.9 (令和6年度)	↘
中学校における残食率	%	給食センター協議会資料	2校平均 8.1 (令和6年度)	↘

【展開方向2】安全・安心で快適な教育環境の整備

＜目標＞

児童・生徒がより安全・安心な環境のもと、快適で充実した学校生活を送ることができるように教育環境の整備を推進します。

＜手段＞

- 体育館学習において、安全で快適な環境を確保するため体育館の空調を整備します。
- 学校施設等再編基本構想⁵⁰を踏まえて、各小学校の適正規模を維持できるよう、校区割の変更や校区選択制の導入等の検討に取り組みます。
- 学校、保護者、地域住民、道路管理者及び警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- ＩＣＴ機器を更に活用した教育活動を行うため、安定的なネットワーク環境の維持運営と他機器の導入検討を行います。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
体育館に空調が設置されている学校の割合	%	教育総務課資料	0 (令和6年度)	↗
学校施設等再編基本構想の策定数	個	中学校区ごとに作成 (教育総務課資料)	1 (令和6年度)	↗

⁵⁰ 乳幼児、児童及び生徒数の減少を踏まえた、短期（認定こども園整備事業）、中期（保育園・幼稚園除却事業）、長期（学校再編事業）における各事業を行うために必要な基礎資料とするため、学校教育の目標や理念、新たな学校教育における学校施設の在り方、導入すべき機能等の方向性や配慮事項等をまとめたもの。令和6（2024）年に真美ヶ丘中学校区において策定し、令和8年度には広陵中学校区においても策定予定。

【基本目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

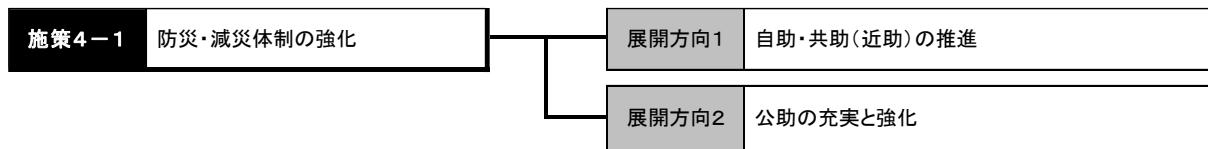
施策4-1 防災・減災体制の強化

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

いつどこで起きるのか分からない災害に対し、地域における防災力を高め、住民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
自然災害による死傷者数	人	安全安心課資料	0 (令和6年度)	→

◆現状と主要課題

○近年、地震や台風等の自然災害は大型化・激甚化傾向にあり、世界中で気象災害が頻発するなど気候変動が現実のものとなっています。我が国においても、令和元（2019）年の東日本台風（台風第19号）、令和2（2020）年7月豪雨、令和6（2024）年の能登半島地震など、気象災害による激甚な洪水氾濫や土砂災害が頻発し、今後も大規模災害リスクへの備えと正しい情報伝達の重要性が指摘されています。

○本町では、平成19（2007）年から地域に根ざした防災を推進していくため、「災害に強い人づくり」、「災害に強い組織づくり」、「災害に強い地域づくり」の三つの柱を立て、積極的な防災対策に取り組んできました。平成30（2018）年には、住民、自主防災組織、防災士ネットワーク、事業者及び福祉施設の役割と行政の責務を明らかにし、地域の防災力の向上を図り、全ての方が安全・安心して暮らせる災害に強いまちの実現に寄与することを目的に「広陵町地域防災活動推進条例」（平成30年6月広陵町条例第2号）を制定しています。

○令和7（2025）年9月末時点の本町の高齢化率は27.7%となっており、約4人に一人は65歳以上という状況にあります。高齢者は、避難行動や災害情報取得能力に課題がある場合が多く、災害発生時には高齢者等の災害時要配慮者が被災することが多い状況にあります。

- 大規模災害の発生時には、行政自らも被災し、人・物・情報など利用できる資源に強い制約を受けるおそれがあります。そのため、行政、消防及び警察等の公的機関が取り組む「公助」に加え、住民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」、「共助(近助)」に根ざした地域防災活動をより積極的に後押しする必要があります。
- 自助・共助(近助)の推進として、自治会毎の地区防災計画と余裕を持って安全に避難するためのマイ・タイムライン⁵¹の啓発と作成支援が必要です。また、避難行動要支援者の個別避難計画を地域の協力のもと作成し、支援の方法を関係者が共有できるシステムの構築を目指しています。
- 公助の充実として、災害発生又は災害が発生しそうな状態においての情報配信ツールの強化を図っており、民間が提供する防災速報サービスなど複数の手段を通じて住民が災害情報を取得できる環境を整備しています。また、各避難所への備蓄を推進とともに、周辺企業との協定により生活物資や食料などをすぐに供給できる体制を構築し、継続した顔の見える環境づくりが必要となっています。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】自助・共助（近助）の推進

＜目標＞

災害の被害を最小限に食い止められるよう、住民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、互いに協力して助け合う、地域主体の防災活動の充実を図ります。

＜手段＞

- 自助・共助（近助）による日頃の備えの強化に結び付くよう、余裕をもって安全に避難するためのマイ・タイムラインや自助・共助（近助）の必要性の普及啓発を推進します。
- 高齢者や障がい者など、避難行動や避難所等での生活が困難な「避難行動要支援者（災害時要援護者）」が、災害時に適切な支援を受けられるよう、関係者との協力体制の構築に取り組みます。
- 地域の防災力を効果的・効率的に高められるよう、住民の防災訓練への参加の促進、自主防災組織に対する支援の充実、防災リーダーの育成等を図ります。
- 大規模震災時において電気に起因する火災を防止するため、感震ブレーカーの設置に対する補助を行い、自助の取組を支援します。

⁵¹住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
自助・共助(近助)の必要性に関する普及啓発の回数	回	安全安心課資料	4 (令和6年度)	↗
避難行動要支援者の個別支援計画書の作成率	%	安全安心課資料	67.5 (令和6年度)	↗
防災訓練や避難訓練の実施回数	回	安全安心課資料	3 (令和6年度)	↗
防災訓練への参加率	%	安全安心課資料	66 (令和6年度)	↗
自主防災組織への補助件数	件	安全安心課資料(活動・資機材含む。)	55 (令和6年度)	↗
広陵町防災士ネットワーク会員数	人	安全安心課資料	153 (令和6年度)	↗
感震ブレーカー設置に対する補助件数	件	安全安心課資料	235 (令和6年度)	↗

【展開方向2】公助の充実と強化

＜目標＞

災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制づくりを推進します。

＜手段＞

- 県や周辺自治体等との連携・協力のもと、治水・排水体制の充実を図ります。
- 被災した際の行政間での相互応援や生活物資の確保・供給、応急復旧に必要な資機材の不足等を補うことなどについて定める、災害時相互応援協定の締結を推進するとともに協定締結団体との訓練を実施します。
- 発災時に迅速かつ的確に情報を収集・伝達するための情報連絡体制の強化を図ります。
- 民間が提供する防災速報サービス、防災行政無線、SNSなど複数の手段を通じて、確実に住民に情報が届くよう情報発信の多重化を推進します。
- 消防水利施設の適切な維持管理や消防団員の確保等により、消防力の維持・確保に努めます。
- 旧耐震基準により建築された既存住宅の所有者に対し、耐震化の必要性及び行政の取組を説明し、耐震化の促進に結び付けます。
- 上水道や下水道等のライフラインの耐震性能の向上を図ります。
- 今後新たに発生する感染症等の影響にも配慮しつつ、食料・飲料水や衛生用品等の緊急物資の計画的な備蓄を推進します。各避難所への分散備蓄を進めるとともに、民間企業との協定により必要な物資を迅速に確保できる体制を整備します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
雨水貯留施設の整備進捗率	%	馬見川、古寺川、広瀬川における調整池の整備率	33 (令和7年度)	↗
災害時相互応援協定の締結数(累計)	件	安全安心課資料	102 (令和7年度)	↗
災害時相互応援協定の締結団体との訓練実施率	%	安全安心課資料	12 (令和6年度)	↗
消防団員の定員充足率	%	実際の団員数 ÷ 条例定数 130 人 実際の団員数 × 100	76.9 (令和6年度)	↗
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	調査中 (令和7年度)	↗
水道配水管の耐震化率(再掲)	%	耐震化した配水管延長 ÷ 町全体の配水管延長 × 100	14.0 (令和6年度)	↗
下水道管渠の改善率(再掲)	%	更新した管渠延長 ÷ 町全体の管渠延長 × 100	0.6 (令和6年度)	↗
防災倉庫の設置件数	件	安全安心課資料	42 (令和6年度)	→
備蓄庫整備率(避難所)	%	安全安心課資料	72.0 (令和6年度)	↗
民間が提供する防災速報サービス受信登録者数	人	安全安心課資料	11,490 (令和6年度)	↗

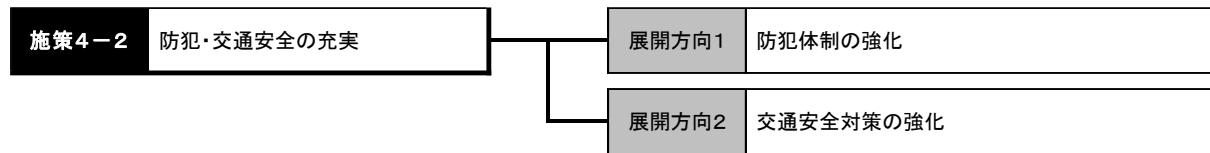
施策4-2 防犯・交通安全の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民が交通事故や犯罪、消費者トラブルに遭わずに安全・安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
刑法犯認知件数	件	奈良県警察本部 HP	121 (令和6年)	↓
特殊詐欺等の被害件数・被害額	件 千円	奈良県警察本部 HP	件数:12 被害額: 83,000 (令和6年)	↓
交通(人身)事故発生件数	件	奈良県警察本部 HP	61 (令和6年)	↓

◆現状と主要課題

【防 犯】

○本町の刑法犯認知件数は令和4(2022)年までは減少傾向で推移していましたが、令和5(2023)年からは微増傾向にあります。全国的には、刑法犯認知件数に占める65歳以上の高齢者の被害件数の割合が増加傾向にあり、特殊詐欺の被害者の約8割を高齢者が占めています。また、消費生活相談件数についても、高齢者の相談が高い水準で推移しています。

○従来実施してきた子ども110番の家の取組が、高齢化や共働き世帯の増加により維持が難しくなることが予測されるため、事業所等の新たな担い手の確保が必要です。また、防犯カメラ設置の拡充に加え、住民への設置状況の周知を図り、地域全体で犯罪抑止につなげることが求められます。

○今後、高齢化の進展を背景に、高齢者の方が交通事故や犯罪、消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっていくことが大いに懸念される中、住民に身近な場所で発生する

犯罪等を未然に防止するため、住民一人ひとりが常日頃からの防犯及び交通安全等に係る意識啓発に努める必要があります。

【交通安全】

- 町内で発生する交通事故件数は微減傾向にあるものの、依然として「追突」「出会い頭」が全体の約6割を占めており、車の機能の向上等に伴い減少が見込まれますが、構造的な課題が残っています。特に、高齢者が関係する交通事故の割合は依然として高い状況にあります。また、交通事故による死者数のうち、高齢者が占める割合は上昇傾向で推移しています。
- 令和5(2023)年4月からは、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されるなど、自転車の安全利用に対する社会的要請も高まっています。また、自転車の不適切な運転による事故が増加していることから、令和8(2026)年4月から反則金が課され、自転車利用者の交通ルール遵守がより重要となることから、これらの周知啓発も重要な課題となっています。
- 高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向け、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するとともに、広陵町地域公共交通活性化協議会において本町の公共交通網の充実に向けた検討を進める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】防犯体制の強化

＜目標＞

地域ぐるみで犯罪を未然に防止するための環境づくりを推進します。

＜手段＞

- 住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るために、地域主体の防犯活動を支援します。
- 地域との連携・協働により、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯に配慮した環境づくりの強化に取り組みます。自治会等による防犯カメラ設置に対する補助を継続し、地域の見守り体制の強化を図ります。
- 警察や各種関係団体と連携しながら、特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための注意喚起・普及啓発の強化を図ります。時代に即した支援や補助制度を構築し、特殊詐欺等被害の防止に取り組みます。
- 通学や外出時の安全確保が重要な小学生や徘徊などの危険がある高齢者について、BLEタグを活用した位置情報の把握による見守りなど、ICTを活用した犯罪の防止・予防対策に取り組みます。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、住民や事業所等の協力による「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 奈良県警察による奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」の活用促進等により、住民への犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供に取り組みます。
- 消費生活に関する安全・安心の確保のため、引き続き香芝市と共同で開設している消費相談窓口を継続運営するとともに、消費者トラブルへの未然防止につながるよう消費生活に関する事例情報を発信します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地域見守りボランティア登録者数(累計)(再掲)	人	安全安心課資料	39 (令和6年度)	↗
町の補助により設置された防犯カメラの台数(累計)	台	町及び区・自治会設置件数	55 (令和6年度)	↗
特殊詐欺等に関する啓発活動回数	回	安全安心課資料	15 (令和6年度)	↗
「子ども110番の家」の設置数(累計)(再掲)	戸	安全安心課資料	551 (令和6年度)	↗
消費生活相談件数	件	安全安心課資料	63 (令和6年度)	↗
BLEタグの利用率(小学校)	%	デジタル推進室資料	40.57 (令和6年度)	↗

【展開方向2】交通安全対策の強化

＜目標＞

交通安全意識の向上と交通安全対策の充実を図ります。

＜手段＞

- 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育・普及啓発活動を推進します。自転車乗車時のヘルメット着用や自転車の交通違反に対する反則金等、新たな交通ルールの周知啓発にも取り組みます。
- 学校、保護者、地域住民、道路管理者及び警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- 高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向け、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するとともに、その推進に向け、広陵町地域公共交通活性化協議会において本町の公共交通網を構築します。
- 計画的に交差点の改良、道路反射鏡（カーブミラー）や道路標識の新設・補修、路面標示等による交通安全施設の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

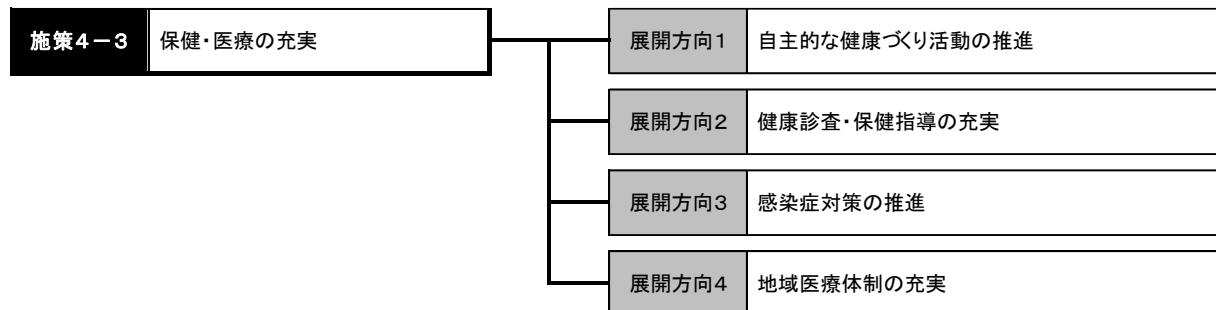
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
交通安全教室の実施件数	件	町内で開催した交通安全教室数	37 (令和6年度)	↗
高齢者運転免許自主返納者支援事業申請者数(累計)	人	運転免許証を返納し、補助制度を申請した人数	455 (令和6年度)	↗
町が実施する交通安全施設の対策数	件	カーブミラーの新設・移設・撤去・修繕数	46 (令和6年度)	→

施策4-3 保健・医療の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民自らが積極的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって元気でいきいきと暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
平均自立期間	年	国保データベース(KDB)	男性:81.1 女性:85.0 (令和6年度)	↗
平均余命と平均自立期間の差	年	国保データベース(KDB)	男性:2.0 女性:3.9 (令和6年度)	↘

◆現状と主要課題

【保 健】

○本町の健康寿命の指標の一つである平均自立期間は、令和6(2024)年時点で男性が81.1歳、女性が85.0歳であり、奈良県平均より高い水準となっていますが、将来的には低下すると予測されています。高齢化の進展等に伴い、健康寿命の延伸を図ることがますます重要になっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、乳幼児から高齢者に至るまで住民のライフステージに応じた健康の保持・増進に資する取組の充実を図る必要があります。

○本町の各種がん検診の受診率は、横ばいですが、受診勧奨・再勧奨事業を展開することで新たな受診者の獲得にはつながっていると考えられます。しかし、受診者の高齢化が進み、精度管理の観点から課題も生じています。疾病の予防及び早期発見・早期治療を促進するため、予防接種の接種率や各種健康診査・検診の受診率の更なる向上に努める必要があります。

○不妊に悩む夫婦等の経済的負担を軽減し、若い世代がライフプランとして妊娠・出産を視野に入れ、積極的に治療に取り組むことができるよう支援するために、不妊治療や不育症治療に係る費用の助成を実施し、出生率向上を促進することで、少子化の進展を抑制する必要があります。

○近年、全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等を背景に、妊娠・出産・子育てに対して不安感や孤立感を持つ保護者の増加が懸念されている中、母子保健の充実を図る必要があります。妊娠期から子育て期に至るまで母子が健康を保持・増進できるよう、関係機関との連携・協力体制を強化し、切れ目のない支援を提供することが重要です。

【感染症対策の推進】

○新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応していく必要があります。

○新たな感染症に対するワクチンが次々に開発され、定期接種の種類が増えたことに伴い、接種スケジュールが複雑化しており、今後もその傾向は続くものと思われます。国の動向に鑑み、予防接種を安全に実施する体制構築の必要があり、ワクチンによる重症化、感染防止のほか、肝炎検査や各種検診の併用により、疾病の重症化及び、集団感染の防止に努める必要があります。

【医 療】

○新型コロナウイルスへの対応を踏まえた感染症の感染拡大の防止や、住民が各自の疾病やケガの状況に応じた適切な医療を安定的に受けられるよう、地域医療機関との連携・協力体制を強化する必要があります。

○町内には診療所はありますが、病院がないため、多様化・高度化した住民の医療ニーズに応えるために、国保中央病院の利便性を高めていく必要があります。また、住民が医療を要する際に適正に受診することができるよう、緊急医療体制整備（二次輪番制の活用、休日・夜間の医療体制）を継続する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】自主的な健康づくり活動の推進

＜目標＞

より多くの住民が自らの健康に対して強い関心を持ち、自主的・自発的な健康づくり活動に取り組めるよう支援の充実を図ります。

＜手段＞

- 地域巡回型健康教室「広陵元気塾」の実施等を通じ、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動を支援します。
- 生活習慣病、喫煙や受動喫煙など、住民が健康に関する正しい知識を持てるよう、がん予防推進員^{5.2}と協働で、情報提供や啓発活動を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
がん予防推進員の登録人数・活動回数	人回	けんこう推進課資料	10 14 (令和6年度)	↗
広陵元気塾の新規参加者数	人	けんこう推進課資料	196 (令和6年度)	↗
適正体重を保つよう心がけている人の割合	%	けんこう推進課資料	61.6 (令和6年度)	↗
喫煙率	%	国保データベース(KDB)	男性:19.4 女性:7.3 (令和6年度)	↘

【展開方向 2】健康診査・保健指導の充実

＜目標＞

住民が適切に健康の保持・増進を図ることができるよう、これを支える環境を整えます。

＜手段＞

- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査^{5.3}の受診率及び特定保健指導^{5.4}の利用率の向上に向けた取組を推進します。

^{5.2} 住民のがん予防に対する気運を高め、がん検診受診率の向上、死亡者数の減少につなげるため、がん検診の受診勧奨やがん予防に関する情報発信を、ボランティアで地域や職場で行っていただく方。

^{5.3} 生活習慣病の発症や重症化の予防のため、40歳から74歳までの人を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査。

^{5.4} 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対し、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すための支援を行うこと。

- 疾病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実や受診しやすい体制づくりを推進します。集団検診と医療機関での個別検診を組み合わせ、住民のニーズに応じた受診機会を提供します。
- 不妊治療・不育症治療など、きめ細かい社会ニーズに対応した現役世代への支援を行います。
- 妊娠期から子育て期に至るまで母子が健康を保持・増進できるよう、妊娠期からの相談や新生児訪問等の取組を推進し、また、関係機関との連携・協力体制についても強化します。
- 乳幼児の健やかな成長を支援するため、乳幼児健診や相談を充実させる体制づくりを推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
特定健診受診率	%	けんこう推進課資料	43.2 (令和6年度)	↗
がん検診受診率	%	けんこう推進課資料	52.7 (令和6年度)	↗
特定保健指導実施率	%	けんこう推進課資料	7.2 (令和6年度)	↗
4か月児健診の問診票で「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けたことができましたか」の項目で、「はい」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	87.3 (令和6年度)	↗
1歳6か月児・3歳6か月児健診の問診票で「あなたの日常の育児の相談相手はいますか。」の項目で、「はい」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	1歳6か月児健診:99.6 3歳6か月児健診:99.0 (令和6年度)	→
新生児訪問実施率	%	けんこう推進課資料	99.5 (令和6年度)	→
1歳6か月児健診受診率	%	けんこう推進課資料	98.7 (令和6年度)	→
3歳6か月児健診受診率	%	けんこう推進課資料	99.4 (令和6年度)	→
不妊症・不育症治療に係る費用の助成件数	件	けんこう推進課資料	17 (令和6年度)	↗

【展開方向3】感染症対策の推進

＜目標＞

感染症の感染拡大予防やまん延を防止するための取組を強化します。

＜手段＞

- 住民が感染症予防の一つの手段として予防接種の必要性を理解し、予防接種を安全に受けることができるよう情報提供及び体制整備に取り組みます。
- 新たな感染症の発生時等の緊急、不足の事態にも対応可能な予防接種体制の構築を目指します。新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かし、迅速かつ円滑な接種体制の整備に取り組みます。
- 県や医療機関との連携・協力のもと、必要な対策を迅速に講じるための危機管理体制を強化します。
- 住民に対して感染症の予防や対処方法に関する情報提供の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
MR(麻しん・風しん) 1期、2期ワクチン接種率	%	けんこう推進課資料	1期:92.9 2期:96.3 (令和6年度)	↗
関係医療機関等の連携 確保数	箇所	けんこう推進課資料	19 (令和6年度)	→
感染症の予防に関する 情報提供回数	回	けんこう推進課資料	12 (令和6年度)	→

【展開方向4】地域医療体制の充実

＜目標＞

住民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。

＜手段＞

- 町外を含めた医療機関との連携・協力のもと、救急医療体制の強化を図ります。
- 住民が各自の疾病やケガの状況に応じ、より的確な医療を受けることができるよう、情報提供の充実を図ります。
- 住民の日々の健康管理に対する意識向上や医療機関の適正な受診を促進するため、かかりつけ医の普及・定着に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
休日・夜間診療所受診者 数(内科・小児科・小児夜 間)	人	けんこう推進課資料	826 (令和6年度)	→
地域医療に係る情報提 供回数	回	けんこう推進課資料	2 (令和6年度)	→
休日・夜間の医療体制に 対する利用者の満足度	%	住民アンケート調査	令和8年度以 降に把握	↗

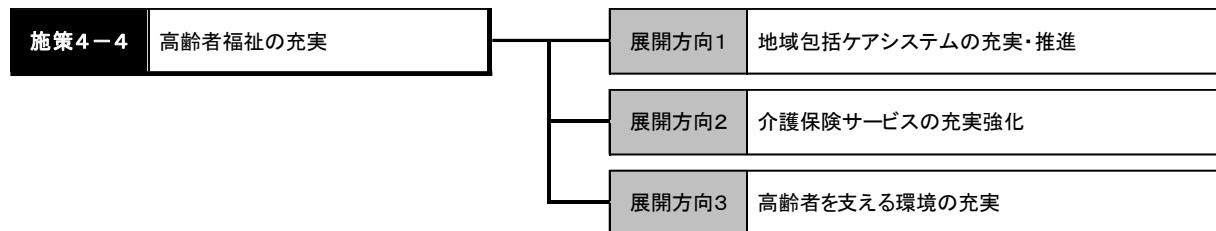
施策4-4 高齢者福祉の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送っているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定者数における中重度(要介護3, 4, 5)の割合	%	介護福祉課資料	35.2 (令和6年度)	→
高齢者のうち幸福感がある者の割合	%	介護福祉課資料	50.8% (令和4年度)	↗

◆現状と主要課題

○我が国の高齢化率は令和5(2023)年10月1日現在で29.3%に達しており、本町においても令和7(2025)年9月末時点では27.7%となっています。65歳以上の高齢者1人を、生産年齢人口約2.4人で支える状況にあり、地域全体での支え合い体制が不可欠になっています。また、近年、本町の老人人口の増加幅は拡大傾向で推移しており、特に75歳以上の後期高齢者人口が大幅に増加しています。

○このような状況の中、介護サービスの利用者数・介護給付費は年々増加し、従来型の介護サービスのみでは対応困難となることが予測しています。国は高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、生活支援、住まい、医療の五つを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の構築を実現するとしています。本町においても、国の動きと歩調を合わせ、高齢者が要介護状態になった場合でも、住み慣れた地域や家庭の中で最期まで自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図っていくことが極めて重要な政策課題となっています。

○本町では、地域の支え手が減少する中、健康な高齢者が支える側として活躍できるために、心身の健康維持と社会参加の機会が確保できるようにフレイル予防⁵⁵・介護予防を進めています。

また、生活支援が必要な独居や老老世帯高齢者には、生活支援コーディネーターによる支援や在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議を活用した多職種協働による包括的な支援体制の整備についても進めており、質の高いケアが高齢者に届く仕組みづくりと情報発信の効率化なども推進していく必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】地域包括ケアシステムの充実・推進

＜目標＞

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、安定した在宅生活を継続できる基盤づくりを推進します。

＜手段＞

- 介護保険のような公的サービス（フォーマルサービス）だけでなく地域住民による見守りや支援（インフォーマルサービス）が増えるよう、担い手づくり講座の参加者を増やす取組を進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、町及び地域包括支援センターが中心となって、多職種・他機関と連携を図る場である地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例を増加させます。
- 介護予防リーダーの養成等を通じ、住民の自助（自ら元気になろうとする取組）と互助（お互いの関係性により元気になる取組）に根ざした介護予防活動の普及啓発を図ります。
- 軽度者に対して、自立した生活が送れるよう短期集中予防サービスを実施します。
- デジタル技術を活用し、居宅介護支援事業所や病院などの社会資源情報を住民や事業者に効果的に提供するとともに、通いの場の効果分析を行い、介護予防の取組を強化します。

⁵⁵ 従来の介護予防を更に進めた、より早期からの介護予防のこと。フレイル（健康な状態と要介護状態の間の段階で、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下等、心身の機能が低下し弱った状態）の進行を予防するためには、身体的因素、心理的・精神的因素、社会的因素三つの側面から総合的に見て対応する必要がある。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「通いの場 ^{5,6} 」への実参加者数	人	介護福祉課資料	490 (令和6年度)	↗
地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例数	件	介護福祉課資料	41 (令和6年度)	↗
短期集中予防サービスの利用者数	人	要支援に認定された方や生活機能の低下が見られる方(事業対象者)を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」の利用者数	30 (令和6年度)	↗
介護予防リーダーの実活動者数	人	介護福祉課資料	69 (令和6年度)	↗
入退院調整の円滑化の度合い(ケアマネジャーのマニュアル活用状況)	%	入退院調整ルール事業ケアマネジャーアンケート報告	86.2 (令和6年度)	↗
ソーシャル・キャピタル得点(社会参加)	%	日本老年学的評価研究機構	54.7 (令和4年度)	↗

【展開方向2】介護保険サービスの充実強化

＜目標＞

介護サービスの質の維持・向上と介護保険事業の適正な運用を図ります。

＜手段＞

- サービス提供事業者との連携・協力のもと、必要なサービス量の確保及び質の向上に努めます。
- 専門職に限らず、地域の多様な団体・住民等が介護の支え手となれるよう、住民主体の協議体である「広陵ささえ愛」の支援を行います。
- 運動機能等が低下し、日常生活における家事等に支援が必要となった高齢者に対し、再び自分で日常生活を送れるようになるための機能訓練や生活援助等を提供する「自立支援型ケアマネジメント」を推進します。
- 在宅生活継続のため、医療機関・訪問看護・薬局・居宅介護支援事業所との連携を強化し、在宅医療・介護連携推進事業や地域ケア会議を活用した多職種協働による包括的な支援体制を整備します。
- 地域での見守り活動や生活支援活動の立ち上げ支援、広報・周知活動を推進します。

^{5,6} 住民同士が地域の集会所などで気軽に集う介護予防の拠点。自分達で活動内容を決め、ふれあいを通して「いきがいづくり」「仲間づくり」など、活動と社会参加の場もある。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ケアプラン点検 ^{5 7} の実施件数	件	介護福祉課資料	78 (令和6年度)	↗
「広陵ささえ愛」の参加人数	人	介護福祉課資料	49 (令和6年度)	↗
地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例数(再掲)	回	介護福祉課資料	41 (令和6年度)	↗
在宅医療・介護連携事業の研修会開催回数	回	広陵町地域包括支援センター運営協議会資料	1 (令和6年度)	↗
生活支援ボランティア活動団体数	団体	社会福祉協議会資料	2 (令和6年度)	↗

【展開方向3】高齢者を支える環境の充実

＜目標＞

高齢者一人ひとりが、地域の中で自立していきいきと暮らし続けられる環境づくりを推進します。

＜手段＞

- 高齢者が地域社会の一員として、生涯にわたっていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の充実を図ります。
- 見守り、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援など、高齢者の日常生活を支援する各種サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組みます。
- 地域で生活する全ての高齢者に対して、通いの場やサロンなどの交流拠点を充実させるとともに、世代間交流イベントや趣味活動を通じたつながりづくりを推進します。また、既存の社会資源を活用して、多様な参加機会を確保します。
- 重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活ができる人が増えるような取組を推進します。
- 概ね65歳以上の就業・社会参加意欲のある高齢者を対象として、シルバー人材センター等との連携により、軽作業や地域貢献活動などの就業機会を拡大するほか、ボランティア活動への参加促進を図ります。

^{5 7} 介護を必要とする高齢者等の尊厳ある自立支援を目的として、要介護高齢者等の心身の状況等に応じた適切なケアプランが作成されているかを確認、助言及び指導すること。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
介護保険サービス以外の支援(地域での支え合い活動を含む。)を利用している人の割合	%	介護予防評価・介護保険計画アンケート調査	28.8 (令和6年度)	↗
介護予防出前講座の実施回数	回	介護福祉課資料	20 (令和6年度)	↗
友達や知り合いと交流できる場がある割合	%	介護福祉課資料	令和8年度以降に把握	↗

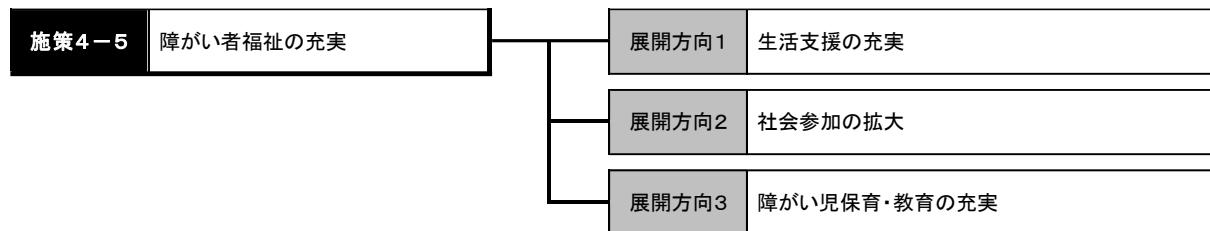
施策4-5 障がい者福祉の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

障がいのある人もない人も、あらゆる人が支え合いながら、地域で共に暮らし、自立した生活を送っている「共生社会」の実現を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
福祉サービス提供事業所数(通所・入所)	事業所	社会福祉課資料	21 (令和6年度)	↗
福祉サービス提供事業所における受入定員数(通所・入所)	人	社会福祉課資料	271 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

○本町における障がいのある人の人数（障がいのある人が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数）について、令和2（2020）年度と令和6（2024）年度を比べると、身体障がい者は1,122人から1,103人と微減しています。

○近年「精神障がい」「発達障がい」に対する理解が深まっており、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の取得者数、福祉サービス利用者数がここ数年急増しています。精神疾患への理解が進み、通院患者が増えたことや、発達障がい児の介護者の療育へのニーズが増加していることから、今後もこの傾向は変わらないと考えられます。一方で、社会資源の不足による福祉サービスの量的、質的低下も懸念されます。

○本町では、令和6（2024）年3月に策定した「広陵町第4期障がい者計画（計画期間：令和6（2024）年度から令和11（2029）年度まで」に基づき、誰もが障がいの有無によって

分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまちの実現を目指しています。グレーゾーン（発達遅滞の疑い、自閉症の疑い）を含む障がいに対して、特性＝障がいではなく「個性」であり、社会で受け入れられるべきものであることをもっと深く理解してもらうよう促進・啓発をしていく必要があります。

- 「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づく、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービス見込み量に基づき、受け入れる事業所等の社会資源の確保を目指していく必要があります。その一方で、福祉・介護・医療関係の人的・物的不足が全国的に問題となっており、そのため十分な福祉サービスを提供できない事業所の増加や、新たに創設を検討している施設の立地についても地域住民の理解が得られづらい実状であり、行政として、周辺自治体とも連携しつつ適切な事業所の確保や運営指導が必要です。
- 障がい者及びその家族（介護者）の高齢化により、親亡き後の支援について考えていく必要があります。行政だけでなく、事業所と連携し、地域生活支援拠点や法人後見制度の体制整備、制度を構築していくこと、そして実際の支援につなげるためのケースワークができる人材の確保も求められます。
- 今後も引き続き、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、「乳幼児～学齢期～成人期～高齢期」に至るまで一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】生活支援の充実

＜目標＞

障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

＜手段＞

- 町内で日中に活動できる場を確保できるよう、サービスの必要量に合わせた事業所の誘致に取り組みます。
- 福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を支援するとともに、一人暮らしを希望する人に対する支援体制の充実・強化を図ります。
- 今後の福祉ニーズの多様化に対応できるよう、障がい福祉担当職員は県が主催する研修会に積極的に参加するとともに、地域の福祉サービス事業所職員と勉強会の場を持つことで、福祉人材の養成・確保に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町が誘致するグループホームの設置数(累計)	件	社会福祉課資料	4 (令和6年度)	↗
福祉サービス提供事業所数(通所・入所)	事業所	社会福祉課資料	21 (令和6年度)	↗
福祉サービス提供事業所における受入定員数(通所・入所)	人	社会福祉課資料	271 (令和6年度)	↗

【展開方向2】社会参加の拡大

＜目標＞

障がいのある人が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう働く場や社会参加の機会を確保します。

＜手段＞

- 障がいのある人が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう働く場や社会参加の機会を確保します。
- 障がいのある人が奈良県主催の障がい者スポーツ大会や障がい者作品展へ積極的に参加できるよう、スポーツ、文化及び芸術など地域における様々な活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 住民の障がいに対する理解を深め、地域の中で障がいのある人への配慮が実践され、障がいのある人とない人の交流を深められるよう、福祉サービス事業所で製作された授産品の販売を庁舎内で行ったり、いのちを守るまちづくりイベントにおいて障がい者理解に繋がる啓発ブースを設けたりするなど、理解・啓発活動に取り組みます。
- 既存の町内企業等における受入体制の整備や障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障がいのある人が町内企業等へ就労した後も、安定的な就業生活を維持できるよう、切れ目のない支援に取り組みます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がい者に関する理解・啓発回数	回	社会福祉課	45 (令和6年度)	↗
町が誘致する就労系福祉サービスの事業所数(累計)	事業所	社会福祉課資料	5 (令和6年度)	↗
福祉施設から一般就労への移行者数(累計)	人	社会福祉課資料	4 (令和6年度)	↗

【展開方向3】障がい児保育・教育の充実

＜目標＞

障がい児や発達に課題のある子どもが、その個性や能力を最大限に活かせるよう支援に取り組みます。

＜手段＞

- 障がいの特性や発達段階に応じた適切な教育及び療育が受けられるよう、幼稚園・保育園・こども園・学校が連携し、保育・教育内容の充実を図ります。
- 保護者が安心して子育てができるよう、子どもの障がいや発達段階に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 新生児の訪問指導や健康相談、乳幼児の心身の発達段階に応じた健康診査等を通じ、障がいの早期発見・早期療育体制の充実を図るため、子育て包括支援会議への参加や自立支援協議会におけるこども部会へ参加し、ケースの共有はもとより、福祉サービス事業の把握など情報収集を行い、適切なサービス提供体制の構築に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

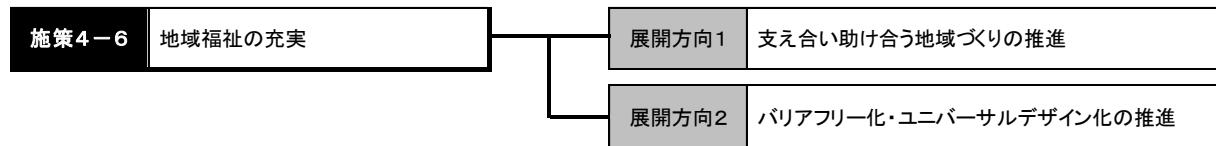
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がい児、発達に課題のある子どもに係る計画相談支援の担当者数	人	社会福祉課資料	8 (令和6年度)	↗
医療型児童発達支援及び医療型放課後等デイサービスの事業所数	事業所	社会福祉課資料	0 (令和6年度)	↗
障がい児福祉サービスの利用者数	人	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等 訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・障がい児相談支援	138 216 104 1 0 351 (令和6年度)	↗

施策4-6 地域福祉の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

多くの世代、多様な主体が共に支え合いながら、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地域活動やボランティア活動に参加している人の割合	%	「参加しており、今後も参加したい」と回答した人の割合（住民アンケート調査） (社会福祉課資料)	18.0 (令和5年度)	↗
地域に要援護者がいることを認識していない割合	%	災害時要援護者について、親族だけではなく、地域における要援護者も把握しているか測るもの（住民アンケート調査） (社会福祉課資料)	60.2 (令和6年度)	↘

◆現状と主要課題

○「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。令和6年（2024）3月に策定した第2期広陵町地域福祉計画では基本理念を「共に支え合い、未来につながるまち 広陵」としています。また、令和8（2026）年度からは重層的支援体制整備事業を本格実施し、地域で支え合い、住み慣れたまちでの暮らしが続けられるような福祉のまちづくりに向けて取り組んでまいります。

○本町では、近年、障がい者（児）の絶対数が増加しており、福祉サービスの需要が急増している一方で福祉分野におけるヒト・モノ・カネの社会資源は不足しており、今後、障がい福祉サービス事業所が提供するサービスが十分に利用者に行き届かなくなることが考えられます。また、生活困窮、高齢化、ひきこもり、孤立化など複合的な要因により生活苦に陥るケースも多く存在しています。このような課題に対し、重層的に支援を行うためにも、行政や社会福祉協議会は、庁内の連携、福祉団体同士などのマッチングやアドバイス、コーディネーターの役割を担うことが求められます。また、地域においても助け合いや支え合い、見守りなどの関係構築を育むための意識醸成ができるように、地域への働きかけも必要です。

○これまで本町では、地域福祉活動の活性化を図るため、社会福祉協議会⁵⁸によるボランティアセンター⁵⁹の機能強化や地域で活躍されているボランティアの紹介等に取り組んできました。今後、子どもから高齢者までより多くの住民が担い手となり、住民同士が協力して支え合う地域共生社会の実現に向け、小・中学生や若者にも関心・興味を持つてもらえるような啓発活動や新たな担い手の発掘等を通じ、地域が主体となった福祉活動を促進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】支え合い助け合う地域づくりの推進

＜目標＞

住民一人ひとりの助け合いの意識を醸成しながら、住民同士がお互いに協力して支え合う地域福祉活動を推進します。

＜手段＞

- 地域福祉活動に対する理解と参加を促進するため、広報紙や町HPなど多様な媒体を通じた啓発活動の充実を図ります。
- 子どもや若者を含めたより多くの住民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、活動参加へのきっかけづくりやボランティアセンターの機能強化の支援に取り組みます。
- 地区公民館や集会所等を活用し、住民同士が気軽にふれあい、仲間づくりや出会いの機会を持てる場づくりを推進します。

⁵⁸ 全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉活動を推進している民間組織のこと。地域において、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や住民活動への支援、共同募金運動への協力など、様々な事業を実施している。

⁵⁹ ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人の相談に応じる窓口であり、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供等を行っている。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ボランティア登録しているグループ数 ⁶⁰	団体	社会福祉課資料	53 (令和6年度)	↗
ふれあい・いきいきサロンの開催箇所数	箇所	社会福祉課資料	33 (令和6年度)	↗
ふれあい・いきいきサロン参加者延べ人数	人	社会福祉課資料	8,943 (令和6年度)	↗

【展開方向2】バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

＜目標＞

高齢者や障がいのある人など、誰もが安心してまちを歩き、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、人にやさしいまちづくりを推進します。

＜手段＞

- 本町が保有・管理する公共施設等（公共施設及びインフラ施設）の総合的・基本的な管理や活用に関する基本的な方針を定めた広陵町公共施設等総合管理計画（令和5（2023）年3月改訂。以下「総合管理計画」という。）に基づき、公共施設の改築時及び新築時には全ての方が利用しやすい施設となるようなユニバーサルデザイン化を推進します。
- 「広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」に基づき、段差の少ない歩道の整備等を推進します。
- 住民、地域及び事業者との連携・協働により、地域ぐるみでユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくため、各主体の責務や基本的な事項を定めた指針等の検討に取り組みます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がいのある方や高齢の方も暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応した公共施設数（累計）	施設	社会福祉課資料	2 (令和6年度)	↗
歩道の改良率	%	道路台帳	7 (令和6年度)	↗

⁶⁰ ボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など、住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動。

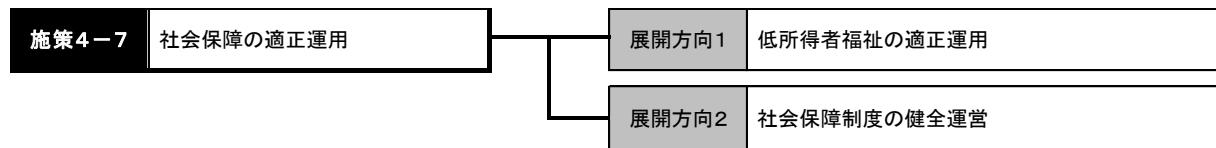
施策4-7 社会保障の適正運用

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民が生活上の困難や課題に直面した場合でも、行政から適切な支援を受けることで安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
生活の自立により生活保護を脱した世帯の数	世帯	社会福祉課資料	3 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

【低所得者福祉】

- 生活保護の被保護世帯数は、令和3（2021）年度の137世帯に対して令和6（2024）年度では129世帯と微減傾向で推移しています。また、保護種類別の内訳では、傷病者世帯は減少している一方、高齢者世帯や障がい者世帯が増加しています。
- 本町では、生活保護の支給決定等を所管する奈良県中和福祉事務所との連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。また、生活保護受給者には、単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員⁶⁻¹に日々の見守りなどの協力を求めています。
- 生活保護受給者の中には、受給に至った当時の状況から生活状況が改善しているにもかかわらず就労には至らず、生活保護を受給し続けているケースが存在しています。このような状況を改善し、生活に困窮する住民の生活の安定と自立を促進するため、生活保護の受給に至る前の段階から就労支援等に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用及び個々の状況に応じた自立支援を推進する必要があります。
- 相対的貧困世帯に該当している子どもは自身の進路選択や習い事に関して家庭の金銭面を気にしている旨の回答が比較的多く見られ、進路選択の幅が狭くなっている傾向が考えられます。教育にかかる費用として、学校生活を送る上で必要となってくる学用品費

⁶⁻¹ 厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けた時、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手。

や学校給食費、修学旅行費の負担が大きいと感じている傾向があります。その負担が重く感じないよう支援方法を検討していく必要があります。

【社会保障制度】

- 本町では、住民の高い納税意識に支えられ、令和5(2023)年度までは国民健康保険税の現年徴収率98%以上を維持してきました。しかし、令和6(2024)年度には97.6%に低下し、滞納者数、滞納金額ともに増加しています。この傾向は、今後の制度運営に対するリスク要因となっています。
- 今後、本町においても被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴い、一人当たりの医療費の増加が予測される中、国民健康保険をはじめとする各種社会保障制度の安定的な運営を図るため、各種保健事業の充実や保険税(料)の適時適切な見直しなどに継続的に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】低所得者福祉の適正運用

＜目標＞

生活に困窮する住民が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、社会的・経済的な自立を促進するための取組の充実を図ります。

＜手段＞

- きめ細かな相談対応や関係機関が実施している経済的支援、就労支援及び住宅確保支援等の利用促進により、生活困窮者の自立を促進します。
- 生活保護の受給には至らないものの、様々な要因から生活に困窮している住民に対し、相談から自立まで継続的な支援を実施します。
- 奈良県中和福祉事務所や民生委員・児童委員等との連携を強化し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。
- 子どもの貧困対策として、県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援や生活支援を推進するとともに、支援体制等の積極的な周知・啓発を行います。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
生活保護相談件数と受給決定件数(解消率)	件 %	社会福祉課資料	相談件数 39 受給決定数 10 (25.6%) (令和6年度)	—
生活保護世帯訪問件数(中和福祉事務所)	件	中和福祉事務所	261 (令和6年度)	↗
子どもの貧困対策に関する啓発回数	回	こども政策課資料	0 (令和6年度)	↗
子どもの生活満足度、安心度(再掲)	%	子どもの生活実態調査	82.7% (令和6年度)	↗

【展開方向 2】社会保障制度の健全運営

＜目標＞

国民健康保険や後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な財政運営に取り組みます。

＜手段＞

- 保健事業等の促進により、医療費の適正化を図ります。
- 国民健康保険について、県との連携のもと、保険税の適時適切な見直しや収納体制の充実等に取り組みます。
- 40歳以上の国民健康保険被保険者に対して、特定健診及び特定保健指導を実施します。
- 後期高齢者医療制度の被保険者の健康保持・増進に資するため、健康診査や歯科健康診査の受診率向上に取り組みます。
- 保険税（料）未納者に対して、申告勧奨等を行うとともに、きめ細かな相談体制や分納制度の活用など、被保険者に寄り添った取組ができるよう関係課と連携します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
国民健康保険税の収納率(現年)	%	税務課資料	97.58 (令和6年度)	↗
国民健康保険税の滞納世帯数・滞納金額(現年)	世帯千円	税務課資料	174 18,205 (令和6年度)	↘
国民健康保険のジェネリック医薬品使用率	%	厚生労働省資料	73.5 (令和6年9月)	↗
満75歳以上の後期高齢者医療保険被保険者の健康診査の受診率	%	奈良県後期高齢者医療広域連合資料	39.1 (令和6年度)	↗
満75歳以上の後期高齢者医療保険被保険者の歯科健康診査の受診率	%	奈良県後期高齢者医療広域連合資料	20.78 (令和6年度)	↗
特定健診受診率(再掲)	%	けんこう推進課資料	43.2 (令和6年度)	↗

【基本目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち

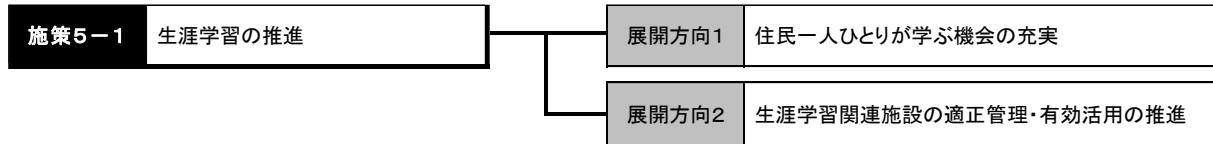
施策5-1 生涯学習の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民一人ひとりが自ら進んで学び、様々な課題を自ら解決する「生きる力」を伸ばすことができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「生涯学習の推進」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	50.9 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

○国は、令和5(2023)年6月に閣議決定した「第4期教育振興基本計画⁶⁻²」で、令和22(2040)年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。

○これまで本町では、これまで、時間的な余裕のある町民が求める要求課題型の講座等を中心に本町の生涯学習活動は行われてきましたが、就労や介護などで時間的な制約のある町民が増加したことや、行政だけでは解決することのできない地域課題が増加していることから、オンラインや休日、夜間における講座等の実施や必要課題型の講座の実施など、これまでとは異なる目的で事業を実施していく必要があります、そのためには時代の変化により、生涯学習の位置付けについても変化していることについて、町民の理解を促進する必要があります。

⁶⁻² 教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。

○今後、本町でも健康寿命の延伸に伴い、人生100年時代の到来が想定される中、住民が生涯にわたって心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送れるようにするために、若者や現役世代など、生涯学習への参加が少ない層を含め、より多くの住民が学習活動の場に参加できるよう、多様な学習機会や各種情報提供の充実を図る必要があります。住民がより安全・安心かつ快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組むことができるよう、既存の生涯学習関連施設の機能の維持・向上を図る必要があります。

○生涯学習関連施設の維持管理について、公民館では本館、分館ともに老朽化が進んでおり、本館は令和9(2027)年度中に機能移転を行う予定ですが、分館は維持管理を地域に担ってもらっていることから、大規模な改修や建替えといった必要が生じた場合に、どのような対応とするか検討が求められます。公共施設の施設機能については、生涯学習関連施設においても計画的な予防保全の実施、施設機能の維持・向上、安全かつ効率的な維持管理を行うために、複合化・集約化による維持管理費用等の縮減及び受益者負担の適正化を図ってまいります。

○広陵町立図書館は、平成9(1997)年に竣工され、25年以上が経過しています。竹取公園が隣接するなどの立地条件から町外の利用者も気軽に利用できる施設ですが、町内地域に利用の隔たりが見られます。近年、利用者のニーズが多岐にわたり、図書館の利用形態(利用方法)が変化していることから、施設のスペースを有効活用しながら、図書館サービスの向上を図る必要があります。従来の「蔵書の充実」に加え、町の情報発信拠点、住民が集い交流する地域コミュニティの場としての役割を担う必要があります。図書館を町のシンボルかつ魅力発信の拠点として位置付け、住民にとって「学び」「交流」「情報」の中心地となるよう機能強化を図ることが課題になっています。

○これからの中核公民館は、生涯学習活動及び文化芸術推進のあり方を明確にし、地域共生社会のプラットフォームとなるよう、個人的学習だけではなく、集団的自立的学習の機会と場を保障し、人々のネットワークを広げ、幅広いまちづくり人材の育成を積極的に進めいかなければなりません。

◆施策の展開方向

【展開方向1】住民一人ひとりが学ぶ機会の充実

＜目標＞

若い世代やこれまで学びの場に参加できなかった人にとっても、魅力的で参加しやすい学習機会の提供に努めます。

＜手段＞

- 住民が生涯学習活動を通して学んだ成果をより良い人づくり・地域づくりに活かすことができ、それらが新たな学びにつながる、学びが循環する仕組みづくりを検討します。
- 多様な世代の住民が場所的・時間的な制約を受けずに、生涯学習活動に積極的に取り組めるよう、社会的課題や地域的課題等にも対応した特色ある講座・教室の充実を図ります。

- 地域主体の生涯学習活動を促進するため、住民の自主的・主体的な生涯学習活動をけん引するリーダーの育成・活用や出前講座・教室の充実を図ります。
- 生涯学習活動にこれまで参加できなかった世代の層が学習活動に参加するきっかけとなるよう、様々な媒体を活用し、生涯学習に関する各種情報提供の充実を図ります。
- 現役世代（子育て世帯）を含む幅広い世代が地域や社会の課題を解決するための知識や手法を学ぶことができるよう休日やオンラインを含む講座を開催します。また、開催内容の周知については、従来の広報紙だけでなく、SNS等を活用した発信を行います。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の登録団体が主体となって実施する生涯学習に関する講座数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
町主催の講座を通じてはじめて生涯学習活動に取り組んだ町民の数	人	生涯学習課資料	令和8年度以降に把握	↗
地域課題の解決に資する講座の新規参加者数	人	生涯学習課資料	令和8年度以降に把握	↗
図書館講座の参加者数	人	図書館資料	2,566 (令和6年度)	↗
レファレンス件数	件	図書館資料	221 (令和6年度)	↗
町立図書館外で本の貸出や閲覧ができるスペースの設置数	箇所	図書館資料	11 (令和6年度)	↗

【展開方向2】生涯学習関連施設の適正管理・有効活用の推進

＜目標＞

住民がより安全・安心で快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組めるよう、これを支える基盤の充実に努めます。

＜手段＞

- 若年・子育て世帯、高齢者など、様々な世代の多種多様なニーズに応じるため、生涯学習活動団体による地区公民館や公共施設での活動発表も充実させるなど、既存の生涯学習関連施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存の生涯学習関連施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。

○パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を活用したオンラインによるイベント参加や、ビデオ通話機能を使用した遠隔鑑賞など、デジタル技術を用いることによって、住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取り組みます。

○令和9（2027）年度中に既存の中央公民館からグリーンパレス及びはしお元気村へと機能移転を行うとともに、公民館機能を含む複合施設の整備に向けた検討を並行して行います。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
HP等を通じてWeb上で鑑賞可能な生涯学習に関するコンテンツ提供数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
生涯学習活動団体によるアウトリーチ活動実施数	回	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
生涯学習関連施設における維持管理上の不備による事故件数	件	生涯学習課・中央公民館及び図書館資料	0 (令和6年度)	→
図書館入館者数	人	図書館資料	177,821 (令和6年度)	↗
町内利用者カード登録率	%	町内登録者数÷人口×100 図書館資料	34.97 (令和6年度)	↗
図書館町内利用者数	人	図書館資料	55,808 (令和6年度)	↗
中央公民館利用者数	人	生涯学習課資料	33,546 (令和6年度)	↗

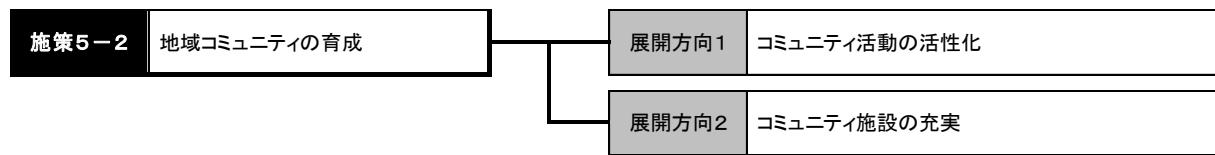
施策5-2 地域コミュニティの育成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域のことは地域で決める意識を持った住民同士が、地域ぐるみで活発にコミュニティ活動に取り組んでいるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
区・自治会への加入率	%	区長・自治会長へのアンケート調査	85.92 (令和7年9月現在)	↗

◆現状と主要課題

- 区・自治会は、隣近所に住む方々で自主的に運営されている住民にとって最も身近な地域コミュニティ組織であり、その地域に住む方々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、日常生活に必要な情報交換や地域に共通する様々な課題を皆で協力して解決し、住民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことを目的としています。
- 本町では、「対話と協働のまちづくり」の取組の一つとして、各区・自治会に町職員を「地域担当職員」として配置しているほか、集会所等の管理や広報紙の配布、地域の環境保全、防犯など多方面にわたって住みよい地域社会づくりに寄与している区・自治会の円滑な運営と健全な活動を支援しています。
- 一方で、特定の課題（子育て、健康、防災等）に対する活動を行うNPOやボランティアといった様々な団体が活動していますが、単独で実施している場合が多く、コミュニティ間における協働の概念が育っていません。
- 令和7（2025）年9月現在、町内には41の区・自治会が存在し、加入率は85.92%と前期基本計画策定時より低下しています。加えて、役員の高齢化や価値観の多様化が進み、次世代の担い手確保が困難になりつつあります。住民自治の中心である基礎的コミュニティ（区・自治会）の重要性はますます高まっていくと考えられますが、人材不足が深刻化する中で、限られた人材や資源を効率的に活用し、多様な意見をまちづくりに反映させる体制づくりが求められています。

- 今後、区・自治会役員の高齢化や固定化が更に進むことで、地域コミュニティ活動の停滞が懸念される中、既存の区・自治会のみならず、地域で活躍する様々な活動団体等との協働を進め、地域の課題は地域で解決していく力を高めていく必要があります。
- こうした現状のなか、住民自治を基盤としたまちづくりを進めていく際の基本ルールとして、令和3(2021)年6月に「広陵町自治基本条例」を施行しました。また、地域の様々な主体が集まって地域の課題を話し合い、主体的に解決していくため、区・自治会より広域の組織である「まちづくり協議会」が、令和4(2022)年4月に真美ヶ丘第一小学校区で設立されました。
- コミュニティ活動の拠点となる地区公民館や集会所の維持管理・改修を支援するために、補助対象となる事業について、各区・自治会からの申請に基づき補助金を交付していますが、多くの施設が直近の10年で建築から50年が経過するため、今後、大規模改修や建替えを望むと想定される地域が数多くあり、これまで慣例的に地域が維持管理を担っていた状況について、整理していく必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】コミュニティ活動の活性化

＜目標＞

持続可能な地域コミュニティ活動を促進するため、地域の特性を活かした住民の主体的なまちづくり活動への支援の充実を推進します。

＜手段＞

- 住民の生活様式の変化に応じた地域コミュニティ活動を検討し、住民同士が主体的に熟議できる会議形式の立ち上げを積極的に支援します。
- 区・自治会への加入率の維持・向上を図るため、住民が地域コミュニティ活動に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう情報の提供や活動事例の紹介等の普及啓発に取り組みます。
- NPOやボランティアなどが、既存の団体にとらわれないコミュニティ活動団体として立ち上がり、地域課題の解決に向けた活動を行うことへの支援を推進します。
- 地域全体が目指すべき地域の将来像を描き、その実現に向け主体的に取り組めるよう、概ね小学校区程度の大きさを基本単位として公益的活動を行う「まちづくり協議会」の設立を支援します。
- 地域が課題の解決に主体的に取り組めるよう、職員が地域に寄り添い伴走支援できる仕組みを検討します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これまでにまちづくりに参画したことがある住民の割合	%	住民アンケート調査	42.5 (令和7年度)	↗
町内に拠点を持つNPO団体数	団体	内閣府資料	14 (令和7年度)	↗

住民ワークショップ等住民が話し合いをする会議の開催数	回	協働のまちづくり推進課資料	13 (令和7年度)	↗
まちづくり協議会の設置数(累計)	件	協働のまちづくり推進課資料	1 (令和7年度)	↗
協働のまちづくり提案事業・まちづくりチャレンジ活動提案事業の申請数	件	協働のまちづくり推進課資料	3 (令和6年度)	↗
地域担当職員による区・自治会の会議・行事等への参加回数	回	協働のまちづくり推進課資料	101 (令和6年度)	↗

【展開方向2】コミュニティ施設の充実

＜目標＞

住民の身近なコミュニティ活動の場として、地区公民館や集会所など既存のコミュニティ施設の機能の維持・改善に努めます。

＜手段＞

- 地域ごとの特性等を踏まえ、コミュニティ施設の適正配置や維持管理・運営のあり方の検討に取り組むとともに、地域との協議により地区公民館や集会所を各区・自治会へと移管し、地域活動が活性化する拠点となるようアウトリーチ活動等が行われるソフト面のあり方を検討します。
- 老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を支援します。
- 修繕・改修の事後対応による経費負担の増加を防止するため、各区・自治会に対し、適切な利用や維持管理を行ってもらうよう指導、アドバイス等に取り組みます。
- 地区公民館及び集会所のあり方の区別化・維持管理・改修の適切な実施及び施設の長寿命化を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

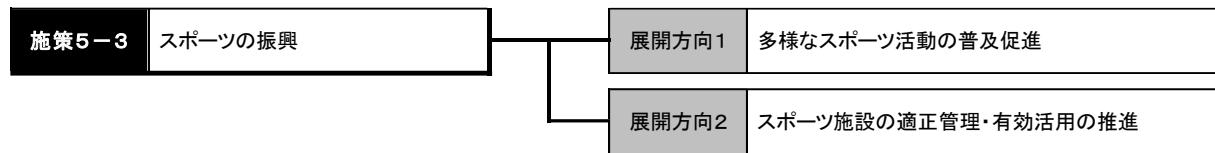
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地区公民館及び集会所で実施する町主催のアウトリーチ活動回数	回	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
地区公民館及び集会所の維持管理上の不備による相談件数	件	生涯学習課資料	4 (令和6年度)	↘
地区公民館及び集会所の維持管理・改修補助に係る補助実績件数	件	生涯学習課資料	3 (令和6年度)	→

施策5-3 スポーツの振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

子どもから高齢者まで全ての住民がスポーツを通じて、健康で豊かな生活を送ることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
週1回以上スポーツ活動に取り組んでいる住民の割合	%	広陵町健康増進計画	47 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

○本町では、これまでスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の趣旨に基づき、町の実情に即したスポーツ施策を推進してきました。令和2（2020）年頃から本格化した新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小・廃止を余儀なくされましたが、この期間に事業のあり方を見直す契機となり、「誰もが気軽に楽しめるスポーツ」をテーマに新たな取組を模索しました。そこで令和4（2022）年度からは、従来の町民体育祭に代えて「広陵町スポーツフェスティバル」を開催し、地域住民の協力のもと3回実施し、参加者は令和4（2022）年度の358人から令和6（2024）年度には473人へ増加しており、定着が進みつつあります。

○町内には広陵中央体育館、広陵東体育館、広陵西体育館、広陵北体育館及び真美ヶ丘体育館の五つの体育館が立地し、四つの地域（広陵東地域、広陵西地域、広陵北地域及び真美ヶ丘地域）にバランス良く配置されています。これらの体育館のうち、広陵中央体育館隣接の格技場においては、大規模改修実施済みですが、他の四つの地域の体育館についても計画的にトイレ・床の改修及び照明のLED化等による施設の適正な維持管理が求められています。また、中央公民館の建替えに伴う事務室移転や体育施設の指定管理制度の導入検討が必要となります。

○体育館（中央体育館アリーナ）の利用率は、コロナ禍によるスポーツの自粛期間が明けてからは徐々に上昇しています。また、令和6（2024）年度に体育館の使用料を改定しましたが、利用率は微減に留まっています。

○健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、住民がそれぞれの目的やライフステージに合わせてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた世代間の交流を育むことで、心身の健康の保持・増進を図ることができるよう、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】多様なスポーツ活動の普及促進

＜目標＞

住民がそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、様々なスポーツ活動の普及促進に取り組みます。

＜手段＞

- 県の政策動向と歩調を合わせ、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を目指し、その実現に向けた取組の方向性などを「広陵町健康増進・食育推進計画」の改定に合わせて盛り込んだ上で、健康増進の取組と一体的に推進していきます。
- 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツをしたい時に気軽に取り組める、楽しめる環境づくりに取り組みます。
- 身近な地域で様々な世代の住民が、それぞれの志向やレベルに合わせてスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ^{6.3}の充実を図ります。
- より多くの住民が気軽にスポーツに取り組めるよう、既存スポーツ施設で実施される様々なイベントや教室に関する情報提供の充実を図ります。
- 住民の多様なニーズに応えられるよう、スポーツ指導者の育成・確保を図り、住民や団体などがライフステージ（子ども、高齢者、障がい者）に応じたスポーツの推進や、スポーツを支える新たな人材の育成、支援活動に繋げることができる仕組みづくりを検討します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町主催のスポーツイベント等への参加者数	人	スポーツ振興課資料	2,268 (令和6年度)	↗
総合型地域スポーツクラブの会員数	人	スポーツ振興課資料	444 (令和6年度)	↗
町所管のスポーツ施設の年間利用者数	人	スポーツ振興課資料	153,422 (令和6年度)	↗
スポーツ指導者の育成講習会への参加者数	人	スポーツ振興課資料	3 (令和6年度)	↗

^{6.3} 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

【展開方向2】スポーツ施設の適正管理・有効活用の推進

＜目標＞

住民がより安全・安心で快適な環境のもとでスポーツを楽しむことができるよう、既存スポーツ施設の機能の維持・向上を図ります。

＜手段＞

- 様々な世代の多種多様なニーズに応じられるよう、既存スポーツ施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存スポーツ施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 受益者負担の観点から使用料の更なる適正化に努め、広域利用を含む多様な利用形態を模索し、利用者の利便性の向上と効率性とサービス向上を両立できる運営モデルの構築に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
体育館の利用率	%	施設利用時間 ÷ 施設利用可能時間 × 100	63.6 (令和6年度)	↗
町所管のスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数	件	スポーツ振興課資料	0 (令和6年度)	→

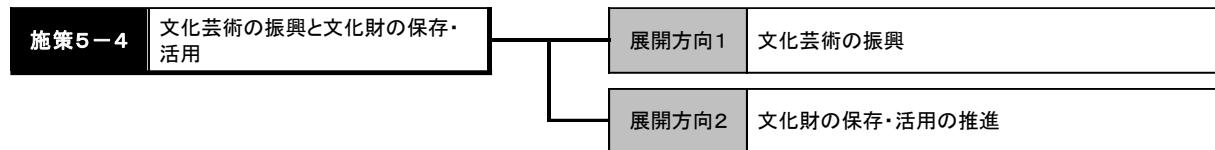
施策5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

誰もが気軽に文化芸術や地域固有の個性豊かな歴史・伝統文化とふれあえるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町や町内の民間団体が主催・共催・後援する文化芸術イベントへの参加者数	人	生涯学習課資料	2,778 (令和6年度)	↗
町や町内の文化芸術及び文化財の保存・活用に触れることができるイベントへの参加者数	人	生涯学習課資料	3,301 (令和6年度)	↗
町外・県外からの文化財関連イベント参加者数の割合	%	生涯学習課資料	67.2 (令和6年度)	↗
「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」に関して「非常に重要・重要である」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	40.2 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

【文化芸術】

- 文化芸術は、人々の豊かな生活のためには欠かすことができない要素の一つであり、そのため、町の文化や芸術を更に発展させていく必要があります。本町では、生きがいと感動に満ちた暮らしの確保や地域文化の継承・創造を図るため、文化芸術団体の自主的な活動の支援や文化祭をはじめとする多様な文化行事の開催等を通じ、住民主体の文化芸術活動の促進に努めています。
- 本町では、「広陵町自治基本条例」の精神に基づき、「広陵町の公民館建替及び文化芸術のあり方検討委員会」が中心となり、文化芸術の推進についてその理念と方向性などを検討し、令和4(2022)年6月に「広陵町の文化芸術推進基本計画」を策定しました。

○住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結び付くよう、今後も引き続き、活動の場や発表機会の充実、様々な媒体を活用した文化芸術活動に関するきめ細かな情報提供等を通じ、より多くの住民による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

○文化芸術団体の育成及び指導者の確保並びに町民の自主的な文化芸術活動の促進のため、文化協会や育成クラブなどの団体による活動が中央公民館等で行われていますが、実施者と鑑賞者が固定化している傾向があります。また多様化した今日的な文化芸術の分野や生涯学習活動を必ずしも網羅できておらず、多様化する町民のニーズや社会的必要課題についても対応しきれていません。これまでの団体を育成しながら、幅広い分野での活動団体を育成するとともに、新たな生涯学習・文化芸術団体の枠組みを構築する必要があります。

【文化財】

○文化財は、住民の“ふるさと広陵”に対する理解・関心を深めるとともに、地域固有の歴史や伝統文化を町内外に発信する上で大きな役割を担っています。本町では、先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、特に貴重な文化財について「指定」という手法で保存を図っています。

○町西部の馬見丘陵には、250基を上回る古墳からなり、大和三大古墳群の一つである馬見古墳群が分布しており、古墳群中の巣山古墳は国の特別史跡に指定されています。また、巣山古墳以外にも、鎌倉時代の建立と伝えられ、国の重要文化財に指定されている百濟寺三重塔や、町の民俗文化財に指定されている大垣内の立山祭など、令和7（2025）年10月現在、国指定文化財5件、県指定文化財8件、町指定文化財7件のほか、国登録有形文化財1件があります。

○文化財の保存・保護は土木工事等と同じくハード事業に相当し、埋蔵文化財をはじめとした文化財の調査・研究、史跡管理、史跡整備などは一定の成果を見せてています。住民アンケートでは、町の魅力について「歴史的遺産が多い」が上位に位置付けられるなど、文化財の保存・保護を進める基盤として一定の評価を得ています。しかし、史跡整備事業の遅れや発掘調査後の資料整理の滞りなどの課題があります。また、文化財の普及・活用はソフト事業に相当し、広陵古文化会や広陵町文化財ガイドの会の活動など住民主体の取組はありますが、町民アンケートでは「文化財の保存・活用」に関する満足度と重要度のいずれも低く評価されており、住民にとって文化財が身近に感じられていない状況になっています。

○住民共有のかけがえのない財産として、より多くの人々が地域固有の歴史や伝統文化に強い関心を抱き、次の世代に確実に継承していくことができるよう、今後も引き続き、有形無形の文化財の保存・活用に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】文化芸術の振興

＜目標＞

幼児から高齢者まで、幅広い世代の住民が様々な文化芸術にふれ、楽しめる機会の提供や、地域主体の文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

＜手段＞

- 人と人のつながりや地域コミュニティの醸成にも結び付くよう、住民が主体的に文化芸術を創造・発表できる機会の充実を図ります。
- パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を活用したオンラインによるイベント参加や、ビデオ通話機能を使用した遠隔鑑賞など、デジタル技術を用いることによって、住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取り組みます。
- 住民の自主的・自発的な文化芸術活動を促進するため、文化芸術団体及び指導者の育成・確保を図ります。
- 住民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、町内で実施される文化芸術活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 幼保小中における文化芸術鑑賞及び体験型学習を推進します。また、町内の中学生までの子どもに対して、受動型とプッシュ型の双方で文化芸術に触れる機会を提供します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住民が主体的に創造・発表する文化芸術イベントの開催数	回	生涯学習課資料	1 (令和6年度)	↗
HP等を通じてWeb上で鑑賞可能な文化芸術に関するコンテンツ提供数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
文化芸術活動に取り組んでいる町の登録団体数	団体	生涯学習課資料	56 (令和6年度)	↗
既存の文化芸術活動の課題の解決に向け活動している町の登録団体数	団体	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
文化祭(文化展覧会及び広中央公民館活動発表)への参加者数	人	生涯学習課資料	2,778 (令和6年度)	↗
指導者によって開催される、伝統芸能等、特徴的な参加型の体験型教室への参加者数	人	広陵町の文化芸術推進基本計画	417 (令和6年度)	↗
幼保小中における文化芸術鑑賞及びそれらの体験型学習の主催事業数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】文化財の保存・活用の推進

＜目標＞

住民が地域固有の歴史や伝統文化にふれる機会の充実や、有形無形の文化財の適切な調査及び保存・活用を推進します。

＜手段＞

- 町内にある指定文化財がその特性に合わせて適切に保存・管理されるよう支援します。
- 住民の郷土愛の醸成にも結び付くよう、古墳を中心とした遺跡や寺社等の見学案内を行う広陵町文化財ガイドの会との連携・協働のもと、文化財等の公開や活用を推進します。
- 地域の多様な主体による文化財の保存・活用に向けた取組を促進するため、新たな担い手の発掘・育成に努めます。
- 文化財の魅力や、文化財の保護・啓発に取り組む広陵古文化会などの団体の活動内容について、様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
国・県・町指定及び登録文化財の件数	件	生涯学習課資料	21 (令和7年4月 1日現在)	↗
広陵町文化財ガイドの会による案内件数、案内人数	件 人	生涯学習課資料	11 239 (令和6年度)	↗
広陵町文化財ガイドの会会員数	人	生涯学習課資料	24 (令和6年度)	↗
広陵古文化会が主催する各種講演会、講座への参加者数	人	生涯学習課資料	127 (令和6年度)	↗
広陵古文化会の会員数	人	生涯学習課資料	331 (令和6年度)	↗
HP等を通じて Web 上で鑑賞可能な文化財に関するコンテンツ提供数	件	生涯学習課資料	5 (令和6年度)	↗
町外・県外からの文化財関連イベント参加者数の割合	%	生涯学習課資料	67.2 (令和6年度)	↗
史跡・文化財の維持管理回数(延べ数)	回	生涯学習課資料	157 (令和6年度)	→

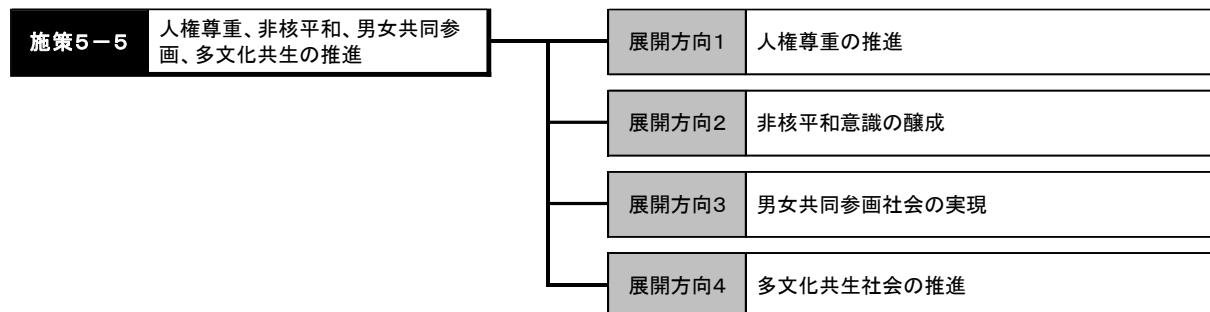
施策5-5 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

誰もがお互いの人権や多様性を尊重し合い、全ての住民が自分らしく暮らし続けることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	40.3 (令和7年度)	↗

◆現状と主要課題

【人権尊重】

○本町では全ての人間の尊厳に基づく人間固有の権利で、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である「人権」について、自分の権利のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うための人権教育・啓発を推進するため、人権に関する講演会を実施しているほか、町内在住の学識経験者が会長を務め、町内の諸団体・機関で組織された「人権教育推進協議会」を中心に、年3回の人権セミナーや各種講座の開催等に取り組んでいます。また、「人権擁護委員」によって、人権相談や啓発の取組が行われています。

○現在、全国的に未だに部落差別をはじめとして、女性、障がい者、性的マイノリティその他の社会的弱者への差別が存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、インターネット上の人権侵害をはじめとした人権に関する様々な課題も見られるようになっている中、誰もが一人の人間としてお互いを尊重し合い、全ての住民がいつまでも安全・安心に暮らしていける地域社会をつくっていくためには、今後も引き続き、関係団体等との連携・協働のもと、あらゆる差別の撤廃と人権尊重の社会の実現が不可欠といえます。

○継続した取組により一定の成果は確認されているものの、依然としてさまざまな差別や人権侵害等、課題が山積しているのが現状です（令和6（2024）年奈良県内差別事象の分類による。）。人権侵害の現実を把握し、問題解決に向けた実践につなげるために、学びを深めることが重要です。

【非核平和】

○本町では、昭和60（1985）年12月に「非核平和都市」を宣言し、住民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さに係る啓発活動に取り組んでいます。現在、戦後80年が経過し、全国的に戦後生まれの人口が全体の8割を超え、戦争を経験された方たちが少なくなり、戦禍の記憶や教訓を今に語り継ぐことがいっそう難しくなっています。

○このような状況の中、また、住民アンケートでも人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進・活用に対して不満と答えた理由として「子どもたちが平和の尊さと学ぶ機会が不十分」が高くなっています。戦争の悲惨さを知り、平和や命の尊さを学び、戦禍の記憶や教訓を風化させずに、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

【男女共同参画】

○本町では、平成30（2018）年3月、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性や能力を発揮し、社会の様々な場面で活躍できる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として「広陵町男女共同参画行動計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和9（2027）年度）まで」を策定しています。

○同計画では、「誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会」を基本理念（あるべき姿）に掲げ、その実現に向けて「あらゆる分野における男女の活躍」、「男女の権利が尊重される安心安全な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」を主要施策として位置付けています。

○誰もが性別に関わりなく、一人の人間としてその個性や能力を最大限に発揮し続けることができるよう、本町が目指す男女共同参画社会の理念の普及・浸透に努める必要があります。

【多文化共生】

○外国人人口の推移を5年ごとにみると、平成22（2010）年以降は、その翌年に発生した東日本大震災の影響等もあり、平成27（2015）年に173人にまで減少したものの、その後は再び増加傾向に転じ、令和7（2025）年には303人と、対令和2（2020）年比で約1.3倍（63人増）に増加しています。

○国では、平成31（2019）年に一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みを構築するため、就労を目的とする新たな在留資格である「特定技能」制度が創設されるなど、企業による外国人材の受入れが増加していくと予想される中、国籍や言語等の違いを超え、全ての住民が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域コミュニティの中でともに生きていく多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】人権尊重の推進

＜目標＞

住民の人権問題への関心を高め、人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組みます。

＜手段＞

- 家庭、地域、学校など、あらゆる場と機会を捉え、あらゆる立場の住民が不当な差別・偏見に関する問題事象について学び・ふれられるよう、人権教育・啓発活動を推進します。
- 日常生活や社会生活における差別・偏見など、様々な人権問題の解消に向けた相談支援体制の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
人権問題に係る講座の開催回数・参加者数	回 人	協働のまちづくり推進課・生涯学習課資料	4 324 (令和6年度)	↗
人権相談件数	件	協働のまちづくり推進課資料	38 (令和6年度)	↘

【展開方向 2】非核平和意識の醸成

＜目標＞

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に着実に引き継いでいけるよう、住民の平和意識の高揚を図ります。

＜手段＞

- 児童・生徒が戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶための非核平和教育を推進します。
- 幅広い世代の住民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、戦争パネル展等を通じた啓発活動を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
非核平和に関する事業開催数	回	協働のまちづくり推進課資料	3 (令和6年度)	→

【展開方向 3】男女共同参画社会の実現

＜目標＞

男女を問わず全ての住民があらゆる分野において対等な立場で参画し、その能力と個性を十分に發揮し、協力し合える環境づくりを推進します。

＜手段＞

- 住民の男女共同参画に対する理解と関心を深められるよう、情報提供や啓発活動を推進します。
- 行政が率先してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組み、町内の事業所に対しても積極的な働きかけを行います。
- 関係機関との連携・協力のもと、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）などの被害の撲滅を目指し、啓発活動を実施します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という項目に対し、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」と回答する人の割合	%	広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート（協働のまちづくり推進課資料）	「賛成」: 3.1 「どちらかと言えば賛成」: 30.6 (令和4年度)	↖
女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナー実施回数及び参加者数	回 人	協働のまちづくり推進課資料	4 112 (令和6年度)	↗
DVなどの被害を受けた方の中で「誰にも相談しなかった」と回答する人の割合	%	広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート（協働のまちづくり推進課資料）	41.7 (令和4年度)	↖

【展開方向 4】多文化共生社会の推進

＜目標＞

国籍や言語等の違いを超えて、全ての住民が互いの生活習慣や文化を理解し合い、地域の中で共生できる環境づくりを推進します。

＜手段＞

- 日本人住民と外国人住民の交流機会や日本人住民が外国の生活習慣や文化にふれられる機会の創出に努めます。
- 外国人住民への多言語による行政情報や生活情報の提供、生活上の問題等への支援体制の充実を図ります。
- 公共職業安定所や町内の事業所等と連携をとりながら、ニーズに応じた外国人住民に求められる技能の把握や働き手の支援に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
多文化共生を目的とした、ユニバーサルデザインを導入した公共施設数	施設	協働のまちづくり推進課資料	0 (令和6年度)	↗
通訳支援サービス導入課数	課	協働のまちづくり推進課資料	11 (令和6年度)	↗

【基本目標6】地域が活性化するまち

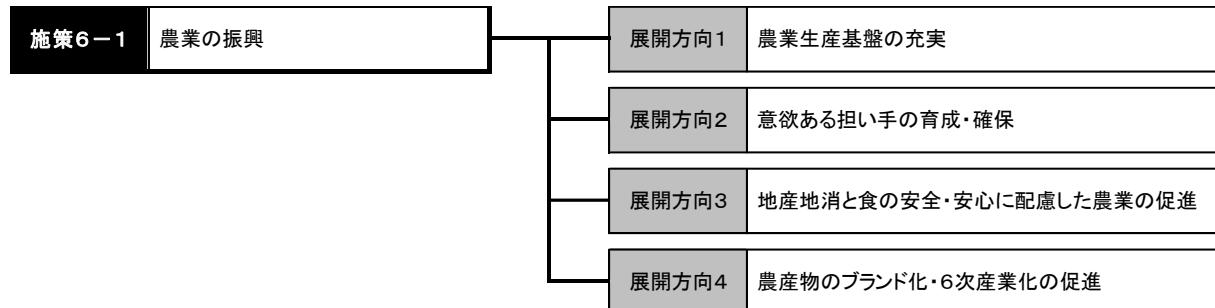
施策6-1 農業の振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、将来にわたって持続可能な力強い農業が展開されているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定農業者数	人	農業振興課資料	31 (令和6年度)	↗
農業の担い手へ集積・集約化した農地面積(累計)	ha	農業振興課資料	22.7 (令和6年度)	↗
農業産出額	百万円	農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」	550 (令和5年度)	↗

◆現状と主要課題

○本町の農業は豊かな水と肥沃な土壌を生かし、なすや米の生産を中心に発展してきました。特になすは、県内の主要な産地の一つとして知られており、近年ではイチゴや小麦の栽培のほか、綿花の有機栽培も行われています。しかし、令和2（2020）年の農林業センサスによると本町の総農家数は611戸（販売農家310戸、自給的農家301戸）であり、平成27（2015）年と比較すると、193戸（販売農家70戸、自給的農家123戸）の減少となっています。

○本町はこれまで、関係機関・団体と連携し、特定農業振興ゾーンとして指定を受けた町内2地区（寺戸地区・百済川向地区）を中心に、ほ場や農道など農業生産基盤の整備や担い手の育成、イチゴの産地復活等をはじめ、農業振興に向けた各種支援施策の推進を行ってきました。認定農業者は、令和6(2024)年現在31人おり、新規就農者は、令和3(2021)年から累計で24名となり、内7名が認定新規就農者として新たに広陵町で営農を開始しました。しかしながら、農業を取り巻く情勢の厳しさは増しており、農家数の減少や農家の高齢化、それに伴う後継者不足といった問題があります。耕作放棄地（遊休農地）は令和2(2020)年の8.0haから10.7haにまで増加するなど、様々な問題が深刻化してきており農業の活力低下が懸念されています。

○農業算出額は、農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」によると、平成30(2018)年の8億円から令和2(2020)年には5.7億円と大きく減少したものの、令和2(2020)年から令和5(2020)年までは横ばい又は微減傾向で推移しています。経営体当たりの産出額は180万円と、奈良県平均（370万円）を下回る結果となっています。

○このような厳しい状況下において、食料その他の農産物の供給機能はもとより、多くの住民からまちの魅力として高い評価を得ている豊かな自然環境の保全、ゆとりと潤いのある景観の形成、文化の伝承など、本町にとってかけがえのない地域資源の一つである農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、地域全体で農業・農地を大切に守り、活かすための取組を強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】農業生産基盤の充実

＜目標＞

農業生産基盤の機能向上に加え、農地の大区画化により限られた担い手で効率的な農業生産につながる基盤整備を推進します。

＜手段＞

- 農業用水路や農道等の農業生産基盤の適切な維持管理の活動に向けた取組を支援します。
- 農業用水路や農道等の農業生産基盤の改良や畦畔除去等による農地の大区画化に向けた取組を支援します。
- 最先端の技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にするスマート農業の実現に向けた取組を支援します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
スマート農業を導入した農家数(累計)	戸	農業振興課資料	6 (令和6年度)	↗
農業の担い手へ集積・集約化した農地面積(累計)(再掲)	ha	農業振興課資料	22.7 (令和6年度)	↗

耕作放棄地の解消面積	ha	農業振興課資料	1.1 (令和6年度)	↗
多面的機能支払交付金交付組織数	組織	農業振興課資料	11 (令和6年度)	↗

【展開方向2】意欲ある担い手の育成・確保

＜目標＞

将来にわたって持続可能な農業を展開することができるよう、次代の担い手となる農業者を育成・確保するとともに、農業経営基盤の強化に向けた取組を積極的に支援するとともに、多様な農業従事者の確保を進めます。

＜手段＞

- 地域農業の中核的な担い手となる、認定農業者や集落営農組合、農業経営の法人化の普及拡大による担い手確保を推進します。
- 次代の担い手となる農業者の確保が急務であることから、地域農業の担い手となる新規就農者の育成を行います。
- 農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで地域計画を策定し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進します。
- 農業経営における「多様な人材の獲得・活躍」の実現に向けた取組を支援します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
法人経営体数	法人	農林業センサス	3 (令和6年度)	↗
認定農業者数	人	農業振興課資料	31 (令和6年度)	↗
集落営農組合数(累計)	組合	農業振興課資料	4 (令和6年度)	↗
農業塾の卒業生のうち、町内で新規就農した人数(累計)	人	農業振興課資料	6 (令和6年度)	↗
農業規模拡大に向けた農地斡旋数(累計)	件	農業振興課資料	20 (令和6年度)	↗
新規就農者数(累計)	人	農業振興課資料	24 (令和6年度)	↗
県普及指導員と連携した不作リスクの低減に向けた指導件数(累計)	件	農業振興課資料	23 (令和6年度)	↗
農業の担い手へ集積・集約した農地面積(累計)(再掲)	ha	農業振興課資料	22.7 (令和6年度)	↗
農福連携を実施した農家件数(累計)	件	農業振興課資料	0 (令和6年度)	↗

【展開方向3】地産地消と食の安全・安心に配慮した農業の促進

＜目標＞

町内外のより多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大と地産地消の促進を図ります。

＜手段＞

- 有機栽培・減農薬栽培を行う生産者を対象に、特別栽培農産物^{6・4}の認証制度や各種補助制度等の周知を行い、環境にやさしい農業の普及に努めます。
- 地場産農産物の認知度向上及び地産地消の拡大に向け、学校給食における活用や直売所での購買力向上に係る支援等を図ります。
- 農薬の適正な使用及び安全性について、農業者の正しい理解の普及促進を図るため、国や県の実施する講習会等の周知を進めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
特別栽培農産物の認証(JA奈良県認証)を取得した農業者の数(累計)	人	農業振興課資料	8 (令和6年度)	↗
地場産農産物の活用促進に向けた啓発活動回数(累計)	回	農業振興課資料	25 (令和6年度)	↗
町内における農産物直売所数	店舗	農業振興課資料	13 (令和6年度)	↗
有機栽培・減農薬栽培に係る補助金等の交付団体数	団体	農業振興課資料	1 (令和6年度)	↗

【展開方向4】農産物のブランド化・6次産業化の促進

＜目標＞

より高い産地間競争力を伴った産地づくりに結び付くよう、関係機関との連携・協力のもと、地場産農産物のブランド化や6次産業化による付加価値の向上に取り組みます。

＜手段＞

- 町内外の飲食店や直売所等における地場産農産物の活用促進に努め、地場産農産物の消費額の拡大を目指します。
- 消費者や実需者のニーズに対応し、生産・加工・販売の一体化等の多様化・高度化に向けた取組を促進する「6次産業化」を支援します。
- ふるさと納税やECサイト（電子商取引）等を活用し、地場産農産物のブランド力及び販売プロモーションの強化を図ります。

^{6・4} その農産物が、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地場産農産物の活用促進に向けた啓発活動回数(累計)(再掲)	回	農業振興課資料	25 (令和6年度)	↗
6次産業化に取り組んでいる農家数(累計)	戸	農業振興課資料	3 (令和6年度)	↗
ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物の数	点	産業総合支援課資料	88 (令和6年度)	↗
ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物販売額	円	産業総合支援課資料	7,469,601 (令和6年度)	↗

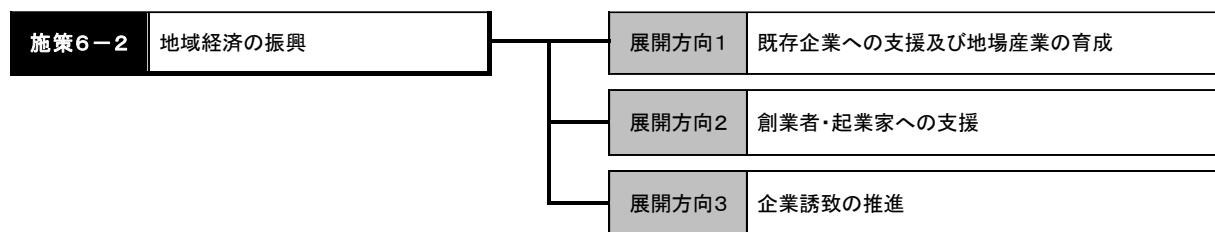
施策6-2 地域経済の振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

将来にわたって活力に満ちた地域経済社会を堅持するために、活発な経済活動が持続的に展開している“がんばる企業が集うまち”を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町内事業所数	事業所	総務省「経済センサス-活動調査」	1,025 (令和3年度)	↗
町内事業所従業者数	人	総務省「経済センサス-活動調査」	9,057 (令和3年度)	↗
商工会会員数 (括弧内は町内事業者)	事業者	産業総合支援課資料	633(588) (令和6年度)	→
町内売上高	百万円	総務省「経済センサス-活動調査」	103,362 (令和3年度)	→

◆現状と主要課題

○本町の工業は、古くから靴下の生産が盛んで、靴下製造業を中心に、靴下仕上げや刺繡業など靴下生産工程別に分業が進み、高度な生産技術が受け継がれ、国内有数の生産高を誇る産地として大きく成長してきました。近年は、安価な海外製品の流入により、生産量は大幅に低下し、靴下関連事業所数は減少していますが、長年にわたり脈々と引き継がれた生産技術を活かした魅力ある靴下を発信する企業は、今でも数多く存在しています。また、靴下以外にも、プラスチック製造業などの地場産業があります。

○本町の事業所数（公務を除く。）は、1,025事業所、従業者数は9,057人で、いずれも年々減少傾向にあります。また、町内の事業所数と従業者数を従業者別規模でみると、従業者数300人未満の事業所が全体の約99%、従業者数300人未満の事業所で働く従業者が約99%となっており、町内に立地する事業所のほとんどを中小企業・小規模企業が占めています。

○本町が令和5(2023)年度に町内に立地する事業者に対して行ったアンケート調査によると、今後強化したいものや課題については「人材」が27.4%で最も多く、次いで「市場開拓・販路開拓」が22.8%となっています。さらに、直近3箇年の経営指標については、半数以上の事業者が売上高、経常利益ともに減少したと回答しており、その要因について販路・市場の縮小、コスト増加などを挙げています。

○町内の産業用地については、箸尾工業団地の造成により一定の移転ニーズが確認されました。町内で新規に提供可能な適地はいまだ限られています。現在稼働していない工場の再利用や遊休地調査などを実施し、産業用地としての活用を進める必要があります。また、企業誘致については、本町が大阪都市圏からのアクセスも可能で山間部等ではないことから、人材確保についても期待でき、比較的に土地単価を抑えられることも優位になると考えられます。企業側の進出ニーズについては、これまでの企業立地実績や箸尾工業団地の造成計画に基づく企業の立地に伴う引き合いがあり、町外企業だけではなく、集約移転や、工場拡張など町内企業も需要があることが認識されています。企業誘致に向けて、継続的な奨励措置等が求められます。

○商業については、広陵北小学校地域の買物拠点が減少していることから、新たな商業拠点の整備が必要になっています。令和7(2025)年度に実施した住民アンケートでは、まちの魅力として「買い物が便利でよい」が3番目(45.6%)に多く、比較的高い評価が得られています。今後、住民だけではなく町外からの就労者など町内における交流人口の増加も期待されることから、町民サービス向上のために商業立地ニーズの高まりが期待でき、そのためにまちづくりの観点から、市街地への商業施設の整備を進めていくことが必要になっています。

○今後、全国的にも既存の中小企業・小規模企業では、経営者の高齢化や後継者不在によって、事業承継が困難さを増していくことが大いに懸念されている中、企業ニーズの的確な把握に努めながら、経営の安定化に資する対策を総合的に進めるとともに、新たな創業・起業への支援に取り組む必要があります。

○このような状況下、本町では令和2(2020)年12月「自社の技術を活かして新しい販路を見つける」、「どうすればよいか?」、「顧客を増やすために新しい商品やサービスを考えたが、どのようにPRすればよいか?」等々、事業者が抱える困りごとを解決するためのサポートを行う「ビジネスサポートセンター」を開設しています。

◆施策の展開方向

【展開方向1】既存企業への支援及び地場産業の育成

＜目標＞

既存の中小企業・小規模企業が安定した経営を継続できるよう、経営基盤の強化に向けた取組を支援します。

＜手段＞

- 大型商業施設と既存商店が共存共栄し、住民が日常生活に必要な買い物や飲食等の消費を地域内で満たすことができるよう、ハード・ソフトの両面から多様な需要に対応した商業環境の整備を検討します。
- 広陵町商工会、ビジネスサポートセンターとの連携のもと、第三者への承継も含めた事業承継対策を推進します。
- 新商品の開発や販路開拓に意欲的に取り組む企業を業種に関わらず幅広く支援するため、各種補助制度や広陵町商工会、ビジネスサポートセンターによる伴走型支援の充実と活用の促進を図ります。
- 新たな技術や商品の開発に向け、地域内の企業間連携だけではなく、产学研連携も視野に入れ、関係機関が横断的に連携するための体制づくりを推進します。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、DXを推進する重要性が高まりつつある中、ICT環境の整備などDXの推進に向けた既存企業の取組を支援します。
- 靴下をはじめとする地域ブランド商品をより多くの人々に利用してもらえるよう、町内外に向けて既存企業の優れた製品・技術を積極的にPRするとともに、経営基盤の強化に向けて、必要な取組を既存企業とともに検討できる環境の整備に努めます。
- 地場産業である靴下のブランディングを行い、町内外に向けて既存企業の優れた製品、技術を積極的にPRし、経営基盤の強化に向けて、必要な取組を既存企業とともに検討できる環境の整備に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ビジネスサポートセンターにおける既存企業の新商品等開発及び情報発信に関する相談受付件数	件	産業総合支援課資料	657 (令和6年度)	↗
ビジネスサポートセンターにおける新規事業開発に関する相談受付件数	件	産業総合支援課資料	98 (令和6年度)	↗
設備投資や新商品開発への資金支援をした事業所数	事業所	産業総合支援課資料	14 (令和6年度)	↗
既存企業のデジタル化を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)	件	産業総合支援課資料	7 (令和6年度)	↗
「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づくワークショップ等に参加する事業所数	事業所	産業総合支援課資料	29 (令和6年度)	↗
先端設備導入計画の策定件数	件	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	↗
町内事業者交流会の開催件数	回	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	↗
広陵くつした認定ブランド数	件	産業総合支援課資料	10 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】創業者・起業家への支援

＜目標＞

町内で創業・起業を希望する方に対し、創業・起業前から創業・起業後の経営安定化まで切れ目のない支援を推進します。

＜手段＞

- 創業・起業に対する需要の把握に努めながら、町のサポート促進を図ります。
- 広陵町商工会やビジネスサポートセンターとの連携のもと、創業・起業希望者に対する相談支援体制の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の支援を受けて創業したスタートアップ企業数(累計)	社	産業総合支援課資料	19 (令和6年度)	↗
創業・起業を目的とした町の補助制度の利用件数	件	産業総合支援課資料	1 (令和6年度)	↗
ビジネスサポートセンターでの創業希望者への販路開拓、商品開発、情報発信支援件数(累計)	件	産業総合支援課資料	6 (令和6年度)	↗
ビジネスサポートセンターにおける創業・起業に関する相談受付件数(累計)	件	産業総合支援課資料	22 (令和6年度)	↗

【展開方向 3】企業誘致の推進

＜目標＞

町外からの新規立地企業を増やし新規雇用や産業集積につなげ、新たな産業の創出とともに、既存企業の規模拡大の支援に取り組みます。

＜手段＞

- 新規立地企業や町内既存企業の規模拡大を支援するための優遇制度の充実と活用の促進を図ります。
- 町全体の発展に資する重要な事業として、新たな産業用地を検討し、地権者の理解・協力のもとで推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の優遇・支援を受けて立地した全企業数(累計)	社	産業総合支援課資料	14 (令和6年度)	↗
町の優遇制度を活用して事業規模を拡大した既存企業の数(累計)	社	産業総合支援課資料	5 (令和6年度)	↗

町の優遇・支援を受けて立地した商業施設数(累計)	件	産業総合支援課資料	1 (令和6年度)	↗
企業立地奨励金制度利用件数	件	産業総合支援課資料	2 (令和6年度)	→
雇用奨励金支払額(累計)	千円	産業総合支援課資料	2,358 (令和6年度)	↗
企業立地奨励金を活用して立地した企業の固定資産税額(累計)	千円	産業総合支援課資料	35,515 (令和6年度)	↗

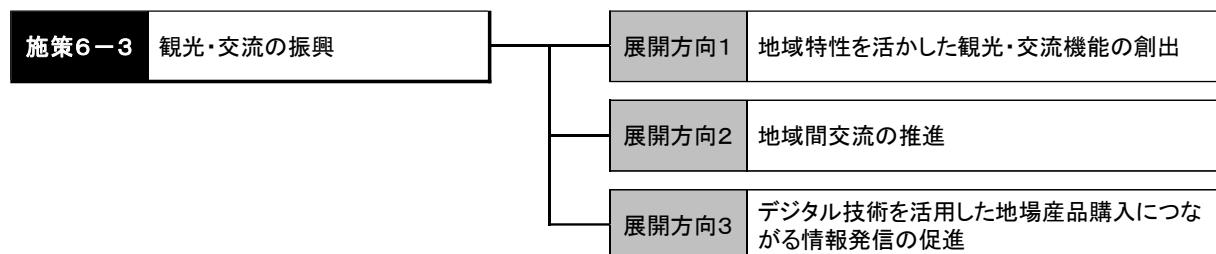
施策6-3 観光・交流の振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

町内外からより多くの人々が行き交い、にぎわいに満ちたまちを目指すとともに、他自治体との地域間交流が盛んなまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
観光入り込み客数	人	産業総合支援課資料	96,484 (令和6年度)	↗
集客イベント及び観光拠点における消費額	千円	産業総合支援課資料	66,535 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

【観光】

○本町には、町内外から多くの人々を引き込む主要な地域資源として、四季折々の草花が咲き誇る馬見丘陵公園、子どもから大人まで住民の憩いのスポットである竹取公園などがあります。加えて、「広陵かぐや姫まつり」、「靴下の市（春・秋）」、「クリスマスフェスタ」などの大型イベントが定期的に開催されています。町内外から多くの人々や消費を町内へと引き込み、将来にわたって地域経済社会の活力の維持・増進を図るために、県をはじめとする関係機関との連携・協働のもと、様々な地域資源の魅力の向上に取り組むとともに、本町ならではの地域資源や魅力を町内外に向けて効果的にアピールする必要があります。

○そこで近年、竹取公園を活用した集客事業の事例づくりに取り組み、町や商工会等が行う旧来のイベントに加えて、民間主催者によるイベントの定期開催が実現し、竹取公園周辺地区への動員数も増加しました。一方、人流を町内の魅力的なスポットや店舗等に誘引し、町内での消費に繋げる施策が不十分であるという課題が残っています。来町者向けに積極的にサービスを提供する事業者と協力し、中南和エリアのお土産や飲食等の需要、近県及び県内住民の週末のプチ贅沢等の県が進める典型的な「奈良らしい観光」

の隙間を埋める需要開拓に取り組み、何度も訪れたくなる町内の魅力の掘り起こしと磨き上げを行うことが望まれます。

○地域資源を活かした賑わいの拠点づくりの実現には、単なる発信に留まらず旅行者・来町者の誘引や消費につながる取組が求められます。従来のような町が単独で事業を行うのではなく、実際に商品・サービスを提供する民間事業者との連携を密にし、町内の魅力や需要を掘り起こし、消費獲得に向かう熱量を町全体で高めなければなりません。その為に、関係団体等と課題を共有し、対話を通じて共に取り組む「協働」の姿勢で事業に取り組むことが不可欠です。

【地域間交流】

○本町は、大和高田市、御所市、香芝市及び葛城市の4市1町で構成される葛城地域観光協議会に参加しているほか、令和7(2025)年度からは大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町の1市8町で構成されるWESTNARA広域観光推進協議会にも参加し、近隣市町との連携による観光PR活動に取り組んでいます。また、福井県美浜町と友好交流協定を、愛媛県東温市と包括連携協定を、奈良県曾爾村と商工振興や観光・交流等に関する連携・協力協定を締結しており、関係各位の理解と協力を得て、最適な広域連携体制づくりに取り組むことが望まれます。

○今後も引き続き、お互いに活力を高め合いながら、持続的な発展を遂げることができるよう、地域資源や特性を相互に有効活用することで、地域間でのヒト・モノ・カネの活発な動き（対流）を創出する必要があります。

【デジタル技術を活用した情報発信】

○デジタル技術を活用した情報発信は、情報の集約・整理や閲覧数を増やすことには成功しましたが、現状としては表層的な情報発信に留まっている部分もあり、産業支援として役割を果たす余地は少なからずあります。

○適切な情報発信の努力を継続しつつ、町が発信する情報が来町者の増加や地場産品の購入、町内でのサービス利用につながる出口の導線づくりを意識した改善や町が率先して国や県が運営する観光サイト・データベースへの情報掲載を進めること、さらに、事業者にも情報提供を求め、公民が共に旅行関連媒体への掲載強化に努めることで、インターネット上の本町の観光情報の総量を増加させることなどが必要です。

◆施策の展開方向

【展開方向1】地域特性を活かした観光・交流機能の創出

＜目標＞

まちのにぎわい創出や住民であることへの誇りの醸成にも結び付くよう、特色ある集客イベントの開催や地域資源の魅力の強化と併せ、まちを訪れた人を町内に循環させ、消費の活性化を図ります。

＜手段＞

○竹取公園をはじめとする既存の地域資源を磨き上げるとともに、その魅力を効果的に情報発信します。

- 住民・事業者とともに、新たな地域資源を掘り起こすことで、まちのにぎわいや魅力の再認識につなげていきます。
- 既存の町主催、共催及び後援の大型イベントが、より多くの人々を引き込める魅力あるものとなるよう内容の充実を図ります。
- 広陵町内で飲食店や小売店等を営む事業者に対して、観光消費活性化協力事業者への登録を呼びかけ、登録のあった事業者には集客イベントの情報提供や誘客のための情報発信支援等を行います。
- 新たに集客イベントの開催を希望する個人や団体の増加に結び付くよう、使用可能な場所の情報提供及び拠点提供等の支援を行います。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
竹取公園を活用した集客イベントの動員人数	人	産業総合支援課資料	38,165 (令和6年度)	↗
町が主催・共催及び後援した集客イベントの動員人数	人	産業総合支援課資料	62,827 (令和6年度)	↗
集客イベント開催を希望する個人及び団体への町有施設の貸出数	件	産業総合支援課資料	6 (令和6年度)	↗
広陵町観光消費活性化協力事業者の登録件数	件	産業総合支援課資料	35 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】地域間交流の推進

＜目標＞

他自治体との交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合いながら、地域間交流が単なる関係構築に留まらず、互いの経済的なメリットにつながる関係づくりを進めます。

＜手段＞

- 地域のイベントにおいて、協定締結市町村の特産品を相互に販売し合うなど、前例にとらわれることなく、より高い費用対効果を伴った交流事業を推進します。
- 広域連携によって町内の観光資源の魅力を高め、県等の観光戦略によって増加が見込まれる滞在型観光客の取り込みを含む観光誘客の最大化に取り組みます。
- 他自治体との地域間交流の実績や情報を積極的に情報発信することで、より多くの自治体が本町に興味をもち、交流機会の創出に結び付けます。
- 本町主催イベントへの他自治体の新規誘致や他自治体主催イベントへの積極的な参加等、率先して地域間交流のきっかけを創出し、交流人口の拡大を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
観光交流や産業に関する連携・協力協定を締結した自治体の数	自治体	総合政策課資料	5 (令和6年度)	↗
観光交流や産業に関する協議体、団体等への参画数	件	産業総合支援課資料	7 (令和6年度)	↗
友好交流都市交流事業実施件数	件	産業総合支援課資料	12 (令和6年度)	→
町、県及び所属する広域観光団体等のHP・パンフレット等で紹介している広陵町内のスポットを含む観光ルート及び観光コンテンツの数	件	産業総合支援課資料	20 (令和6年度)	↗

【展開方向3】デジタル技術を活用した地場産品購入につながる情報発信の促進

＜目標＞

「かぐや姫伝説」や古墳をはじめとした史跡、寺社仏閣、町内の魅力的なスポットや地場産品、イベント等に関する情報をデジタル技術の活用により一元的に集約し、町の魅力や特長を広く認知してもらえるよう発信します。また、情報発信を入口として地場産品の認知と消費を拡大します。

＜手段＞

- 行政が率先して情報発信のデジタル化に取り組むとともに、来町者によるSNS発信や住民及び役場職員の自発的な情報発信を促し、インナープロモーションを強化する等、インターネット上の本町に関する情報の総量を増やす活動を支援します。
- 町HP等への情報の集約・整理及びアクセス増加に努め、町が発信する情報が来町者の増加や地場産品の購入、町内でのサービス利用につながる導線づくりに取り組みます。
- ふるさと納税を、デジタル技術を活用した情報発信から地場産品等の購入につなげる窓口のモデルケースとしてとらえ、返礼品提供事業者や中間事業者と連携して、情報発信の強化と寄附額の向上に努めます。
- 本町の代表的な地場産品である靴下について、産地としての知名度とブランド価値の向上を目的とする「広陵くつした」の取組を支援します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町HP上での地域資源に関する情報発信・提供に対するアクセス数	件	産業総合支援課資料	106,968 (令和6年度)	↗
町HP上での地域資源の発信に関する情報提供ページ件数(累計)	件	産業総合支援課資料	171 (令和6年度)	↗

ふるさと納税の寄附額	千円	産業総合支援課資料	130,919 (令和6年度)	↗
ふるさと納税の寄附件数	件	産業総合支援課資料	6,545 (令和6年度)	↗
ふるさと納税返礼品調達に 係る仕入額	千円	産業総合支援課資料	32,729 (令和6年度)	↗
広陵くつした博物館及び「広 陵くつした」公式 EC サイトで の靴下販売点数	点	産業総合支援課資料	744 (令和6年度)	↗
広陵くつした博物館及び「広 陵くつした」公式 EC サイトで の靴下販売額	千円	産業総合支援課資料	1,115 (令和6年度)	↗

4 自治体経営編

本項では、基本構想に掲げた「4 自治体経営の基本方針」などを踏まえ、行政運営、財政運営、公共施設マネジメント及び協働・連携の四つの観点から、基本計画を着実に推進していくための施策の展開方向等を定めています。

【基本目標7】健全で効果的・効率的な行政財政運営の推進

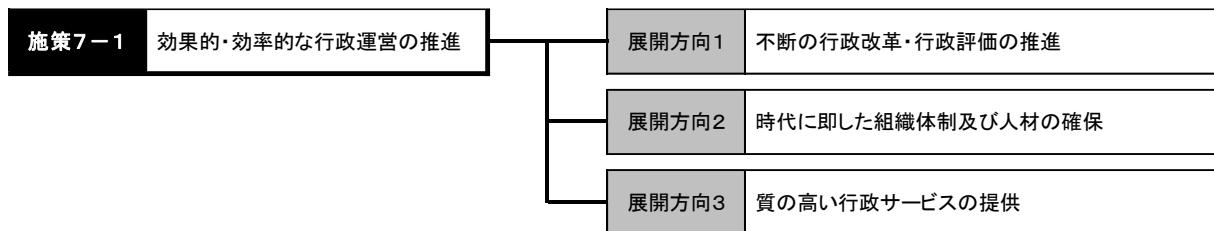
施策7-1 効果的・効率的な行政運営の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

将来にわたって持続可能な発展を続けるまちであるとともに、多種多様な行政ニーズに適切に対応できる住民満足度の高いまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
分野別計画編の「まちの状態を表す指標」の改善数	件	総合政策課資料	23 (令和7年度)	↗
各分野の住民の満足度の総合平均点	点	住民アンケート調査	0.56 (令和7年度)	↗
マイナンバーカードを活用した証明書発行割合	%	住民課資料	27.0 (令和7年3月 31日現在)	↗

◆現状と主要課題

○総務省は、平成27（2015）年の「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」において、人口減少に伴い自治体の経営資源が制約される一方で行政需要は増加すると指摘し、効率的・効果的な行政サービスの提供に向けた業務改革を求めています。近年はこれに加え、基幹系システムの標準化・クラウド化や窓口業務・内部事務のデジタル化、人手不足に対応した業務プロセス改革を柱とする「自治体DX推進計画」の策定が進められ、行政運営の効率化はより重要となっています。一方で、施策の効果検証を行う行政評価やEBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の取組は自治体

経営の基盤として継続しており、これらとDXを効果的に連動させることが求められています。

○本町では、組織が主体となって実効的な人材育成を図るため、「広陵町人材育成基本方針」を令和3（2021）年11月に改訂しました。改訂版では、職階ごとに求められる職員像・役割・能力を明示し、体系的な研修や人事評価と連動させることで、計画的な人材育成と確保を推進しています。また、「広陵町次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」を令和3（2021）年4月1日に策定し、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間としています。男性の育児休業取得率向上、時間外勤務縮減、年次有給休暇取得促進、女性管理職比率向上といった数値目標を掲げ、庁内一体でワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境整備に取り組んでいます。

○今後ますます多様化・複雑化していくと見込まれる住民ニーズや地域社会が抱える課題に的確に対応していくためには、適正な定員管理及び適材適所の人員配置を推進するとともに、職員全員がその職位や職務内容に応じて必要な知識及び技術を確実に習得できるよう、計画的な人材育成に努める必要があります。

○今後、全国的に15歳から64歳までの生産年齢人口が減少していくことによって、行政を含めた各分野において人材不足がサービス供給の制約要因となるおそれが懸念される中、本町が質の高い行政サービスを安定的に提供するとともに、より効果的・効率的な行政運営を展開するためには、行政全般にわたってデジタル技術や民間活力の積極的な活用を推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】不断の行政改革・行政評価の推進

＜目標＞

より多くの住民から信頼される行政運営の実現に向けて、全庁が一丸となって業務の改革・改善に取り組み、より効果的で効率的な事業の実施に努めます。

＜手段＞

- 第5次広陵町総合計画を起点とする「Plan（計画）－Do（実施）－Check（分析・評価）－Act（改革・改善）」からなるPDCAサイクルの実効性を確保できるよう、行政評価体制の確立に取り組みます。
- 行政評価の結果に基づき、施策・事業の進捗状況や課題の改善・悪化の要因を把握・分析し、その結果を踏まえた施策の優先順位付けや事業の改善・改革を継続的に実施します。
- 行政評価の結果を広く公開することで、住民への説明責任を果たし、行政の透明性・信頼性の向上に結び付けます。
- 各種統計データや調査結果を活用し、行政評価と連動したEBPMを推進するとともに、視覚的に分かりやすいデザインや媒体を活用することで、施策の立案・見直しをより客観的・効果的なものとします。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
行政評価により見直した事業数	件	総合政策課資料	18 (令和6年度)	—

【展開方向2】時代に即した組織体制及び人材の確保

＜目標＞

今後ますます多様化・複雑化する行政課題に対してより的確に対応できるよう、組織体制の整備と人材の育成に取り組みます。

＜手段＞

- より効果的・効率的に事業を推進できる組織づくりを柔軟かつ継続的に推進します。
- 「広陵町人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりのキャリアステージに応じた体系的な能力開発及び人材育成を推進します。
- デジタル化・DXの進展に対応できる組織体制を構築するため、令和6（2024）年3月に策定した「広陵町DX推進計画」に基づき、全職員のICTスキルの底上げを図り、デジタル技術・情報セキュリティ対策・データ利活用等に関する知識を深め、業務改善、DXを推進する人材やAIやデータを活用した新たな政策立案ができる人材の育成を推進します。
- 職員一人ひとりのライフステージや家庭状況に合わせたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保を目指し、より働きやすい職場環境の整備に努めます。
- 職員が心身ともに健康で、能力を最大限発揮できるよう、定期的な健康診断やストレスの状況についての検査等により、健康管理支援やメンタルヘルス対策を充実させ、組織全体として健康経営を推進します。
- 人間性や創造性に優れた有能な人材を確保するため、採用試験制度の充実を図るとともに、会計年度任用職員^{6.5}や社会人経験者の採用等により、多様な人材の確保に取り組みます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「広陵町人材育成基本方針」に掲げられている「求められる職員像」を認識し、職務に取り組んでいる職員の割合	%	職員アンケート調査	74.6 (令和4年度)	↗
職務に関する満足度が「普通」以上の職員の割合	%	人事評価自己申告書	90.1 (令和6年度)	↗

^{6.5} 地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される職員。これまでの臨時職員と比べて、休暇、福利厚生、手当等が拡充されるが、その一方で服務規律（守秘義務や職務に専念する義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象にもなる。

子育てや介護を理由とする離職率	%	次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画	0.49 (令和6年度)	↖
歳出全体に占める人件費の割合	%	秘書人事課資料	14 (令和6年度)	→

【展開方向3】質の高い行政サービスの提供

＜目標＞

費用対効果を十分に勘案しながら、デジタル技術や民間活力等を効果的に活用することで、住民にとって良質で利便性が高い行政サービスの提供と業務の効率化を同時に推進します。

＜手段＞

- 住民異動や各種証明書交付などの行政手続について、マイナンバーカードやマイナポータルとの連携を進め、いつでも・どこでも手続が可能となるよう、安全性を確保しつつオンライン化・簡素化を推進します。また、国が進める基幹業務システムの標準化・クラウド化と連動し、オンライン申請、申請書作成支援等、窓口業務や内部事務の効率化にも取り組みます。
- 町が抱える課題の解決や地域活性化に向けて、ICT・IoT・AI等の新技術を活用し、分野横断的にデータを連携させて新たな価値を創出する取組を推進します。併せて、データ連携基盤の整備、民間事業者との協働、共通APIの活用など、町全体でデータ利活用を進める基盤づくりを推進します。
- 行政手続のオンライン化の推進に当たっては、パソコンやスマートフォン等の電子機器の取扱いに不慣れな住民にも配慮したデジタルデバイド対策を検討します。
- 民間活力の活用によって高い費用対効果が見込まれる行政サービスを継続的に検証し、民間に委ねることが妥当なものについては積極的に民間活力を導入します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

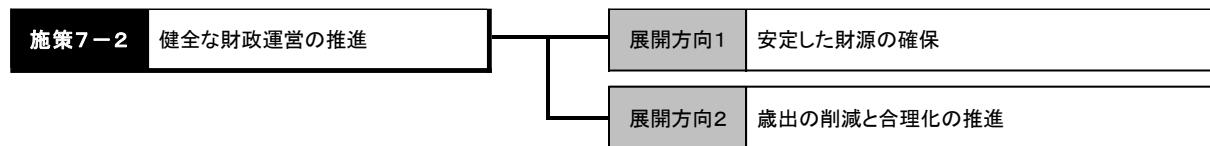
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
マイナンバーカードを利用したオンライン申請可能件数の割合	%	デジタル推進室資料	25.0 (令和6年度)	↗
マイナンバーカード保有率	%	総務省資料	80.6 (令和7年10月31日現在)	↗
コンビニ交付証明書発行通数	通	住民課資料	7,261 (令和6年度)	↗
公民連携により実施した事業数	件	総合政策課資料	22 (令和6年度)	↗
デジタル技術を利活用した施策数	件	デジタル推進室資料	6 (令和6年度)	↗
広陵町DX推進計画の事業進捗率(再掲)	%	デジタル推進室資料	23 (令和6年度)	↗

施策7-2 健全な財政運営の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

次世代に大きな負担を残さず、将来にわたって安定的な財政運営を維持できるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
本町の財政力指数	—	「地方財政状況調査」	0.57 (令和6年度)	↗
本町の経常収支比率	%	「地方財政状況調査」	92.7 (令和6年度)	↘
将来負担比率	%	「地方財政状況調査」	28.6 (令和6年度)	↘

◆現状と主要課題

○令和6（2024）年度普通会計決算において、町税は歳入総額約176億3,100万円のうち約41億6,800万円で、構成比23.7%と最も大きな自主財源となっており、国の定額減税の影響で前年度から微減しておりますが、近年は微増傾向にあり堅調に推移しています。歳出のうち、人件費・扶助費・公債費からなる義務的経費の中で、扶助費は令和6（2024）年度決算で約35億9,900万円、歳出総額の21.0%を占めており、社会保障関係経費の増加を背景に高い水準で推移しています。

○年々増加する扶助費・人件費が財政を圧迫しており、今後も最大の課題となります。特に扶助費は社会保障需要の増加や少子高齢化に伴い今後も増加が避けられないほか、人件費についても人件費の高騰に伴う制度改革の影響で上昇傾向にあります。これらは経常収支比率の更なる上昇を招き、財政の硬直化を進める要因となっています。経常的な収入と支出のバランスを示す経常収支比率は、令和6（2024）年度決算で92.7%となっており、前年度と同率であり、依然として90%台前半の高い水準にあることから、財政構造の弾力性の確保には課題が残っています。

- 本町においても、全国的な傾向と同様に、今後は更に人件費や社会保障関係経費の増加が見込まれており、限られた財源を前提とした一層の行財政改革と事務事業の選択と集中が求められます。さらに、公共施設については、建設後30年以上経過したものが多数を占め、全て更新すると莫大な費用が必要となることから、集約再編の検討と併行して、基金積立等の財源の確保に努める必要があります。
- 将来にわたって安定的な財政運営を維持することができるよう、財政収支の見通しを的確に見据えながら、本町が自主的に収入できる自主財源をはじめとする歳入の確保と、経常的な経費の抑制に努める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】安定した財源の確保

＜目標＞

将来にわたって安定的な財政運営が可能となるよう、より多くの自主財源の確保に努めます。

＜手段＞

- 町税の収納率の向上を図るため、納付手段の拡充やより積極的かつ徹底した徴収業務に取り組みます。
- 行政サービスの継続性と住民負担の公平性を確保するため、物価の高騰等、サービスの継続コストの上昇を踏まえながら、定期的に使用料や手数料などの見直しに取り組みます。
- 町有財産の有効活用や公金の効果的な管理・運用等により、新たな財源の確保に取り組みます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町税の現年収納率	%	税務課資料	99.7 (令和6年度)	→
町税の累計滞納額	千円	税務課資料	148,043 (令和6年度)	↖

【展開方向 2】歳出の削減と合理化の推進

＜目標＞

限りある財源や職員の中で、より効果的・効率的な行政運営を推進できるよう、経常的な経費の抑制に努めます。

＜手段＞

- 行政評価の取組を毎年度の予算編成に反映させ、特に人件費や物件費など行政の内部管理的経費を中心に、経常的な経費を抑制し、財政構造の弾力性の確保に努めます。

○各種団体や個人等に交付している補助金について、その有効性や必要性を検証し、より適正で効果的な補助金制度の運用に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
本町の経常収支比率(再掲)	%	「地方財政状況調査」	92.7 (令和6年度)	↖

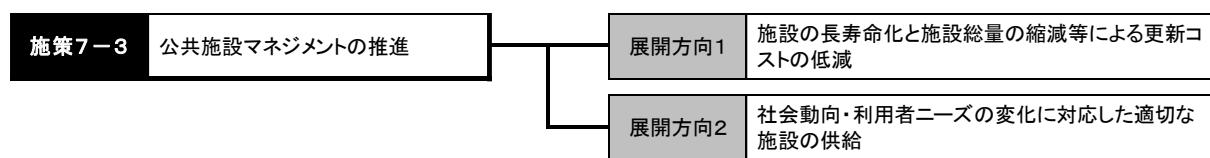
施策7-3 公共施設マネジメントの推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全や長寿命化を図りながら、将来にわたって住民満足度の高い行政サービスを安定的に提供し続けられるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公共施設数	施設	総合政策課資料	91 (令和6年度)	↓

◆現状と主要課題

○現在、全国の地方自治体では、概ね昭和30年代から昭和40年代にかけての高度経済成長期に集中的に整備された大量の公共施設（建物）や道路・下水道等のインフラ施設が一斉に建替えや大規模改修等の更新時期を迎えていました。

○また、総合管理計画で対象としている施設のうち、小規模施設や統廃合又は廃止の方針が固まっている施設を除いた31施設について、長寿命化を前提として建物の劣化診断を行った上で、改修費用の試算を行ったところ、50年改築案では、総額376.3億円（年平均10.8億円）、80年改築案では、総額2,034億円（年平均5.8億円）となっています。財政負担を考慮すると80年改築案とせざるを得ませんが、長寿命化対象施設の面積は、7万6,927m²であり、町の公共施設全体の7割程度の面積となり、他に施設の更新も控えているため、更なる更新費用の増加が見込まれます。

○本町が保有・管理する公共施設のうち、「築後30年以上」を経過した施設は、総合管理計画では、令和5（2023）年度末時点では延床面積が約6万8,048m²と全体の約6割（60.1%）を占めており、老朽化した施設の増加が深刻化しています。更新・修繕・統廃合を計画的に実施しなければ、これから安全性・利便性・維持コストの両面で町財政を圧迫するリスクが高まります。また、公共施設の維持管理を担う建築技師が限られており、過重な業務負担が生じている可能性があり、専門人材の確保や外部委託・技術支援の活用など、効率的な管理体制の再構築を検討する必要があります。

○このような将来見通しを踏まえた中で、住民満足度の高い行政サービスを安定的に提供し続けられるようにするためには、施設の長期的な保全や利活用等を目的とした総合的な管理手法である「公共施設マネジメント」を積極的に推進し、行政コストの節減・効率化と行政サービスの質向上に向けた取組を計画的かつ着実に推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】施設の長寿命化と施設総量の縮減等による更新コストの低減

＜目標＞

施設の長寿命化と施設総量の縮減等を計画的に推進し、将来更新費用の低減を図ります。

＜手段＞

- 日常的な点検及び定期点検の充実を図り、各施設の損傷を早期に発見し、適切な対策を実施することにより、安全性の確保と将来更新費用の低減・平準化を図ります。
- 各施設の機能や利用状況を十分に考慮し、類似又は重複する機能の統廃合・複合化を推進します。
- 施設の長寿命化や省エネルギー化などを計画的に推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」に基づいて改修・更新を実施した施設数(累計)	施設	総合政策課資料	2 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】社会動向・利用者ニーズの変化に対応した適切な施設の供給

＜目標＞

将来的な社会動向や住民ニーズの変化に柔軟に対応しながら、より効果的で効率的な維持管理・運営手法の導入を推進します。

＜手段＞

- 公共施設について、近隣自治体との共同利用、共同管理等を推進します。
- 行政の管理・監督責任を適切に果たしながら、公共施設の維持管理及び運営に民間事業者等のノウハウを積極的に活用し、より効果的・効率的な行政サービスの実現を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
広陵町 PPP/PFI手法導入優先的検討規程における案件数	件	総合政策課資料	4 (令和6年度)	↗
包括管理業務委託対象施設数	施設	総合政策課資料	44 (令和7年10月1日現在)	↗
指定管理者制度導入施設数	施設	総合政策課資料	2 (令和7年10月1日現在)	↗

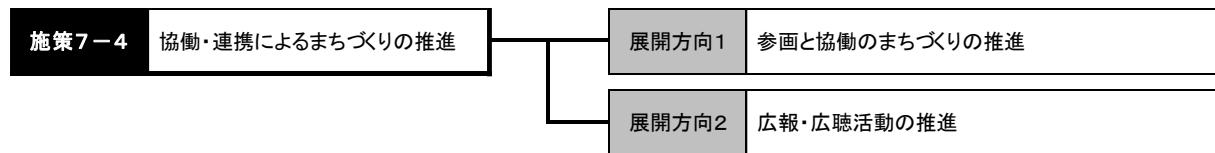
施策7-4 協働・連携によるまちづくりの推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民、コミュニティ組織、事業者等の多様な主体との適切な役割分担及び情報共有を図りながら、様々な地域課題の解決に向けて密に協働・連携するまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これまでにまちづくりに参画したことがある住民の割合（再掲）	%	住民アンケート調査	42.5 (令和7年度)	↗
パブリックコメント1件当たりの意見提出者数	人/件	協働のまちづくり推進課資料	5 (令和6年度) ※1件(合計5人)	↗
区・自治会への加入率(再掲)	%	区長・自治会長へのアンケート調査	85.92 (令和7年9月現在)	↗
まちづくり協議会数	団体	協働のまちづくり推進課資料	1 (令和6年度)	↗

◆現状と主要課題

○近年、社会環境の変化に伴ってますます多様化・複雑化する地域課題に効果的に対応しつつ、個性的で自立したまちを創造・経営していくためには、住民と行政及び住民同士が心を合わせ、力を結集し、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。そのためには、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。加えて、他自治体との連携により、行政サービスの向上を図る必要があります。

○このような基本認識のもと、本町では令和3（2021）年5月に「広陵町自治基本条例」を制定しています。同条例では、本町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、住民及び行政のそれぞれの権利や役割、責務、まちづくりに関する基本

的な事項を定めることによって、個性豊かで活力ある自立した持続可能な社会の実現及び住民の福祉の向上と充実を図ることを目的としています。

○本町では、地域の課題解決又は町の活性化を図るために住民団体等が取り組む自主・自立的な活動のうち、行政と協働で進めることにより、効果が期待されるものに対し、事業提案による補助制度を導入しています。近年では、まちづくり関係団体やNPO法人など、住民主体の活動も徐々に見られるようになってきましたが、他自治体と比べると活動分野や規模はまだ限定的であり、持続的な連携体制の形成には至っていない状況です。また、活動の担い手層が固定化しており、若年層や子育て世代の参加が少ないことも課題となっています。

○今後、更に多様化・複雑化していくと見込まれる様々な地域課題の解決に向け、住民と行政との情報の共有化を図りながら、より広範な分野において、町政への住民参画を促すとともに、多様な主体との協働・連携に根ざしたまちづくりを積極的に推進する必要があります。

○現在、町の広報紙は区・自治会を通じて各家庭に配布していますが、区・自治会によつては未加入世帯への配布が行われていない場合もあり、全戸への情報伝達にばらつきがあります。また、配布を担う地域のボランティアや区・自治会役員の高齢化や人員負担の偏りも進んでおり、配布時期や回収率に地域差が生じています。今後は、区・自治会と協議しながら、配布・閲覧手段（民間委託・電子版など）の検討を行う必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】参画と協働のまちづくりの推進

＜目標＞

自治基本条例のもと、住民、コミュニティ組織、事業者等の多様な主体がともに考え、ともに補完し合うまちづくりを推進します。

＜手段＞

- 町内で働き・学ぶ人たちを含めた住民との深い信頼関係を築き、協力し合いながら、協働・連携に根ざしたまちづくりを着実に推進していくための諸制度の充実及びその活用促進を図ります。
- より広範な分野において、大学や事業者等のノウハウの積極的な活用を図ります。
- 町単独では解決が困難な地域課題や住民の生活圏域の広域化等に対応するため、県や他自治体の連携・協力によるまちづくりを推進します。
- 地域課題の解決に取り組む住民活動団体等の発掘や、協働・連携先を探している住民活動団体のマッチングなどを支援します。
- 施策の策定過程や実施段階により多くの住民が参画できるよう、ワークショップや懇談会の開催、審議会への住民枠の設置等による町政への参画機会の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
自治体間で実施している広域連携事業数	件	総合政策課資料	15 (令和6年度)	↗
町と包括連携協定を締結している大学との連携事業数	件	総合政策課資料	15 (令和6年度)	↗
町内に拠点を持つ NPO 団体数(再掲)	団体	内閣府資料	14 (令和6年度)	↗
協働のまちづくり提案事業・まちづくりチャレンジ活動提案事業の申請数(再掲)	件	協働のまちづくり推進課資料	3 (令和6年度)	↗
条例制定や計画策定の際に公募住民枠の設定やパブリックコメントの住民参画を実施している割合	%	協働のまちづくり推進課資料	100 (令和6年度)	→
公募住民枠を設置している審議会等の数	件	協働のまちづくり推進課	10 (令和6年度)	↗

【展開方向 2】広報・広聴活動の推進

＜目標＞

より良いまちづくりの推進に向け、住民の多様なニーズや意見等の把握に努めるとともに、住民が必要とする町政情報が確実に行き渡るよう、広報活動の充実に取り組みます。

＜手段＞

- 様々な機会を通じ、まちづくりに対する住民の多様なニーズや意見等を把握し、行財政運営への反映に努めます。
- 住民が必要とする情報が適時・適切な方法で確実に行き渡るよう、町HP、SNS及び広報紙等の様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。
- 利用者視点でのナビゲーション改善や情報の整理・統合を進めるとともに、SNSやLINE等との連携を図り、一元的で分かりやすい広報体系を構築していきます。
- 町が保有する行政情報を住民及び事業者等が利用しやすい形式で積極的に公開・提供することで、より開かれた町政を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町HP「広報こうりょう」ページへの総アクセス件数(月平均)	件	デジタル推進室資料	3,456 (令和6年度)	↗
広陵町役場 SNS のフォロワー数	人	デジタル推進室資料	13,776:LINE 1,143:Facebook (令和7年9月現在)	↗
広報こうりょうを毎号読んでいる住民の割合	%	住民アンケート調査	69.7 (令和7年度)	↗

第5章 計画の進行管理と施策・事業の改善・改革

1 計画の推進に当たって

当該計画で定めた基本目標を達成するために、基本計画及び実施計画に定める事業を実施していきます。しかしながら、従前の総合計画では、実施事業が定められた成果指標を達成しているかどうかの評価や施策の有効性を図る仕組みが十分に確立されていませんでした。

このことから、広陵町自治基本条例第33条において、行政評価を行うことを定め、町の政策等について、客観的かつ町民目線に立った評価・検証を行うことにより、効率的で効果的な行政運営を進めることとしました。

行政評価の目的は、従来は「予算（P : Plan）⇒執行（D : Do）」で完結し、施策や事務事業を実施した結果の検証が欠けがちであった行政のサイクルに、「分析・評価（C : Check）」を導入し、「P D C A (Plan (計画) ⇒Do (実施) ⇒Check (分析・評価) ⇒Act (改善・改革)」からなるマネジメントサイクルを確立することによって、計画 (Plan) の有効性と実施 (Do) の効率性の向上等を図ることにあります。

また、国においては、政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするEBPMの重要性が示されています。本町においても、行政評価と連動させながら、各種統計データ等を活用したEBPMを推進し、より客観的で効果的な政策立案と施策や事業の改善を図る必要があります。

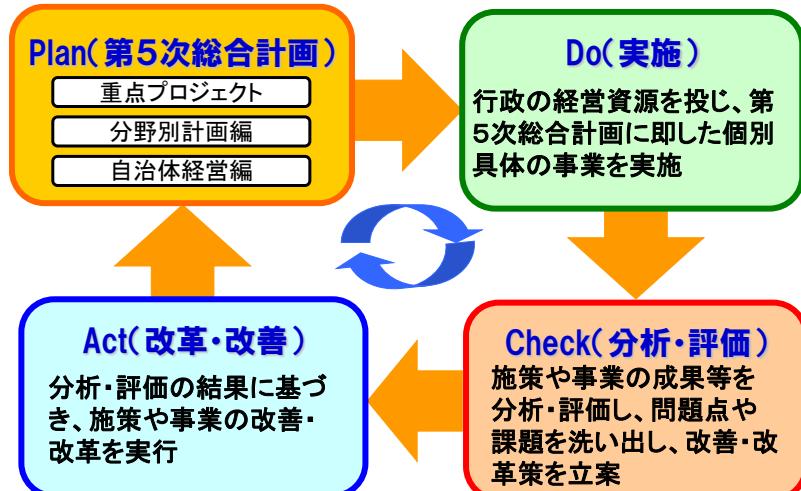
2 計画の進行管理

今後、第5次広陵町総合計画（基本計画）を起点とするP D C Aサイクルの有効性を高められるよう、同計画に掲げた施策やその配下に位置付けた事業を対象に、行政評価に基づく成果を基本とした計画の進捗状況や、目標と現状のかい離の要因等を徹底追求し、施策及び事業の不断の改善・改革を推進することで、財源・職員等の限りある行政の経営資源の最適配分とより緊密に結び付けられるようにします。

また、進行管理のうち、「Check (分析・評価)」を「広陵町政策推進審議会」において行い、その結果等を踏まえつつ、最終的な評価に結び付けることとします。

なお、評価に当たっては、各種統計データや住民アンケート調査結果等の客観的データを活用し、感覚や経験則だけでなく、データに基づく現状分析と課題把握を行うこととします。

＜第5次広陵町総合計画（基本計画）を起点とするP D C Aサイクルの全体像＞



3 施策・事業の改善・改革

「2 計画の進行管理」に基づき、施策内の事務事業の優先度を明らかにします。

その上で、優先度の低い事務事業は縮小又は廃止し、財源・職員等の限りある行政資源を有効に活用するとともに、事務事業の内容（実施方法や実施計画等）の最適化に取り組みます。

その際、客観的なデータや分析結果に基づいて事務事業の効果を検証し、エビデンスに基づく改善・改革を推進します。具体的には、以下のような取組を進めます。

- 統計データの活用：国・県の統計データや町独自のデータを活用した現状分析
- 住民ニーズの把握：住民アンケート調査、各種相談データ等の分析
- 効果の検証：施策実施前後の変化を客観的に測定

また、計画に基づく効果的・効率的な行財政運営を推進するため、その主な担い手である職員の人材力の強化に取り組みます。そのため、研修や業務の実践を通じて、計画を起点とするP D C Aサイクルに基づく行財政運営の趣旨や具体的な内容、職員一人ひとりの計画推進における役割や責任等の理解を全庁に浸透させます。

併せて、計画の進捗状況の検証や行政評価結果に基づく施策及び事業の改革・改善の分析や検討のノウハウ、データ分析やEBPMの手法などの能力開発を進めるとともに、職員の主体的な改革・改善の推進に資するための人材育成や人事制度の整備・運用に取り組みます。